

仙台空港特定空港運営事業等募集要項等に関する質問及び回答(平成26年9月12日)

(注:回答欄で記載の「現時点」又は「現在」とは、平成26年9月12日をいう。)

No.	資料名	タイトル	頁	項目		質問	回答	
A001	募集要項	根拠法令等	3	2	(4)	実施方針公表時点では根拠法令として列挙されていました「官公庁施設の建設等に関する法律」及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の2つの法律が、募集要項では記載されていない理由をご教示いただければと思います。	「官公庁施設の建設等に関する法律」及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」については、募集要項開示時点においては本事業には適用がないことから、記載していません。	
A002	募集要項	適用法令に関する適法性	3～6	2	(4)	募集要項2.(4)(3頁～6頁)において本事業に適用のある法令が列挙されているが、これらの法令の違反、抵触、不適合等で、国又はビル施設事業者等において認識しているものがありますでしょうか。	募集要項公表時点において国が認識している不備は、募集要項等に記載のとおりです。ビル施設事業者については、県の定める手続においてご確認ください。	
A003	募集要項	駐車場法の適用	4	2	(4)	A)-⑨	本空港の駐車場施設は、駐車場法上の「路外駐車場」に該当するとの理解でよろしいでしょうか。(要求水準書案IV.-1第2章の表における「適用基準等」の欄に駐車場法の記載がないため、お聞きする次第です。)	路外駐車場に該当します。
A004	募集要項	募集要項等に関する質問の回答について	36	6	(4)	②	「質問者が明らかにした質問者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのあるもの」については回答を公表しないとされつつ、質問者への直接回答も行わないとされていますので、上記に該当する場合はどのようにご回答いただけるのでしょうか。	募集要項に記載のとおりです。
A005	募集要項	昭和35年条約について	5	2	(4)	B)-②	安全保障条約第六条では、滑走路、誘導路、エプロンの使用は想定しているが、ターミナルビルも使用の対象となるのかご教示願う。また、以下の第七条の意味するところを具体的に示して欲しい。この条約は、国際連合憲章に基づく締結国の権利及び義務又は国際の平和及び安全を維持する国際連合の責任に対しては、どのような影響も及ぼすものではなく、また、及ぼすものと解釈してはならない。	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(以下「日米地位協定」という。)第5条により、米軍機は我が国の飛行場に出入することができることとなっています。日米地位協定は、出入の態様について規定していませんが、実際の使用に当たっては、民間機による空港使用への影響が最小限にとどめられるよう、米軍と空港管理当局との間で所要の調整が行われており、いかなる空港施設が使用の対象となるかは当該調整によることとなります。
A006	募集要項	参照すべき基準について	5	2	(4)	D)	参照すべき基準として示されている基準類について、ウェブ上での公表や書籍としての販売がされていないと思われるもの(空港内の施設の維持管理指針、航空保安業務処理規定、空港における安全管理システムの整備基準、仙台空港津波避難計画)については、別途ご開示いただけますでしょうか。	第二次審査にて開示予定です。
A007	募集要項	事業の背景・目的	7	3	(1)		「多彩な観光資源、食材」とうたっているが、多彩な観光資源、食材になる「可能性」のあるものという解釈でよいか、また、「自動車関連企業等の産業集積」とあるが、各産業のクラスターが形成されていると云うより、下請け体制が存在すると云うことであるならば理解できるが、今後、集積すると云う解釈で良いかご教示願う。	事業の背景・目的に関する記載の前段として現状について概観していますが、提案書類の作成等に当たっては、応募者自身の現状認識に基づくご提案をお願いします。
A008	募集要項	空港用地等の貸付について	8	3	(3)	B)	駐車場も対象に入るかご教示願う。	空港用地内に設置される駐車場施設のうち、駐車場施設事業者が運営する仙台空港第1駐車場・第2駐車場については、空港運営事業開始日以降、運営権者の駐車場施設事業の対象となります。
A009	募集要項	事業場所	8	3	(3)	A)	空港用地を構成する土地は、以下の二筆(各筆の全体)との理解でよろしいでしょうか。また、異なる場合は、地番(その一部の場合は図示)により明らかにして下さい。 ・宮城県名取市下増田字南原(無番地) ・宮城県岩沼市下野郷字北長沼4	募集要項等における住所の記載は、登記上の地番を示したものではありません。地番の一覧については、第二次審査にて開示予定です。
A010	募集要項	空港用地等の貸付について(ビル施設の用地の使用許可)	8	3	(3)	B)	ビル施設の用地の使用許可(空港運営事業開始日の前日までに継続されるもの)に係る契約書又は使用許可書の開示時期について、ご教示下さい。	平成26年度に有効な使用許可書等については、第二次審査にて開示予定です。また、平成27年度に有効な使用許可書等については、補足資料の公表等を行う期間内に追加して開示する予定です。

仙台空港特定空港運営事業等募集要項等に関する質問及び回答(平成26年9月12日)

(注:回答欄で記載の「現時点」又は「現在」とは、平成26年9月12日をいう。)

No.	資料名	タイトル	頁	項目			質問	回答
A011	募集要項	空港運営事業期間の延長	9	3	(4)	B)	以下の場合に延長が可能かご教示いただきたい。 ①合意延長X年を行い、30+X-4年目にオプション延長を申し込む ②合意延長X年を行い、30+X-3年目にオプション延長を申し込む ③空港運営事業期間Y年の4年前にオプション延長を申し込まず、国が次期期間の運営権者を選定した後、実施契約上の事由が生じ、合意延長を申し込む	①は可能、②は不可ですが、いずれの場合も空港運営事業終了日(30+X)の4年前の応当日までにオプション延長を届け出てください。 ③合意延長に係る協議の申し出は、空港運営事業期間中であれば可能です。ただし、オプション延長の届出期間は過ぎているため、合意延長が認められた場合でも、合意延長後にオプション延長を届け出ることはできません。
A012	募集要項	空港運営事業期間の延長	9	3	(4)	B)	合意延長の年数は、増加費用の投資回収期間と認識すればよいか。	実施契約書(案)第62条をご確認ください。
A013	募集要項	運営権の存続期間	9	3	(4)	C)	オプション延長、合意延長により空港運営事業期間が65年となり期間満了の1年前に実施契約上の事由が生じた場合、増加費用に対する補償は合意延長以外で何か用意されるのか	募集要項及び実施契約書(案)に記載のとおりです。
A014	募集要項	事業方式	10	3	(5)	A)	「一部」を具体的にご教示願う。	空港用地内に設置される駐車場施設のうち、駐車場施設事業者が運営する仙台空港第1駐車場・第2駐車場が対象となります。運営権設定対象施設リストをご確認ください。
A015	募集要項	事業方式	10	3	(5)	A)	駐車場施設のうち一部の施設については、「国が空港運営事業開始日に譲渡を受けることで運営権設定対象施設に含まれることになる」とありますが、駐車場事業者との間で合意はされているのでしょうか。 また、駐車場施設のうちその余の施設については、どうなるのでしょうか。	仙台空港第1駐車場・第2駐車場については、国から駐車場施設事業者に対し土地及び工作物等の国有財産使用許可を行うとともに、駐車場施設事業者が管理事務所等の施設を設置・所有し、運営を行っています。駐車場施設事業者が所有する施設については、国が空港運営事業開始日に譲渡を受けることで運営権設定対象施設に含まれることとなりますが、使用許可を行っている土地及び工作物についても、運営権設定対象施設に含まれています。この他、駐車場施設事業者が所有する動産のうち、駐車場施設事業に必要なものについては、国が空港運営事業開始日に譲渡を受けた後、運営権者譲渡対象資産として運営権者に譲渡されることとなります。なお、駐車場施設事業者との合意はなされているものとご理解ください。
A016	募集要項	駐車場施設について	10	3	(5)	A)	駐車場施設のうち一部の施設については、空港運営事業開始日に譲渡を受けるとのことですが、維持管理も空港運営事業開始日からで宜しいでしょうか	ご理解のとおりです。
A017	募集要項	ビル施設事業者株式の譲受方法	10	3	(5)	B)	宮城県が県以外のビル施設事業者との間で締結している平成26年4月14日付株式譲渡予約契約の開示をお願い致します。国は県との間で予約完結権やビル施設事業者株式が運営権者に譲渡されることについて合意しており、「ビル施設事業者が締結している契約等については、特段の事象がない限り承継されることになる。」と述べています。一方、県は、上記契約を締結し、譲渡予定価格を固定しておきながら、その算定根拠に大きく影響を与える既存借入契約を変更しようとしております。本件投資判断に大きな影響を与えますので、宜しく願い致します。	県の定める手続における開示資料となっています。国と県との間で締結済の「仙台空港の経営一体化に関する基本合意書」と合わせ、県の定める手続にてご確認ください。なお詳細は、県の定める手続に係る要領をご確認ください。
A018	募集要項	契約書の作成について	10	3	(5)	B)	平成27年12月に運営権者と県との間で締結される「ビル施設事業者株式譲渡契約書」をお示し願います。	株式譲渡契約書(案)は、県の定める手続における開示資料となっています。なお詳細は、県の定める手続に係る要領をご確認ください。
A019	募集要項	ビル施設の売買予約契約	11	3	(5)	B)	ビル施設事業者が国との間で締結する売買予約契約について、様式があれば開示をお願いいたします。	C)ビル施設の取扱いに記載のビル施設につき国を予約完結権者とする売買の一方の予約契約の案については、第二次審査にて開示予定です。

仙台空港特定空港運営事業等募集要項等に関する質問及び回答(平成26年9月12日)

(注:回答欄で記載の「現時点」又は「現在」とは、平成26年9月12日をいう。)

No.	資料名	タイトル	頁	項目			質問	回答
A020	募集要項	運営権者の資産等	11	3	(5)	D)	「運営権者及び運営権者子会社等の所有する資産のうち必要と認められたもの」とは空港事業に必要なものという解釈でよいのか？例えば、空港事業に必ずしも必要ではないが、空港の収益に貢献するような以下の資産は買い取っていただけるのか？ ①運営権者が設置した空港用地内の商業用不動産 ②運営権者が設置した空港用地外の商業用不動産	国が資産を買い取る際の手続は、実施契約書(案)に記載のとおりです。
A021	募集要項	ビル施設の売買予約契約	11	3	(5)	B)	「かかる仮登記は他の権利設定・・・に優先する順位保全効を有するものとする」とありますが、順位保全効はビル施設事業者株式の譲受け前の事情によっても影響されるものですので、当該部分は運営権者ないしビル施設事業者の法的義務を構成しないとの理解でよろしいでしょうか。	ご指摘の内容は、実施契約書(案)に記載のとおり、ビル施設事業者の義務を構成しますが、国が別途の方法によることを指示した場合は当該指示に従っていただくこととなります。
A022	募集要項	ビル施設事業者の株式	11	3	(5)	B)	ビル施設事業者が締結している契約等については特段の事情がない限り承継とありますが、特段の事情とは具体的にどのような事を想定されていますでしょうか。	現時点において具体的な想定はありません。
A023	募集要項	ビル施設事業者の株式	11	3	(5)	B)	県からの借入金についても継続されるということでよろしいでしょうか。	県の定める手続にてご確認ください。
A024	募集要項	ビル施設事業者の株式	11	3	(5)	B)	ビル施設事業者の株式譲受後、ビル施設につき売買の一方の予約契約が承継される前提であれば、SPCとの間で合併等を行ってもよろしいでしょうか。	実施契約書(案)第56条第4項を満たす限りにおいては、ご理解のとおりです。
A025	募集要項	ビル施設事業者の株式	11	3	(5)	B)	議決権株式の譲渡にその他株主の承諾、優先交渉権等の条件を付与することは可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
A026	募集要項	ビル施設の事業期間終了時の取り扱いについて	11	3	(5)	D)-b)	“国又は国の指定する第三者は、運営権者及び運営権者子会社等の所有する資産のうち必要と認められたものを時価にて買い取ることができる。”とありますが、ビル施設は同項C)において国との間で売買予約契約並びに所有権移転請求権仮登記が締結・設定されることから、空港運営事業終了日以降に国により時価にて必ず買い取ってもらえると理解してよろしいでしょうか。	募集要項等に記載のとおりです。
A027	募集要項	資産の事業期間終了時の取り扱いについて	11	3	(5)	D)-b)	“国又は国の指定する第三者は、運営権者及び運営権者子会社等の所有する資産のうち必要と認められたものを時価にて買い取ることができる。”とありますが、国又は国の指定する第三者の買取基準についてご教示ください(どのようなものを買い取り、どのようなものは買い取らないのか)。	現時点において具体的な想定はありません。
A028	募集要項	空港用地等の事業期間終了時の取り扱いについて	11	3	(5)	D)-b)	“空港用地等については、空港運営事業終了日に国有財産無償貸付契約が解除され、運営権者は原則として自らの費用負担により更地にして国又は国の指定する第三者に引き渡さなければならない。”とある一方、“ただし、国又は国の指定する第三者が買い取る資産が空港用地上に存在する場合には、現状有姿で引き渡す。”とありますが、ここで言う「買い取る資産」とは同項内の「運営権者及び運営権者子会社等の所有する資産のうち必要と認められたもの」と同義であるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
A029	募集要項	事業期間終了時の取扱い b) 運営権者の資産等	11	3	(5)	D)-b)	空港運営事業終了時に、国又は国の指定する第三者は、運営権者及び運営権者子会社等の所有する資産のうち必要と認められたものを時価にて買い取ることができる、とあります。運営期間の後半における、前向きな追加投資を促進するために、投資時点において将来、買い取りの対象として頂けるか、事前に確認させて頂く機会を設けて頂きたく、お願い致します。	現時点でそのような機会の設定は想定していません。

仙台空港特定空港運営事業等募集要項等に関する質問及び回答(平成26年9月12日)

(注:回答欄で記載の「現時点」又は「現在」とは、平成26年9月12日をいう。)

No.	資料名	タイトル	頁	項目			質問	回答
A030	募集要項	契約書の作成について	11	3	(5)	C)	「ビル施設につき国を予約完結権者とする売買の一方の予約契約書」をお示し願います。	第二次審査にて開示予定です。
A031	募集要項	着陸料設定について	12	1	(6)		「自由に利用料金を設定できる」とありますが、現行の料金体系の大枠が踏襲されることが想定されているのか、もしくは利用料金を構成する要素も自由に決定できるのか、ご教示いただけますでしょうか。また、①プライスキャップはあるのか、②新規航路向けの割引など、戦略的なプライシングを行うことは認められているのか、③関連の規制・法令を遵守する限りにおいては、騒音値とリンクしないような着陸料を設定することは可能なのか、についてご教示頂けないでしょうか。	関係法令等の範囲内であれば、現行の料金体系を踏襲しない、自由な提案をすることが可能です。
A032	募集要項	本事業の範囲	12	3	(8)		3(2)において運営権設定対象施設から除かれるCIQ施設及び宮城県道10号線の保守・管理は、本事業に含まれるのでしょうか。含まれるとした場合、3(8)のいずれに該当するのでしょうか。	CIQ施設及び宮城県道10号線は、土地及び工作物等に係る国有財産使用許可等に基づき使用者が施設等の設置を行っており、空港運営事業開始日以降は、空港用地等貸付事業において、運営権者が土地及び工作物等の貸付を行うこととなります。当該貸付の対象となる運営権設定対象施設の取り扱いについては募集要項等に記載のとおりであり、使用者が設置する施設等の維持管理・運営は使用者が費用負担し実施します。
A033	募集要項	業務の引き継ぎの費用負担	12	2	(7)	D)-c)	終了時の引き継ぎ費用を前運営権者が負担するのであれば、当初設定時の引き継ぎ時の職員派遣については、運営権者の負担ではなく、国の負担でお願い致します。事業開始時と終了時の方針で整合性がとれるようにお願い致します。	募集要項及び実施契約書(案)に記載のとおりです。
A034	募集要項	航空・非航空事業の連携について	12	3	(8)		現状空港運営等事業を主とする航空事業と、ビル施設等事業を主とする非航空事業の間の連携はどのような体制で図られていますでしょうか。ご教示ください。	仙台空港事務所とビル施設事業者が適宜連絡を行っています。なお、競争的対話期間中に仙台空港事務所との意見交換の機会を設けることを予定しています。
A035	募集要項	環境対策事業における各助成金の交付実績について	12	3	(8)	C)	環境対策費の過去5年の1件ごとの内容と支払事由をご開示ください。(毎年総額はインフォメーションパッケージ4.1.6にて確認しております)また、対象となる世帯や施設など、母集団の年次推移、及び震災前後での対象者の異動、特に現在は避難しているが、もともと対象地に居住しており、今後戻られる可能性がある対象用地保有者などの資料をご開示お願い致します。	学校等及び住宅に対する騒音防止工事の助成事業は、平成21年度～25年度の支払実績はありません。なお、住宅防音工事補助の対象世帯は名取市に残っている1件のみで、国の更新工事の権利を有した住宅ですが、平成24年度に名取市の単独事業(補助率100%)で更新工事を実施しています。名取市より、今後、国に補助申請を提出する予定はないとの報告を受けています。また、補助対象者の居住している地域は、災害危険区域に指定されており、将来的には集団移転する予定(移転申請等手続済、時期未定)であることから、住宅防音工事補助対象世帯はなくなる見込みです。その他については、可能な範囲で第二次審査にて開示予定です。
A036	募集要項	騒音以外の環境リスクの分担について	12	3	(8)	C)	該当項には環境対策事業として騒音関連のみが挙げられておりますが、その他有害物質、土壌汚染、水質汚染、大気汚染等に関するリスク分担はどのように考えられていますでしょうか。あくまで事業権範囲外ということで地主としての国の責任と整理して宜しいでしょうか。	国が負うリスクについては実施契約書(案)に記載のとおりであり、それ以外の責任を負うものではありません。
A037	募集要項	騒音以外の環境調査について	12	3	(8)	C)	該当項には環境対策事業として騒音関連のみが挙げられておりますが、その他有害物質、土壌汚染、水質汚染、大気汚染等を含む環境関連の事項に関して作成、提出又は公表した調査書、報告書、その他の文書がありましたら開示ください。	第二次審査にて開示予定であるPCB・アスベストに関する資料の他は、その他有害物質、土壌汚染、水質汚染、大気汚染等を含む環境関連の事項に関して作成、提出又は公表した調査書、報告書、その他の文書は存在しません。

仙台空港特定空港運営事業等募集要項等に関する質問及び回答(平成26年9月12日)

(注:回答欄で記載の「現時点」又は「現在」とは、平成26年9月12日をいう。)

No.	資料名	タイトル	頁	項目			質問	回答
A038	募集要項	騒音以外の環境調査について	12	3	(8)	C)	現在行っている又は過去に行った廃棄物・有害物質(PCB、アスベスト等を含む)の産出、使用又は処分に関して説明した資料(時期、場所、種類、量、方法等を含むもの)がありましたら開示ください。	PCBについては、現在国が管理しているものが存在します。当該PCBは今後国の責任で廃棄処分し、それまでの間、国において適切に管理します。なお、PCBの保管・処分状況等については、県に対する届出書を第二次審査にて開示予定です。アスベストについては、H18.3に吹付アスベストに関する調査を設計図書等をもとに実施し、運営権設定対象建物に吹付アスベストが使用されていないことを確認済みです。当該建物の設計図書等は第二次審査にて開示予定です。
A039	募集要項	騒音以外の環境調査について	12	3	(8)	C)	騒音、それ以外を含む環境関連の事項に関し、近隣その他の第三者から受けたクレーム、指導、連絡等(もしあれば)を説明した資料がありましたら開示ください。	インフォメーションパッケージ「4.1.5 騒音苦情対応業務」に記載のもの以外は、第二次審査にて開示予定です。
A040	募集要項	騒音の実地調査について	12	3	(8)	C)	第一次審査後において、現地で騒音の計測その他環境関連の調査を行うことは可能でしょうか。	第二次審査参加者による競争的対話期間中の現地調査に際し、騒音の計測については、空港運営に支障のない範囲において実施することが可能です。その他環境関連の調査については、内容・方法等について事前協議を行い、国の承諾を得たうえで実施することは可能です。
A041	募集要項	利用料金の設定及び収受	12	3	(6)		着陸料、空港航空保安施設の使用料金、旅客取扱施設の利用料については、優先交渉権選定基準において、料金提案については運営後の運営権者の義務となっていますが、義務については料金設定の考え方を維持することという理解でよろしいでしょうか。	優先交渉権者選定基準の策定理由に記載のとおりです。
A042	募集要項	利用料金の設定及び収受	12	3	(6)		着陸料、空港航空保安施設の使用料金、旅客取扱施設の利用料については、必要な認可、届出等を行っていただければ、国から変更を否認されることはないという理解でよろしいでしょうか。	関係法令等の適用によります。
A043	募集要項	業務分担	12	3	(8)		国と運営権者の業務分担については、競争的対話において、協議可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
A044	募集要項	業務委託に際しての国への事前通知について	12	3	(8)		本事業に係る業務を第三者に委託する場合に「国に事前に通知した上」と、全ての委託業務に関して都度通知を行わなければならない事由について、ご開示いただけますでしょうか。	募集要項等に記載のとおりです。
A045	募集要項	駐車場施設利用料金に関する関連法令	12	3	(8)	②	“関連法令に基づく手続き”の関連法令とは具体的に何を指すのでしょうか。	本事業において、駐車場施設の利用料金を収受する際に適用されるすべての法令等を指し、特定の法令を指すものではありません。
A046	募集要項	着陸料等を収受できない場合	13	3	(8)	A)①- (iii) ・脚注 5	着陸料等を収受できないとされている、募集要項3.(8)A)①(iii)・脚注5(13頁)記載の各場合について、発着回数が逼迫した場合等においては、その回数、頻度、発着陸時間帯等に関し、国等の関係先と協議させて頂くことは可能でしょうか。	スポットの容量が飽和した場合については、協議することを想定しています。
A047	募集要項	着陸料等	13	3	(8)	A)(iii)	「ただし、以下の場合には着陸料を収受することができない」とありますが、経営への影響(損失)が生じた場合については、国はリスク分担の基本的な考え方に基づき、損失を補償していただけますでしょうか。	募集要項等に記載のとおりであり、国の費用負担は想定していません。
A048	募集要項	維持管理業務等の発注者について	13	3	(8)	①- (i)	空港基本施設等事業の維持管理業務(補修・更新・改修等)において、工事発注等については業者選定基準(許認可など)は御座いますでしょうか。また競争入札などを行わなくても構わないでしょうか。	前段については、要求水準書(案)に則って適切に実施してください。後段(「また」以降)については、ご理解のとおりです。

仙台空港特定空港運営事業等募集要項等に関する質問及び回答(平成26年9月12日)

(注:回答欄で記載の「現時点」又は「現在」とは、平成26年9月12日をいう。)

No.	資料名	タイトル	頁	項目			質問	回答
A049	募集要項	環境対策事業について	14	1	(8)	C)	現状の騒音対策の対象範囲について、現在移転補償の対象となっているところがあるかご教示いただけますでしょうか。	要求水準書(案)Ⅲ.環境対策事業に関する要求水準に記載のとおり、現在移転補償の対象となっている土地はありません。
A050	募集要項	本事業の範囲	14	3	(8)	C)	運営権者が航空機騒音障害防止法に基づき買入れ、国に譲渡した土地は、運営権設定対象施設に含まれるのでしょうか。	運営権設定対象施設には含まれませんが、要求水準書(案)Ⅲ.環境対策事業に関する要求水準に記載のとおり、航空機騒音障害防止法に基づき運営権者が買入れ、国に譲渡した土地は、運営権者が管理を行うこととなります。
A051	募集要項	環境対策事業について	14	1	(8)	C)欄外9	騒音対策区域変更の場合の「その他の事情の変更」についても、運営権者の経営判断によるものであり、国・行政の判断によるものは含まれないと理解してよろしいでしょうか。	法令等の変更による要求水準の変更による場合においては、実施契約書(案)に記載のとおりとなります。
A052	募集要項	その他付随業務(空港用地等貸付事業)	15	1	(8)	D)欄外16	範囲については現況(2014年5月現在)と同じという理解でよいのか、また国が使用する仙台空港事務所及び近隣自治体その他事業者が使用する施設の敷地の範囲を明確にしていただけでないでしょうか。	前段については、実施契約書(案)に記載のとおり、対象範囲は募集要項公表時における予定であり、実施契約締結時までに国が決定します。後段(「また」以降)については、第二次審査にて開示予定です。
A053	募集要項	駐車場施設事業について	15	3	(8)	D)-a)-③-(i)	駐車場施設事業に警備業務がありません。駐車場施設は警備の対象外でしょうか。	駐車場施設の警備業務は、③(ii)駐車場施設の運営業務に含まれます。
A054	募集要項	空港用地貸付事業について	15	3.	(8)	D)	国が指定する者への有償での土地及び工作物等貸付業務について、有償とは運営権者が転貸代金を国に納付するという意味か。	有償での土地及び工作物等の貸付に係る対価は、運営権者の収益となります。
A055	募集要項	空港用地等貸付事業	15	3	(8)	D)a)②(iii)	その他第三者への土地又は工作物等貸付業務について、空港機能を阻害しない場合で、特段の理由がない限り、これを承認する事があるが、「空港機能を阻害しない」とは具体的にどのような事を想定されていますでしょうか。	関係法令等及び要求水準に抵触しないこととご理解ください。
A056	募集要項	地域との共生に関する事業・業務	15	3	(8)	D)b)①	一般財団法人空港環境整備協会が実施している事業と同等以上の効果とありますが、現在実施している業務内容及び評価している効果についてご教授ください。また事業の効果についての評価はどのように行うのでしょうかご教授ください。	現在、一般財団法人空港環境整備協会が実施している地域共生事業は、インフォメーションパッケージ「5.【補足】地域との共生に関する事業」に記載のとおりです。提案を受ける事業の効果については、同じく提案することが求められる「従前と同等以上の効果が得られることの疎明」を参考に評価します。
A057	募集要項	ビル施設等事業	16	3	(8)	E)	仙台空港アクセス鉄道との一体的運営とは運営権者が仙台空港アクセス鉄道の株式譲渡もしくは事業譲渡を受けることを指すのか、それとも運営管理業務を受けることを指すのか、もしくはこれらの行為の総称か	現時点において具体的な想定はありません。
A058	募集要項	ビル施設等事業	16	3	(8)	E)	仙台空港アクセス鉄道に関する国との事前協議では何を国と協議するのか	運営権者が仙台空港アクセス鉄道を一体的に運営することにより、仙台空港の運営の事業継続が損なわれることがない仕組みとなっているか等について事前協議することを想定しています。
A059	募集要項	本事業の範囲	16	3	(8)	E)	運営権者又は運営権者子会社等は、原則として、空港用地外で収入等を得る事業活動を行ってはならないとありますが、第三者(運営権者及び運営権者子会社を除く優先交渉権者が出資する会社を含む)に委託して行う場合も、制限の対象になるのでしょうか。	収入等を得る事業活動については行うことができません。
A060	募集要項	国・関係地方公共団体との連携提案	16	3	(8)	D)-b)-②	国及び関係地方公共団体との連携提案において、関係者との事前打ち合わせは可能でしょうか。宮城県との接触禁止(参加資格確認要領8-(5))に抵触しませんでしょうか。	県の定める手続に係る要領に抵触しない範囲で、応募者の判断において実施することは可能です。

仙台空港特定空港運営事業等募集要項等に関する質問及び回答(平成26年9月12日)

(注:回答欄で記載の「現時点」又は「現在」とは、平成26年9月12日をいう。)

No.	資料名	タイトル	頁	項目			質問	回答
A061	募集要項	航空機給油サービス事業	18	3	(8)	E)-③	運営権者が自ら(又は自ら指定する第三者をして)航空機給油サービス事業を行う(又は行わせる)ことを希望する場合、任意に、現在の航空機給油関連事業者との契約・使用許可等を終了させ、当該事業者の本空港における同事業を終了させることが可能でしょうか。(実施契約書(案)第26条第3項にも関連した質問です。)	実施契約書(案)に記載のとおりです。
A062	募集要項	空港用地内において実施する自主事業	18	3	(8)	E)-④	自主事業の中に駐車場事業も含まれるのかご教示願う。	駐車場施設事業は、空港運営事業のその他附帯事業に含まれますが、自主事業として別途実施することも可能です。
A063	募集要項	空港用地内において実施する自主事業	18	3	(8)	E)④(i)	空港用地内において実施する自主事業を空港運営事業開始日の前日までに実施する場合がありますが、具体的にはどのような事業を想定されていますでしょうか。また使用許可等を受けるとありますが、どなたからの許可を受けるのでしょうか。	空港用地内において実施する自主事業は、提案次第で様々なものが想定されます。また、この場合、国からの国有財産使用許可の取得等、自主事業を実施する場所、内容に応じて必要な手続を行う必要があります。
A064	募集要項	要求水準書	18	3	(9)		要求水準の中で国の承諾を得る事項が多数ありますが、承諾を必要とする水準について、競争的対話等の際に協議し、具体的に明文化することは可能でしょうか。	協議の対象とすることは可能です。
A065	募集要項	運営権者が受領する権利・資産	19	3	(10)	A)	ビル施設事業者の発行済株式を譲り受けるものとされていますが、ビル施設事業者は、新株予約権その他株式を発行するべき義務を負担していないという理解でよろしいでしょうか。もしかかる義務を負担しているのであれば、クロージングまでに解消され、又はかかる義務に基づき発行された株式も(代金に変更はないまま)運営権者に承継されるのでしょうか。	ビル施設事業者に関する内容は、県の定める手続にてご確認ください。
A066	募集要項	運営権者譲渡対象資産	20	1	(10)	B)-③	運営権者譲渡対象資産(消防車両、除雪車両など含む)につき、運営権者が資産を保有せず、リース会社から賃借して利用することは許容されるのでしょうか。また、これら譲渡対象資産が更新され、新たに購入される場合、リース会社から賃借する方法は許容されるのでしょうか。	消防車両、除雪車両など運営権者譲渡対象資産リストに記載されているものは運営権者に譲渡しますが、更新時・新規購入時の取扱いはご理解のとおりです。
A067	募集要項	更新投資等の取扱いについて	20	1	(11)	A)	国が必要であると判断したときは、運営権設定対象施設について維持管理(更新投資)を行うとあり、責任・負担は明記されていませんが、責任・費用負担は国にあると理解してよろしいでしょうか。	実施契約書(案)に記載のとおりです。
A068	募集要項	更新投資等の取扱いについて	20	3	(11)	A)	「国は、公益上の理由を検討した上で～維持管理(更新投資)を行うことがある」とございますが、運営権者の事業計画との重複または齟齬が生じる可能性があるため、事前協議により決定されるという認識でよろしいでしょうか。また、協議は実施の〇か月前までに完了されるなど、既定して頂けますでしょうか。	国による更新投資(運営権設定対象施設)は、実施契約書(案)第42条第2項に記載のとおり、事前の通知によります。
A069	募集要項	駐車場等の一部除却の取扱いについて	20	3	(11)	A)	駐車場の運営権設定対象施設の「一部除却」については、「全面除却」(運営権GLに基づく、その後の再整備を含めて「改修」と定義)にはあたらず、「維持管理」にあたるため、運営権者の判断で行うことができるの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
A070	募集要項	更新投資等の取扱いについて	20	3	(11)	A)	「運営権者は、運営権設定対象施設について、建設(新規投資)および改修を行うことはできない」とあり、別紙2に建設・改修の定義がされておりますが、駐車場施設の立体駐車場化等による施設の処理能力向上や利便性向上のための工事も禁止事項に該当しますでしょうか。	運営権設定対象施設の機能向上に係る整備は維持管理(更新投資)に該当することから、運営権者が自らの判断で実施することが可能となります。
A071	募集要項	運営権設定対象施設に係る更新投資等の取扱いについて	20	3	(11)	A)	運営権設定対象施設である「駐車場施設」について、駐車場施設の台数等現状の機能を維持した上で駐車場を建物として立体化することは可能でしょうか。	可能です。

仙台空港特定空港運営事業等募集要項等に関する質問及び回答(平成26年9月12日)

(注:回答欄で記載の「現時点」又は「現在」とは、平成26年9月12日をいう。)

No.	資料名	タイトル	頁	項目			質問	回答
A072	募集要項	運営権設定対象施設に係る更新投資等の取扱いについて	20	3	(11)	A)	駐車場を立体化し、創出された余剰地を収益施設等の敷地として活用することは可能でしょうか。	可能です。
A073	募集要項	更新投資等の取扱い「改修」の範囲	20	3	(11)	A)・募集要項別紙2	運営権設定対象施設の一部の撤去(例えば、2本中1本の滑走路の撤去又は短縮)は、運営権者の権限の範囲内として許容されるか、ご教示下さい。	運営権設定対象施設の維持管理(更新投資)は運営権者の権限において実施することとなりますが、重要変更該当する場合には、国の承認が必要となります。重要変更の定義については、実施契約書(案)に記載のとおりです。 なお、例示されている2本中1本の滑走路の撤去又は短縮は、重要変更に該当します。
A074	募集要項	運営権設定対象施設に係る更新投資等の取扱いについて	20	3	(11)	A)	旅客ビル施設及び貨物ビル施設を増築し、空港用地内にビルを拡張することは可能でしょうか。可能な場合、その範囲をご教示下さい。	空港用地内においてビル施設を拡張することは可能です。
A075	募集要項	更新投資等の取扱い	20	3	(11)	A)	運営権者が更新投資を行った運営権対象施設は、国の所有に属し…とあります。運営期間の後半期間における、適切な更新投資促進のために、更新投資の内、運営権終了時に未償却部分については、何らかの方法で精算頂く仕組みをご検討頂きたく、お願い致します。	募集要項等に記載のとおりです。
A076	募集要項	計画	21	3	(12)	A)	中期計画、単年度計画がマスタープランの範囲内であつた実施契約に記載されている国の承諾事項以外については、国の承諾不要という理解でよろしいでしょうか。	実施契約書(案)に記載のとおりです。
A077	募集要項	不可抗力	22	3	(15)	A)	不可抗力が生じた場合で、発着回数の減少等による経営への影響(損失)が生じた場合で、保険によって損害を補填するに足りない時は、不足分を補償していただけるという理解でよろしいでしょうか。	募集要項に記載のとおりです。
A078	募集要項	国が定める基準以上への保険加入について	22	3	(15)	A)	過去、空港管理者賠償責任保険(同種の保険を含む)の保険金支払対象となるような事故が御座いましたでしょうか。保険料算定に必要なため、過去の事故・訴訟等の履歴をご教授頂けると有難いです。	国においては、可能な限り確認したところ該当する事故等の実績はありません。なお、ビル施設事業者に関する内容は、県の定める手続にてご確認ください。
A079	募集要項	瑕疵担保について	22	3	(15)	B)	県プロセスにおけるターミナル事業の現地調査また国プロセスにおける第一次審査後の現地調査と、空港運営事業開始日の間に瑕疵が明らかになった場合の損失補償をご検討頂けないでしょうか。	実施契約書(案)に記載のとおりとします。
A080	募集要項	瑕疵担保責任について	22	3	(15)	B)	「…、国は、当該瑕疵によって運営権者に生じた損失について、運営権対価の金額を上限として補償する。」とあり、一方、実施契約書(案)第62条2項(2)号では「国が各事由において運営権者に生じた損害又は増加費用分を回収する必要があると認めた場合には、…両者が合意した日まで空港運営事業期間及びビル施設等事業期間を延長することができる」とあります。これにより、運営権者に生じた損害又は増加費用分を回収する必要があると国が認めた場合には、運営権対価の上限までは金銭補償、運営権対価の上限を超えた場合には合意延長による費用の回収を認めていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	国が必要と認めた場合には、金銭補償に加えて合意延長も行うことがあるか、ということがご質問の趣旨であれば、ご理解のとおりです。
A081	募集要項	瑕疵担保責任	22	3	(15)	B)	運営権設定対象施設について、空港運営事業開始日以後6か月以内に物理的な隠れたる瑕疵が発見された場合、国は、当該瑕疵によって運営権者に生じた損失について、運営権対価の金額を上限として補償する、とあります。資金調達の円滑化の観点からも、隠れたる瑕疵が発見された場合は、運営権対価の金額を超える部分についても補償の対象として頂けるよう、ご検討をお願い致します。	募集要項等に記載のとおりです。
A082	募集要項	特定法令等変更について	22	3	(15)	C)	「本事業にのみ適用され～」とございますが、例えば他の空港で運営権が設定されており、その複数の事業に対して不当な影響を及ぼす法令等の変更は、損失補償の範囲に含まれますでしょうか?	実施契約書(案)に記載のとおり、特定法令等変更には、民活空港運営法に基づく公共施設等運営権の主体にのみ適用され、その他の者に適用されない法令等の変更も含まれます。

仙台空港特定空港運営事業等募集要項等に関する質問及び回答(平成26年9月12日)

(注:回答欄で記載の「現時点」又は「現在」とは、平成26年9月12日をいう。)

No.	資料名	タイトル	頁	項目			質問	回答
A083	募集要項	特定法令等変更	22	3	(15)	C)	本事業にのみ適用されない法令等変更で運営権者に損失が生じた場合は補償対象外と解釈してよろしいか。	ご理解のとおりです。
A084	募集要項	特定法令等変更	22	3	(15)	C)	当初想定することができない、保安基準の変更等、法令の変更に対応するため、追加投資及び追加運営経費(損失)が生じた場合は国により損失が補填されるという理解でよろしいでしょうか。	実施契約書(案)に定義する特定法令等変更に該当しない場合は、国による損失補填の対象ではありません。
A085	募集要項	「特定法令等変更」について	22	3	(15)	C)	国が損害を補償する「特定法令等変更」とは具体的にどのようなケースを想定されていますでしょうか。	実施契約書(案)に記載のとおりです。
A086	募集要項	特定法令等変更について	22	3	(15)	C)	「特定法令等変更」について、「事業期間中に、本事業にのみ適用され、運営権者に不当な影響を及ぼす法令、政策の変更等実施契約に定める一定の事由」とされています。「本事業にのみ適用され」の解釈例として、環境法令(騒音規制条例等)の強化に伴い本空港敷地周辺への対応が必要となった場合には、この法令変更は「特定法令等変更」に該当すると理解してよろしいでしょうか。	実施契約書(案)に記載のとおり、特定法令等変更とは、①運営権者又はビル施設事業者にのみ適用され、他の者に適用されない法令等の変更、②民活空港運営法に基づく公共施設等運営権の主体にのみ適用され、その他の者に適用されない法令等の変更、又は③本空港にのみ適用され日本における他の空港には適用されない法令等の変更のうちいずれかであって、運営権者に不当な影響を及ぼす日本国が行う法令等の変更をいうため、自治体が行う条例はこれに該当しません。
A087	募集要項	緊急事態における運営権者の国への協力について	23	3	(15)	D)	“この場合、運営権者は、国が本空港において実施する事業に協力しなければならない。”とありますが、このような緊急事態時はどのような協力を想定されていますでしょうか。	たとえば、国が、武力攻撃事態法、国民保護法等に基づき空港において必要な措置を行うに当たって、一時的に運営権者所有のビル施設や物品を使用することを想定していますが、具体的な協力の内容については、緊急事態の程度、種別によって異なるものと考えています。
A088	募集要項	モニタリング	23	3	(16)		モニタリングにおいて要求水準を満たしているかどうかの判断基準を明確にするため、競争的対話等の際に協議し、具体的にすることは可能でしょうか。	協議の対象とすることは可能です。
A089	募集要項	協定書	23	3	(17)	A)	「実施契約等に規定する事項を定めた協定書」とは実施契約第91条に規定されている「協定書」と同義との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
A090	募集要項	議決権株式の処分及び新規発行	24	3	(17)	B)-b)	本項はコンソーシアム構成員間の本議決権付株式の譲渡や新規発行等は国の事前承認無く可能であることを述べていますが、これにより、コンソーシアム構成員間の出資比率の変更や、代表企業の変更、一部のコンソーシアム構成員のコンソーシアムからの脱退が可能であるという理解で宜しいでしょうか。また、本項の記述は基本協定書(案)第5条第2項とは合致する一方、実施契約書(案)第57条第2項(2)とは齟齬があるように見えます。実施契約書の修正をお願い致します。	ご指摘の内容が、本議決権株主間での譲渡又は本議決権株主に対する新規発行に該当するものである場合には、国の事前承認なく実施することが可能です。実施契約書(案)第57条第2項第(2)号については、ご指摘を踏まえ、必要な修正を行い、修正版を追加開示資料として開示します。
A091	募集要項	本議決権株式の処分	24	3	(17)	B)b)	本議決権株式を保有する法人、組合等に投資する者で、本議決権株式に係る議決権の行使に対する指図権等を保持しない者や、当該法人、組合等に対する債権的権利(匿名組合出資持分、社債等)を有する者は、「本議決権株主の株式又は持分を子会社等経由で間接的に有する者」(募集要項3.(17)B)b)(24頁)。なお、基本協定書第5条第2項第(1)号第二文も同様。)には含まれず、当該法人、組合等の持分や自らの権利を自由に処分できるとの理解でよろしいでしょうか。	現状の募集要項等の記載は、運営権者が株式会社形態であることを前提としています。国が認めた場合は、優先交渉権者の提案する出資方法等に従って株式会社とは形態となることも認めますが、この場合にいかなる出資者のいかなる持分について譲渡を制限するかについては、当該提案の内容を勘案し、国と協議の上で決定することを予定しています。
A092	募集要項	株式	24	3	(17)	B)b)	議決権株式の処分の際に運営権者の事業実施の継続を阻害しないと判断する場合とありますが、具体的には何を基準として判断するのでしょうか。例えば議決権を当初のコンソーシアムが過半を持っている場合にはについては事業実施の継続を阻害しないと判断されるのでしょうか。	個別事情によって当該要件の有無を判断します。

仙台空港特定空港運営事業等募集要項等に関する質問及び回答(平成26年9月12日)

(注:回答欄で記載の「現時点」又は「現在」とは、平成26年9月12日をいう。)

No.	資料名	タイトル	頁	項目			質問	回答
A093	募集要項	国事由解除又は終了、特定法令等変更解除	25	3	(13)	A)、D)	国事由解除若しくは終了の場合、又は特定法令等変更解除の場合、運営権者が行った設備投資のうち残存価値に相当する金額も、損害賠償の範囲に含まれるのでしょうか。含まれないとした場合、第二次審査における競争的対話の過程で、含めていただく余地はありますか。	民法上の損害賠償の要件に該当する限りにおいて、損害賠償の対象に含まれます。
A094	募集要項	解除又は終了	25	3	(18)	A)a)	国は、運営権者に対し、6ヶ月以上前に通知することにより実施契約を解除するとありますが、運営権者が契約の定めに従って運営している場合は解除されることがないという理解でよろしいでしょうか。	実施契約の解除については、実施契約書(案)の第18章「契約の解除又は終了及び解除又は終了に伴う措置」をご確認ください。
A095	募集要項	解除又は終了	25	3	(18)	A)a)	国が本空港の所有権を有しなくなったときは実施計画は終了するとありますが、所有権を有しなくなったときは、所有権の売却を想定されているのでしょうか。売却を想定されているのであれば、運営権者に優先交渉権等の付与を頂くことは可能でしょうか。	PFI法第29条第4項「公共施設等の管理者等が、公共施設等の所有権を有しなくなったときは、公共施設等運営権は消滅する。」との規定に基づく整理であり、現時点では、国が所有権を有しなくなる状況を想定していません。
A096	募集要項	国による所有権喪失	25	3	(18)	A)b)	「国が本空港の所有権を有しなくなった」(募集要項3.(18)A)b)(25頁)、実施契約書(案)第71条第2項)場合とは、具体的にはいかなる場合にかかる事態が生じるものと想定されているか、ご教示下さい。	PFI法第29条第4項「公共施設等の管理者等が、公共施設等の所有権を有しなくなったときは、公共施設等運営権は消滅する。」との規定に基づく整理であり、現時点では、国が所有権を有しなくなる状況を想定していません。
A097	募集要項	解除又は終了	25	3	(18)	A)b)	国事由、不可抗力、特定法令等変更により契約が解除、終了された場合には、ビル施設事業者の株式を取得価格にて国が取得頂けるのでしょうか。	実施契約書(案)に記載のとおりです。
A098	募集要項	運営権解除又は終了時の損害賠償について	25	3	(18)	A)b) D)b)	残余存続期間の運営権対価の返却と損害賠償は分けて考えられるべきであり、前号の金額を超えない場合でも別途損害分はお支払頂くべきかと思っておりますのでご一考下さい。	実施契約書(案)に記載のとおりです。
A099	募集要項	本事業の概要	25	3	(18)	A)b) D)b)	「運営権者に生じた損害」に、逸失利益は含まれるのでしょうか。特別利益はどうかでしょうか。	民法上の損害賠償の要件に該当する限りにおいて、損害賠償の対象に含まれます。
A100	募集要項	解除又は終了	25	3	(18)	A)～ D)	契約が解除、終了された場合の、運営権者が支払った運営権対価のうち残余の存続期間に対応する部分について賠償するとありますが、残余の存続期間に対応する対価はどのように算出するのかご教授ください。	実施契約書(案)に記載のとおりです。
A101	募集要項	運営権者事由解除について	25	3	(18)	B)	運営権者の事由により実施契約が解除された場合、運営権対価のうち残余の存続期間に対応する部分の返還等についての取扱いをお示し下さい。	実施契約書(案)に記載のとおりです。
A102	募集要項	不可抗力解除又は終了	26	3	(18)	C)	不可抗力による滅失の場合と不可抗力による実施契約の解除の場合で、解除又は終了の効果が異なる理由をご教示いただきたい。	実施契約書(案)に記載のとおりです。
A103	募集要項	不可抗力解除又は終了事由について	26	3	(18)	C) b)	「不可抗力により実施契約を解除する場合」、当該不可抗力により運営権者に生じた損害の賠償を検討していただくことは可能でしょうか。	実施契約書(案)に記載のとおりです。
A104	募集要項	事業継続困難などきの事由(国事由解除又は終了)及び特定法令等変更解除について	26	3	(18)	A) D)	解除又は終了の場合、国は「運営権対価のうち残余の存続期間に対応する部分について賠償する」となっていますが、「残余の存続期間に対応する部分」の算出方法を明示していただけないでしょうか。運営権対価を均等に残余期間で割ったものと理解してよろしいでしょうか。	実施契約書(案)に記載のとおりです。

仙台空港特定空港運営事業等募集要項等に関する質問及び回答(平成26年9月12日)

(注:回答欄で記載の「現時点」又は「現在」とは、平成26年9月12日をいう。)

No.	資料名	タイトル	頁	項目			質問	回答
A105	募集要項	不可抗力解除又は終了事由について	26	3	(18)	C) a)	ターミナルビルに関して、不可抗力によりターミナルビルが甚大な被害を受け、運営権者が事業継続が困難となったと国に申し入れた場合についても、協議により本条項(※)の規定の準用を認めていただくことは可能でしょうか。 ※不可抗力を原因とする国による事業継続措置が行われる場合であって、本事業の復旧スケジュールを決定することができない場合、又は、復旧スケジュールに基づく本事業の再開が不可能若しくは著しく困難であることが判明した場合	実施契約書(案)に記載のとおりです。
A106	募集要項	金融機関	26	3	(19)		国が必要と認めた場合には、一定の事項について、金融機関又は融資団と直接協定を締結することがあるとありますが、想定されている具体的なケースをご教授ください。運営権への担保権設定以外にも想定されているのでしょうか。	金融機関又は融資団から提案があり国が必要と認めた場合、国が直接協定を締結することがあります。締結する内容は、金融機関又は融資団からの提案を受け、国が決定します。
A107	募集要項	契約等の承継	27	4	(1)	②	運営権者承継対象契約の運営権者による承継に関し、契約相手方との交渉状況(了解済、交渉中、未通知等)をご教示下さい。	第二次審査における開示資料を確認いただいたうえで、競争的対話において要請があれば、個別に状況をお知らせします。
A108	募集要項	契約等の承継	27	4	(1)	②	運営権者承継対象契約の運営権者による承継に関し、運営権者の責めに帰すべからざる事由により契約相手方からの承諾が取得できなかった場合、国が継続して当該契約を維持する前提での運営の仕組みを取りうるものについては承継対象から除外する(実施契約書(案)第15条第1項②の義務を免除する)等の対応の余地はありますでしょうか。	第二次審査における開示資料を確認いただいたうえで、競争的対話においてご確認ください。
A109	募集要項	東日本大震災により毀損した書類等の復旧について	27	4	(1)	①	付属資料の全部又は一部が存在しない施設の当該資料の中で、維持管理上必要な図面等の復旧は、本事業の運営権者の業務範囲に含まれますでしょうか。	業務範囲には含まれません。
A110	募集要項	貸付義務	28	4	(1)	⑥	国が指定した貸付については、運営事業終了時に更地で返還する必要がないという理解でよろしいでしょうか。	実施契約書(案)第66条第1項第(4)号をご確認ください。
A111	募集要項	航空機給油関連事業者に対する土地の貸付義務	28	4	(1)	⑥	募集要項4.(1)⑥(28頁)及びこれを受けた実施契約書(案)別紙9第2項によれば、運営権者は、現在の航空機給油関連事業者との間で期間3年の土地賃貸借契約を締結することを義務付けられていますが、①運営権者が自ら(又は自ら指定する第三者をして)航空機給油サービス事業を行う(又は行わせる)ことを希望する場合、有償賃貸義務から除外することを提案することが可能でしょうか。②また、航空機給油関連事業者との間の土地賃貸借契約は、3年毎の更新時期に、運営権者の裁量により更新しないことができるという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等に記載のとおりです。
A112	募集要項	空港運営事業開始後に国が実施することを予定している工事の工期	29	4	(1)	⑫	空港運営事業開始後に国が実施することを予定している工事の工期はいつ頃までを予定しておりますでしょうか。(運営権者による管理期間の想定に必要です。)	決定次第お知らせします。
A113	募集要項	保安検査強化に伴う追加発生費用	30	4	(1)	⑬	保安検査強化に伴い運営者が行う、「制限区域内の新たな警備員配置・警備員守衛室・警備検査機器の設置工事」ですが、いつ位に発生する予定でどの程度の費用が見込まれますでしょうか。	当該保安検査は、制限区域に立ち入るすべての空港従業員に対して実施するものであり、運航便数及び検査対象者数等に応じてその検査員・機器の配置数は変更されます。保安検査の内容は第二次審査にて開示予定です。
A114	募集要項	保安検査強化に伴い運営権者が行う可能性のある工事及び体制の強化について	30	4	(1)	⑬	「平成26年度以降、制限区域の保安検査を強化し、制限区域における新たな警備員の配置及び警備員守衛室・警備検査機器の設置工事が必要となる。このため、運営権者は、当該工事を行い、警備員の配置など必要に対応を行わなければならない可能性がある。」とあります。これについての詳細情報(具体的な工事内容や警備仕様等)について、ご教示願います。	当該保安検査は、制限区域に立ち入るすべての空港従業員に対して実施するものであり、運航便数及び検査対象者数等に応じてその検査員・機器の配置数は変更されます。保安検査の内容は第二次審査にて開示予定です。

仙台空港特定空港運営事業等募集要項等に関する質問及び回答(平成26年9月12日)

(注:回答欄で記載の「現時点」又は「現在」とは、平成26年9月12日をいう。)

No.	資料名	タイトル	頁	項目			質問	回答
A115	募集要項	運営権者による安全管理の実施状況	30	4	(1)	⑭	「運営権者は、空港保安管理規定(セーフティ編)を構成する安全管理システムに基づいて安全指標・安全目標を設定し、安全情報等取扱指針により国に届け出た上で、安全管理の実施状況を継続的にモニタリングすることを予定している」とありますが、SSPは既に導入済みであり、現在、仙台空港事務所で検討されている、あるいは既に検討された安全指標・安全目標やモニタリング手法についての情報を開示頂けますでしょうか。	第二次審査にて開示予定です。
A116	募集要項	境界確定の予定について	30	4	(1)	⑮	境界復旧作業の進捗(復旧済みの箇所とそうでない箇所の区別を含む)をご教示いただきたい。	最新の進捗状況については、競争的対話においてお示しします。
A117	募集要項	境界確定の予定について	30	4	(1)	⑮	境界確定作業が空港運営事業開始日までに完了しない場合であっても本事業の実施に支障は生じないとの理解でよいでしょうか。	空港運営事業開始日までに確定できない境界が生じた場合、引き続き国が境界確定作業を行います。本事業の実施には支障を生じることはないを認識しています。
A118	募集要項	境界確定の予定について	30	4	(1)	⑮	第三者との間で対象地の境界をめぐる紛争等は生じておらず今後も生じるおそれはないとの理解でよいでしょうか。	本事業の実施には支障を生じることはないを認識しています。
A119	募集要項	境界確定の予定	31	4	(1)	⑮	告示は国の責任で全て行い、告示行為が完了しない、損失等が発生した場合、国が補償するという考えの方でよいでしょうか。	本事業の実施には支障を生じることはないを認識しています。
A120	募集要項	空港用地	31	4	(1)	⑯	空港用地において国の所有権が確定していない部分のために、運営権に疑義が生じた場合には、国の費用及び責任においてご対応頂けるという理解でよろしいでしょうか。	空港運営事業開始日までに権原の明確化又は取得ができない土地が生じた場合、引き続き国が当該手続を行います。本事業の実施には支障を生じることはないを認識しています。
A121	募集要項	登記簿上、国が所有権を有していない空港用地	31	4	(1)	⑯	登記簿上、国が所有権を有していない空港用地について、権原の明確化又は取得に係る手続を実施しているとのことですが、当該手続は成就するのでしょうか。成就しなかった場合は、どうなるのでしょうか。	空港運営事業開始日までに権原の明確化又は取得ができない土地が生じた場合、引き続き国が当該手続を行います。本事業の実施には支障を生じることはないを認識しています。
A122	募集要項	国が所有権を有していない空港用地について	31	4	(1)	⑯	登記簿上国以外の名義が存在している土地の明確化又は取得の手続きにつき、特定の期日までの手続きの完了と、取得が不可であった場合に事業が被る損失の補償を実施契約に含めて頂くことは可能でしょうか。	空港運営事業開始日までに権原の明確化又は取得ができない土地が生じた場合、引き続き国が当該手続を行います。本事業の実施には支障を生じることはないを認識しています。
A123	募集要項	登記簿上、国が所有権を有していない空港用地について	31	4	(1)	⑯	参考資料集(iii) 2.2.7記載の各土地につき、空港運営事業開始予定日までに国による権原取得又は権原の明確化が困難と考えられる土地は存在しないとの理解でよいでしょうか。	空港運営事業開始日までに権原の明確化又は取得ができない土地が生じた場合、引き続き国が当該手続を行います。本事業の実施には支障を生じることはないを認識しています。
A124	募集要項	登記簿上、国が所有権を有していない空港用地について	31	4	(1)	⑯	当該土地の一部又は全部につき、国による権原取得又は権原の明確化が空港運営事業開始日までに完了しなかった場合であっても、本事業の実施に支障は生じないとの理解でよいでしょうか。	本事業の実施には支障を生じることはないを認識しています。
A125	募集要項	登記簿上、国が所有権を有していない空港用地について	31	4	(1)	⑯	当該土地に関して第三者との間で紛争等は生じておらず今後も生じるおそれはないとの理解でよいでしょうか。	本事業の実施には支障を生じることはないを認識しています。
A126	募集要項	登記簿上、国が所有権を有していない空港用地について	31	4	(1)	⑯	万が一、空港運営事業開始日までに当該抵当権が除去されず当該抵当権が実行されるに至った場合であっても本事業の実施に支障は生じないとの理解でよいでしょうか。	本事業の実施には支障を生じることはないを認識しています。
A127	募集要項	航空保安大学校岩沼研修センター敷地部分の無償貸付義務について	31	4	(1)	⑮	“なお、告示面積の見直しを行うときは、空港用地内に存する航空保安大学校岩沼研修センター敷地部分が空港用地外となる予定である。”とありますが、当該告知面積の見直し後は、運営権者は当該敷地部分の無償貸付義務は消滅すると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

仙台空港特定空港運営事業等募集要項等に関する質問及び回答(平成26年9月12日)

(注:回答欄で記載の「現時点」又は「現在」とは、平成26年9月12日をいう。)

No.	資料名	タイトル	頁	項目			質問	回答
A128	募集要項	応募者の構成	32	5	(1)	④	コンソーシアム構成員が割り当てを受ける金額について、最低金額等の条件はないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
A129	募集要項	第一次審査書類の提出以降の変更	32	5	(1)	④	第一次審査書類の提出以降、以下の項目が変更可能かをご教示いただきたい。 ①各コンソーシアムメンバーの出資比率 ②各コンソーシアムメンバーの議決権株式比率 ③無議決権株主 ④委託会社・協力会社 ⑤資本構成(融資・出資の比率等) ⑥金融機関	ご質問のいずれの場合も変更可能ですが、第二次審査において提案書類の変更に係る合理的な説明をしていただく必要があります。なお、コンソーシアム構成員の変更に該当する場合は、国から承諾を得る必要があります。
A130	募集要項	第一次審査書類提出以降の応募者の変更変更について	32	5	(1)	④	第一次審査結果により選定されなかった応募者(代表企業、構成員、アドバイザー)が選定された応募者のアドバイザー、協力企業等となることは可能か。	可能です。
A131	募集要項	運営権者の本議決権株式の割当てについて	32	5	(1)	④	“応募企業又はコンソーシアム構成員は、運営権者に出資して本議決権株式すべての割当てを受けるものとする。”とありますが、コンソーシアムで応募する場合、本議決権株式の割当比率には特段定めはございませんでしょうか。	ありません。
A132	募集要項	応募企業又はコンソーシアム構成員の支配について	32	5	(1)	⑤	「支配している者」ないし「第三者に支配された場合」にいう「支配」とは、具体的にどのような状態を示すのでしょうか。	PFJ法施行令第1条に規定される特定支配関係又は会社法第2条第3号及び第4号に規定される子会社・親会社の関係をいいます。
A133	募集要項	応募者の参加資格要件について	32	5	(1)	⑤	「また、応募企業又はコンソーシアム構成員が～支配している者が変更された場合は」とありますが、支配とは何を指しますでしょうか。	PFJ法施行令第1条に規定される特定支配関係又は会社法第2条第3号及び第4号に規定される子会社・親会社の関係をいいます。
A134	募集要項	応募者の参加資格要件について	32	5	(1)	①～⑥	当社は、12月の国の一次審査段階において初めて、代表企業の了解を得て、当該コンソーシアムの構成員として応募する計画です。このため、12月以前の宮城県の方からは口頭でこうした手続きで問題ないとの回答を得ています。就きましては、当社のこうした進め方により12月の審査に当社がコンソーシアム構成員として応募することにつき、国においても手続き上の問題が無いことを確認したいと存じます。	問題ありません。
A135	募集要項 (基本協定書(案)第5条第1項)	本議決権株式の割当てを受ける者	32	5	(1)	④、⑤	応募者による間接的なSPC株式の保有形態としては、投資事業有限責任組合(LPS)や匿名組合などの組合形式も許容されますでしょうか。	ご提案いただくことは可能ですが、優先交渉権者選定基準の策定理由【F3】事業実施体制に記載の条件及び県の定める手続に係る要領における条件をすべて充足していることが前提となります。第一次審査書類において、詳細を記載してください。
A136	募集要項 (基本協定書(案)第5条第1項)	本議決権株式の割当てを受ける者	32	5	(1)	④、⑤	応募者が間接的なSPC株式の保有を希望する場合、応募者とSPCとの間に位置付けられることとなる法人、組合等は、いつまでに設立・組成する必要がありますでしょうか。	ご提案によります。第一次審査書類において、詳細を記載してください。
A137	募集要項 (基本協定書(案)第5条第1項)	本議決権株式の割当てを受ける者	32	5	(1)	④、⑤	応募者の提案により、応募企業又は代表企業の主導により投資家から資金を募集する法人、組合等(当該法人、組合等及びその構成員(投資事業有限責任組合(LPS)の無限責任社員(GP)や匿名組合営業者を含む。)が審査段階では存在していないことを想定)が本議決権株式の割当てを受ける仕組みが許容される余地はありますか。	ご提案いただくことは可能ですが、優先交渉権者選定基準の策定理由【F3】事業実施体制に記載の条件及び県の定める手続に係る要領における条件をすべて充足していることが前提となります。第一次審査書類において、詳細を記載してください。
A138	募集要項 (基本協定書(案)第5条第1項)	本議決権株式の割当てを受ける者	32	5	(1)	④、⑤	A137の仕組みが許容される場合、どの段階で具体的な提案を行い、いつまでに当該法人、組合等(本議決権株式の割当てを受ける主体)を設立・組成する必要がありますでしょうか。	ご提案によります。第一次審査書類において、詳細を記載してください。

仙台空港特定空港運営事業等募集要項等に関する質問及び回答(平成26年9月12日)

(注:回答欄で記載の「現時点」又は「現在」とは、平成26年9月12日をいう。)

No.	資料名	タイトル	頁	項目			質問	回答
A139	募集要項 (基本協定書(案)第5 条第1項)	本議決権株式の割当てを受ける者	32	5	(1)	④、⑤	A137の仕組みが許容される場合、第一次審査書類提出時、第二次審査書類提出時において、当該法人・組合等に関して応募者が国に対して明らかにすべき情報は何かございますでしょうか。例えば、当該法人・組合等の法形式・資金調達方法・議決権株式の出資割合・意思決定方法・組合契約等の主たる契約等は、いつまでに開示すべきでしょうか。	ご提案によります。提案書類において、詳細を記載してください。
A140	募集要項	その他の要件	32	5	(1)	⑥	運営権者が運営を開始した後は、その他の代表企業、コンソーシアム構成員への業務委託、無議決権株式の譲渡については制限がないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
A141	募集要項	株式譲受確認書交付を受けている企業	34	5	(3)	B)	一次書類提出時に、株式譲受確認書が別々に交付されている複数数でコンソーシアムを組むことは可能か。	ご理解のとおりです。
A142	募集要項	実績要件	34	5	(3)	A)	一体的、機動的経営を実現できる運営権者とは、これら3項目の内のいずれかを満たす実績があることと捉えられるが、その連動性についてご教示願う。	募集要項に記載のとおりです。
A143	募集要項	実績要件について	34	5	(3)	A)	応募企業又は代表企業と資本金若しくは人事面等における関連のないコンソーシアム構成員に対し、①～③の実績要件は求められないとの理解でよいか。	募集要項に記載のとおりです。
A144	募集要項	実績要件	34	5	(3)	A)-③	「営業用不動産管理事業」の定義を明示頂けますでしょうか。	収益不動産に関する管理事業を指します。
A145	募集要項	株式譲受意思表明書の提出について	34	5	(3)	B)	応募企業として県への株式譲受確認書(株式譲受意思表明書)提出後に、やむなき事情により国の1次審査に参加できなかった場合にペナルティは発生しますでしょうか。また同様に応募企業として株式譲受意思表明書提出後に、他のコンソーシアムのコンソーシアム構成員として参加することや他のコンソーシアムの無議決権株主となるは可能でしょうか。	前段については、国からのペナルティはありません。後段については、第一次審査書類提出前であれば可能です。
A146	募集要項	その他の要件	34	5	(4)		運営権者は航空運送事業者並びに航空運送事業者の関連会社の子会社又は関連会社にはならないとありますが、運営権者が関連会社として扱われるかについては会社法施行規則に基づき、出資した会社側にて判断してもよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
A147	募集要項	募集要項等に関する質問	36	6	(4)	①	「募集要項等」には現時点で開示されていない資料が決定されていない事項が含まれますが、これらの資料・事項に関する質問は、いつ、どのような形で受け付けていただき、また、どのようにご回答いただけるのでしょうか。	第一次審査資料の追加開示資料については、別途質問の機会を設定する予定です。第二次審査における開示資料に関しては、競争的対話においてご質問いただくことが可能です。
A148	募集要項	スケジュール	35	6	(4)		質問並びに回答の機会一度に限られておりますが、回答頂いた内容への確認及び追加質疑が必要となる場合も想定されることから、二度目の質問受付の実施をご検討頂けませんでしょうか。	第一次審査においては、開示済の資料に関する追加質問の機会は予定していません。追加開示資料については、別途質問の機会を設定する予定です。第二次審査においては、競争的対話の意見交換時に個別に確認いただくことは可能です。
A149	募集要項	募集要項等に関する質問の機会について	36	6	(4)	①	質問提出期限時点で開示されていない募集要項等(補足資料、質問回答書等)に関する質問の機会はあるのでしょうか。	追加開示資料については、別途質問の機会を設定する予定です。
A150	募集要項	募集要項等に関する質問の受付及び回答の公表について	36	6	(4)	①	8月8日(金)以降に開示いただく資料については、質問回答の機会を別途設けていただけますでしょうか。	追加開示資料については、別途質問の機会を設定する予定です。

仙台空港特定空港運営事業等募集要項等に関する質問及び回答(平成26年9月12日)

(注:回答欄で記載の「現時点」又は「現在」とは、平成26年9月12日をいう。)

No.	資料名	タイトル	頁	項目		質問	回答
A151	募集要項	第一次審査における開示資料	37	6	(6)	第一次審査において開示される資料は、募集要項に列挙されたもの以外には一切開示されないのでしょうか。また、開示資料に関する質問は受け付けていただけるのでしょうか。	募集要項に記載のとおりです。但し、第一次審査書類の受付までの期間において、守秘義務対象開示資料貸与申込書を提出した者に対し、適宜追加資料の開示を行うことがあります。なお、追加開示資料については、別途質問の機会を設定する予定です。
A152	募集要項	第一次審査における開示資料	37	6	(5) ②	守秘義務対象開示資料の貸与を受けた者はその「使用を終えた時点」で責任を持って破棄し、平成27年5月22日(金)までに報告書を郵送等する旨記載されていますが、これはつまり、(優先交渉権者として選定される可能性があるステータスにあっても)遅くとも5月22日より前には、いずれにせよ破棄しなければならないという趣旨でしょうか。	ご指摘を踏まえ、募集要項について必要な修正を行い、修正版を追加開示資料として開示します。
A153	募集要項	第一次審査における開示資料	37	6	(6)	第一次審査における開示資料のうち、仙台空港保安管理規定(セキュリティ編)に関する要求水準は除かれていますが、収支計画、出資及び運営権対価を検討する上で、警備に係るコストを算出する必要があります。つきましては、必要な資格及び経験、必要ポスト数(施設毎に男女別)、配置時間(昼間・夜間)や巡回頻度・経路等についてご教示下さい	仙台空港保安管理規定(セキュリティ編)は第二次審査にて開示予定であり、現地調査等の機会も設けます。第一次審査においては、既に開示されている庁費等の1件別明細をご確認ください。なお、空港ビル及び貨物ビルに係る警備関連コストは、県の定める手続にてご確認ください。
A154	募集要項	第一次審査における開示資料について	37	6	(6) ⑤	「仙台空港保安管理規定(セキュリティ編)に関する要求水準及び航空保安対策の費用分担に関する要求水準」についての開示時期の予定をお示し下さい。	第二次審査にて開示予定です。
A155	募集要項	第一次審査における開示資料	38	6	(6) ⑥	仙台空港特定運営事業等に関する契約・協定等整理表が開示されるとのことですが、各契約書や協定書自体は開示されないのでしょうか。仮に、第一次審査にてご開示いただけない場合、第二次審査の段階でご開示いただけるのでしょうか。	第二次審査にて開示予定です。
A156	募集要項	第二次審査における開示資料など	39	6	(8)	第二次審査における開示資料の一覧を公表していただけないでしょうか。とりわけ、第一次審査では契約・協定等整理表が開示されていますが、この契約書自体が開示されるか、ご教示いただけないでしょうか。	いずれも第二次審査にて開示予定です。
A157	募集要項	第一次審査結果	38	6	(7) ②	第一次審査の結果につきましては、提案書における項目毎に採点結果が公表されるという理解で宜しいでしょうか。	第一次審査の結果は、応募者本人の点数を明示して通知します。また、優先交渉権者の選定後には、第一次審査も含めた審査の結果及び審査の評価の過程を公表します。なお、他の応募者の状況を優先交渉権者の選定前にお知らせすることはありません。
A158	募集要項	第二次審査における開示資料等	39	6	(8)	募集要項6.(8)(39頁)に定める第二次審査参加者による現地調査・関係者へのヒアリング等に関し、現段階で想定される範囲で概要をご教示下さい。	競争的対話における現地調査及び意見交換は、H27.1下旬～H27.3下旬までの期間にて実施する予定ですが、スケジュールの詳細については、第一次審査参加者に対し、H26.12頃に情報提供を行う予定です。
A159	募集要項	審査の方法	41	7	(3) ②	第一次審査においては「現地調査や関係者へのヒアリング」などは予定していませんということですが、第二次審査では、どのように予定されるのでしょうか。専門アドバイザーによる調査等を手配するために、早々にスケジュールと内容を開示いただくよう、お願い致します。	競争的対話における現地調査及び意見交換は、H27.1下旬～H27.3下旬までの期間にて実施する予定ですが、スケジュールの詳細については、第一次審査参加者に対し、H26.12頃に情報提供を行う予定です。
A160	募集要項	競争的対話	39	6	(10)	競争的対話にて実施契約、要求水準等の調整を行うとありますが、協議、修正は可能という理解でよろしいでしょうか。	競争的対話では、実施契約書(案)、要求水準書(案)等の修正協議を行うことが可能ですが、国が修正を行う場合、修正内容についてはすべての第二次審査参加者に開示されます。なお、協議の詳細について、他の応募者に開示することはありません。

仙台空港特定空港運営事業等募集要項等に関する質問及び回答(平成26年9月12日)

(注:回答欄で記載の「現時点」又は「現在」とは、平成26年9月12日をいう。)

No.	資料名	タイトル	頁	項目		質問	回答	
A161	募集要項	競争的対話の実施	39	6	(10)	競争的対話の結果、実施契約書及び要求水準書の修正を行う旨の記載がございますが、現在開示されている実施契約書(案)で【】としてプランクになっている箇所や注記欄で「競争的対話を通じて決定する」(注4)、「国が承諾した場合、優先交渉権者の提案に従って…」(注5等)と記載されている条項以外にも修正あるいは条項の追加・削除等の可能性はあると考えてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
A162	募集要項	競争的対話の実施	39	6	(10)	競争的対話後の修正の対象として、実施契約書(案)及び要求水準書(案)が挙げられていますが、その他には、基本協定書(案)、国有財産無償貸付契約書(案)及び物品譲渡契約書(案)についても修正をし得るという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
A163	募集要項	競争的対話	39	6	(10)	後段8.(1)には「競争的対話に基づいて修正された基本協定書(案)」とある一方、本項には「実施契約書(案)、要求水準書(案)等の修正」としか記述がありません。当該契約書(案)の修正も競争的対話における修正対象に含まれるよう、明記をお願いします。	実施契約書(案)、要求水準書(案)等に含まれるものとご理解ください。	
A164	募集要項	実施契約(案)等の修正	39	6	(10)	③	国と運営権者との間の契約(実施契約書(案)等)の修正は、募集要項等への質問や第一次審査の提案等を受けて行われる場合もありますでしょうか、あるいは、基本的には競争的対話の段階のみでしょうか。	第二次審査書類の受付までの間に、国が募集要項等(実施契約書(案)を含みます)を修正することがあります。この場合、公表等により、修正後の募集要項等を開示する予定です。
A165	募集要項	競争的対話－実施契約(案)等の修正	39	6	(10)	③	競争的対話の過程で修正がなされる書類の範囲をご教示ください。国と運営権者との間の契約は、実施契約書(案)のみならず、基本協定書(案)、国有財産無償貸付契約書(案)、物品譲渡契約書(案)等も修正の対象となりうるとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、競争的対話において具体的に示します。後段については、ご理解のとおりです。
A166	募集要項	競争的対話－実施契約(案)等の修正	39	6	(10)	③	競争的対話における実施契約書(案)、要求水準書(案)等の修正に関しては、口頭による意見交換のみならず、書面による修正要望(契約書のマークアップを含む。)の提出の機会もあるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
A167	募集要項	競争的対話の実施	39	6	(10)	③	修正された実施契約書等は、第二次審査参加者全員に通知されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
A168	募集要項	第二次審査	40	6	(11)	②	結果の通知は、優先交渉権者として選定されたか否か以外に、順位についても通知していただけるのか。	優先交渉権者の選定後に、第一次審査も含めた審査の結果及び審査の評価の過程を公表します。
A169	募集要項	優先交渉権者選定後の手続	43	8	(1)		優先交渉権者と速やかに基本協定が締結されない場合、又は基本協定の締結後に実施契約の締結に至らないことが明らかとなった場合には、次順位の第二次審査参加者を優先交渉権者としてあらためて基本協定の締結以降の手続を行うことができるとされていますが、「速やかに」とはどの程度の期間を、また、基本協定の締結後の実施契約の締結は遅くてもいつ頃までを限度と想定しているのでしょうか(次順位以降の者のペンディング状態はどの程度見積もっておけば良いのかを確認する趣旨です)。	現時点において具体的な想定はありません。
A170	募集要項	基本協定の締結	43	8	(1)		現行では、二次審査後の優先交渉権者は競争的対話の時点で修正された基本協定書(案)にそのまま調印しなければならないという流れと読み取れますが、実務的に、合意できる状況になるのか疑問も残ります。競争的対話のプロセスの中で、合意まで至るのか、一般のM&Aのように、初回マークアップ等までで審査され、その後、優先交渉権者となってから、その範囲の中で契約書内容の合意手続をとること等を明記をお願いします。	募集要項に記載のとおりとします。

仙台空港特定空港運営事業等募集要項等に関する質問及び回答(平成26年9月12日)

(注:回答欄で記載の「現時点」又は「現在」とは、平成26年9月12日をいう。)

No.	資料名	タイトル	頁	項目		質問	回答
A171	募集要項	競争的対話に基づく基本協定書(案)の修正について	43	8	(1)	“なお、国は競争的対話に基づいて修正された基本協定書(案)の修正には、原則として応じない。”とありますが、当該修正基本協定書(案)は、優先交渉権者以外の第二次審査参加者の意見も、国との合意により反映されていると理解してよろしいでしょうか。	募集要項に記載のとおりです。
A172	募集要項	基本協定の締結	43	8	(1) (5)	競争的対話に基づいて修正された基本協定書(案)及び実施契約書(案)の修正には原則応じないとのことですが、例外はあり得るのでしょうか。例外的に修正を認める場合があるとすれば、どのような場合を想定されておられるでしょうか。	誤字、脱字等の形式的な修正を想定しています。
A173	募集要項	実施契約の締結	43	8	(5)	「競争的対話に基づいて修正された実施契約書(案)」とは、競争的対話の過程で、候補者と国の間で「合意された」という意味で良いでしょうか。現実的には、合意されていないものを締結することは不可能であるため、合意されるまでの具体的なプロセスの明記をお願い致します。	競争的対話に基づいて国が修正した実施契約書(案)であるご理解ください。その他手続については、募集要項に記載のとおりです。
A174	募集要項	優先交渉権者選定後の実施契約書(案)の修正について	43	8	(2)	“国は、優先交渉権者の選定後実施契約締結までの間に、関連資料集及び参考資料集の内容を平成26年度の空港運営を踏まえたものに更新し、優先交渉権者に提示する。”とありますが、当該資料集の提示により実施契約書(案)を修正する必要がある場合は、修正協議に応じて頂けるのでしょうか。	募集要項に記載のとおりです。
A175	募集要項	SPCの設立:株式会社以外の形態	43	8	(3)	株式会社以外の形態でのSPCの設立、間接的なSPC株式の保有等について、国が提案を認める基準、具体例を明らかにしていただけないでしょうか。例えば、SPCを合同会社とし、優先交渉権者が匿名組合を通じて出資を行うことは認められるのでしょうか。	ご提案いただくことは可能ですが、優先交渉権者選定基準の策定理由に記載した事業実施体制に係る条件を満たしていることが前提となります。詳細については、第一次審査書類において具体的に提案してください。
A176	募集要項	SPCの設立:株式会社以外の形態	43	8	(3)	優先交渉権者が匿名組合への出資を通じて、株式会社たるSPCを保有することは認められるでしょうか。その場合、本事業の遂行のみを行うことを定められているSPCが、匿名組合の営業者となることは認められるのでしょうか。	ご提案いただくことは可能ですが、優先交渉権者選定基準の策定理由に記載した事業実施体制に係る条件を満たしていることが前提となります。詳細については、第一次審査書類において具体的に提案してください。
A177	募集要項	SPCの設立:株式会社以外の形態	43	8	(3)	SPCの普通株式の主要な保有者たる優先交渉権者が、匿名組合の組合員になることは可能でしょうか。	ご提案いただくことは可能ですが、優先交渉権者選定基準の策定理由に記載した事業実施体制に係る条件を満たしていることが前提となります。詳細については、第一次審査書類において具体的に提案してください。
A178	募集要項	SPCの設立:株式会社以外の形態	43	8	(3)	優先交渉権者が匿名組合への出資を通じて、株式会社たるSPCを保有することが認められた場合、匿名組合の出資金は、SPCにおいて預かり金として負債計上され、出資者は持分相当額を損金算入すると言う理解でよいでしょうか。	専門家にご相談ください。
A179	募集要項	優先交渉権者選定後の手続	43	8		優先交渉権者選定後、更新された資料(2)や現地調査(4)の結果、第二次審査書類の提出時と想定が異なるに至った場合、条件の見直しは可能でしょうか。条件の見直しができないのであれば、(違約金等のペナルティなく)辞退することは可能でしょうか。	第二次審査書類受付までに提示した募集要項等が本公募における前提であり、条件変更等は予定していません。なお、優先交渉権者選定後の手続については募集要項及び基本協定書(案)に記載のとおりです。
A180	募集要項	優先交渉権者選定後の手続	44	8	(7)	運営権者譲渡対象資産の価格は、どの時点で公表されるのでしょうか。予定価格以上の見積金額でさえあれば、よいのでしょうか。また時価を算定するなどで当該予定価格以下の見積書を提出することは認められないのでしょうか。	予定価格の事前公表は予定していません。なお、予定価格以上の見積金額であれば、契約成立となります。
A181	募集要項	運営権者譲渡対象資産の予定価格	44	8	(7)	国が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成した運営権者譲渡対象資産の予定価格について、事前公表の有無・時期をご教示下さい。	予定価格の事前公表は予定していません。

仙台空港特定空港運営事業等募集要項等に関する質問及び回答(平成26年9月12日)

(注:回答欄で記載の「現時点」又は「現在」とは、平成26年9月12日をいう。)

No.	資料名	タイトル	頁	項目			質問	回答
A182	募集要項	運営権者譲渡対象資産の譲受	44	8	(7)		運営権者譲渡対象資産について、国が算出する予定価格は、国からの開示資料である「⑥ 関連資料 (ii) 運営権者譲渡対象資産リスト」の表における譲渡参考価格と考えて宜しいでしょうか。	譲渡参考価格に対して、その後の減価償却等(資産の入れ替え等も含む)を加味して予定価格を決定します。
A183	募集要項	運営権者譲渡対象資産の譲り受けについて	44	8	(7)		運営権者譲渡対象資産は、追加投資等により事業開始日までに現状貸与資料から確認出来る金額から大きく増加する可能性がありますでしょうか。	運営権者譲渡対象資産について、第一次審査における開示資料からの増減が生じた場合、募集要項4-1-⑩に記載のとおり情報を更新してお示しします。
A184	募集要項	運営権者譲渡対象資産の譲り受けについて	44	8	(7)		“運営権者は、当該契約の定めに従って国が指定する期日までに一括払いで対価を支払い、運営権者譲渡対象資産を取得する。”とありますが、当該契約締結から対価支払日までにはどの程度の猶予期間があるのでしょうか。	運営事業開始日前日までに到来する、納入告知書に定められた期限までに、運営権者譲渡対象資産の譲渡人に対して支払う必要があります。
A185	募集要項	運営権者譲渡対象資産の譲渡について	44	8	(7)		国の譲渡手続時の予定価格は「譲渡参考価額(H26/3末)」を超えることはないと考えてよろしいでしょうか。	譲渡参考価格に対して、その後の減価償却等(資産の入れ替え等も含む)を加味して予定価格を決定します。
A186	募集要項	審査の方法	44	8	(7)		国が提示する価格で譲受けなければならない資産について、調査作業として現物の確認はさせていただけるのでしょうか?無い場合、表明保証と瑕疵担保保証はお願い致します。	第二次審査参加者との競争的対話期間中に実地調査の機会を設定する予定です。優先交渉権者選定以降の実地調査については、優先交渉権者の要望を踏まえ対応を検討します。
A187	募集要項	提出書類の公開	46	9	(4)	③	提出書類の公開に当たっては、あらかじめご協議いただけるのでしょうか。	マスタープランを構成する提案項目については公開が前提となります。その他は公開を予定していませんが、公開する場合には応募者に通知する予定です。
A188	募集要項	提案内容の履行義務について	46	9	(4)	⑤	提案・プレゼンに関し、一定の条件付の提案や提案の修正(この場合、修正前には拘束されない)も許されるとの理解でよろしいでしょうか。なお、提案内容には、一定の条件の下に実施予定のものや、抽象的な方針も含まれ、また、各段階での対話や開示資料の精査の結果、提案内容が修正される場合もあることにご配慮いただければ幸いです。	提案書類の受付後の修正は認められません。また、条件付き提案については原則として認められませんが、詳細は競争的対話にてご確認ください。
A189	募集要項	提案内容の履行義務について	46	9	(4)	⑤	複数回にわたり提案や対話がなされることや、プレゼンが口頭でなされること等を考慮すると、何が提案内容だったか正確な範囲が曖昧になりかねないため、最終的に、運営権者が履行義務を負う事項及び事業期間中の国によるモニタリングの評価対象となる事項を実施契約などにより書面により明確にすることは可能でしょうか。	プレゼンテーションにおける応募者の約束事項のうち、国が必要と認める事項については書面による確認を行うことを想定しています。
A190	募集要項	提案内容の履行義務について	46	9	(4)	⑤	運営権者が履行の義務を負うこととなった提案内容についても、事業開始後、その前提となっていた状況の変化に応じて、やむを得ない場合は、国と協議の上、提案内容を変更・撤回できる余地が全くない訳ではないとの理解でよろしいでしょうか。	提案内容の変更・撤回はできません。実施契約書(案)に記載のとおりです。
A191	募集要項	更新投資及び延長オプションに係る税務上の取扱い	-				募集要項説明会において、今後の主な論点に「更新投資及び延長オプションに係る税務上の取扱い」が記載されていました。当該税務上の取扱いについてはいつ頃ご開示頂けますでしょうか。	照会手続完了後、開示します。
A192	①基本協定書(案)	提案書類の定義について	1	第1条	1	(8)	“その他提案書類一式に関して国が優先交渉権者に対して確認した事項に対する優先交渉権者の回答(書面による回答及び口頭による回答を含む。)をいう。”とありますが、口頭による回答が基本協定書の証憑を構成することを勘案すると、応募録等を作成し、国及び優先交渉権者双方により確認するような行為は行われるのでしょうか。	プレゼンテーションにおける応募者の約束事項のうち、国が必要と認める事項については書面による確認を行うことを想定しています。
A193	①基本協定書(案)	SPCの設立	3	第4条	(3)		「国が認めた場合、優先交渉権者の提案する出資方法等に従って異なる出資構成となることも認めます」とされていますが、国が認める基準、例などをお示しいただけないでしょうか。	優先交渉権者選定基準の策定理由に記載した事業実施体制に係る条件を満たしていることが前提となります。詳細については、第一次審査書類において具体的に提案してください。

仙台空港特定空港運営事業等募集要項等に関する質問及び回答(平成26年9月12日)

(注:回答欄で記載の「現時点」又は「現在」とは、平成26年9月12日をいう。)

No.	資料名	タイトル	頁	項目			質問	回答
A194	①基本協定書(案)	SPCの設立について	3	第5条	脚注5		国が認めた場合、優先交渉権者の提案する出資方法等に従って異なる出資構成となることを認めるとあるが、優先交渉権者としての選定後、あるいは基本協定書後に出資額の増額を行い、代表企業、コンソーシアム構成員以外の者(例えば航空運送事業者等を想定)が出資することは可能か。	SPCの設立まではできません。SPCの設立後に関しては、基本協定書(案)に記載のとおりです。
A195	①基本協定書(案)	SPCの株主	3	第5条			SPCが本事業の実施に要する資金を調達するために金融機関等から借入を行う場合であって、当該借入のために本議決権株式及び本完全無議決権株式に対して担保権を設定する場合、国は合理的な理由なくこれに対する承認を拒否しないと理解してよいでしょうか。当該理解が正しければ、その旨明確に規定されたい。	当該承認を行うかは実施契約に基づき金融機関等と締結する協定の内容も含めて個別の判断によります。
A196	①基本協定書(案)	本議決権株式の処分について	4	第5条	2	(1)	本議決権株式を他の本議決権株主に譲渡する場合には、書面による国の事前の承認を受ける必要はないという解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
A197	①基本協定書(案)	株式譲渡制限－譲渡禁止先	4	第5条	2	(4)②	投資事業有限責任組合(LPS)が本議決権株式を取得しようとする場合における基本協定書(案)第5条第2項第(4)号②の適用関係についてご教示下さい。例えば、LPSにおいて、無限責任社員(GP)が法人である場合又は社員(GP及びLP)が法人である場合には、PFI法第9条第1項第1号との関係で、「法人」であると解してよいでしょうか。また、仮にそうでない場合は、LPSも基本協定書(案)第5条第2項第(4)号の要件を満たすように修正することは可能でしょうか。(基本協定書(案)別紙2、株主誓約書第5項②も同様です。)	現状の募集要項等の記載は、運営権者が株式会社形態であることを前提としています。この点、基本協定書(案)脚注5に記載のとおり、国が認めた場合は、優先交渉権者の提案する出資方法等に従って(株式会社とは)異なる出資構成となることも認め、この場合必要に応じて規定の修正を行います。
A198	①基本協定書(案)	株式譲渡について	5	第5条	3		本議決権株式の処分について、事業実施の継続を阻害する場合とは具体的にどのような場合か	個別事情によって当該要件の有無を判断します。
A199	①基本協定書(案)	株式譲渡について	5	第5条	3		本議決権株式の処分について、当該処分先が他の空港の運営権者の株式を保有する主体であることは、事業実施の継続を阻害することにはならないと考えてよいか	個別事情によって当該要件の有無を判断します。
A200	①基本協定書(案)	SPCの株主	5	第5条	3		③(ii)「当該処分がSPCの事業実施の継続を阻害しないことを証明した場合」につき、事業継続の証明がなされると国が判断する際の基準をお示しただけでないでしょうか。	個別事情によって当該要件の有無を判断します。
A201	①基本協定書(案)	SPCの株主	5	第5条	3		4行目以下において「当該本議決権株式の処分者及び処分先が、(i)当該処分先が公募時の参加資格に準じた一定の資格要件を満たしていること及び(ii)当該処分がSPCの事業実施の継続を阻害しないこと」とあるが、上記(i)の「公募時の参加資格に準じた一定の資格要件」とは、募集要項「5.応募者の参加資格要件」と同様の要件が当てはまるものであり、特に要件が加重されるわけではないと理解してよいでしょうか。	現時点においては公募時に全く示していない新たな要件を加重することは想定していません。
A202	①基本協定書(案)	運営権の設定について	5	第6条	3		運営権の登録に際して登録免許税は課税されるでしょうか。課税される場合、登録免許税の減免措置等はありませんでしょうか。	現時点において減免措置等はありません。
A203	①基本協定書(案)	実施契約の不成立の場合の費用負担について	7	第9条	1	(1)	「既に国及び優先交渉権者構成員が本事業の準備に関して支出した費用は、すべての優先交渉権者構成員が連帯して負担する。」とございますが、これは、国が本事業の準備に関して支出した費用も含めて、優先交渉権者構成員が費用負担するということでしょうか。また、国の支出した費用も含めて優先交渉権者構成員にて負担する場合、本事業の準備に関して支出した費用とは、国と優先交渉権者が基本協定書を締結した以降に本事業の準備に関して支出した費用という解釈でよろしいでしょうか。	1文目については、ご理解のとおりです。 2文目については、個別事情に基づき負担範囲を決定します。

仙台空港特定空港運営事業等募集要項等に関する質問及び回答(平成26年9月12日)

(注:回答欄で記載の「現時点」又は「現在」とは、平成26年9月12日をいう。)

No.	資料名	タイトル	頁	項目		質問	回答
A204	①基本協定書(案)	実施契約不成立について	7	第9条	(1)	国が本事業の準備に関して支出した費用とは、具体的にはどのような費用か	文字とおり準備に関して支出した費用であり、その範囲は個別の事情に基づき決定されるため、具体的な内容をお示しすることはできません。
A205	①基本協定書(案)	実施契約不成立について	7	第9条	(1)	国が本事業の準備に関して支出した費用とは、国がアドバイザー等に委託した費用のうち、当該期間に相当する額、と考えてよいか	文字とおり準備に関して支出した費用であり、その範囲は個別の事情に基づき決定されるため、具体的な内容をお示しすることはできません。
A206	①基本協定書(案)	既に国が本事業の準備に関して支出した費用について	7	第9条	1 (1)	優先交渉権者の責めに帰すべき事由により、実施契約の締結に至らなかった場合は、“既に国が本事業の準備に関して支出した費用について、すべての優先交渉権者構成員が連帯して負担する。”とのことですが、ここでいう“既に国が本事業の準備に関して支出した費用”はどの段階から計上されるのでしょうか。(実施契約の締結に至らないことが明らかになった場合は、国は次点交渉権者と基本協定締結以降の手続を行うことができることから、支出した費用は全額無駄にはならないと料します。)	文字とおり準備に関して支出した費用であり、その範囲は個別の事情に基づき決定されるため、具体的な内容をお示しすることはできません。
A207	①基本協定書(案)	実施契約不成立について	7	第9条	(2)	違約金は、(1)の負担の額とは別に支払う必要があるのか	基本協定書(案)に記載のとおりとします。
A208	①基本協定書(案)	実施契約の不成立	7	第9条	1	第2項に定める国の責めに帰すべき事由により実施契約の締結に至らなかった場合の取扱いについても、第1項各号に準じて、国による既支出費用及び違約金・損害賠償義務の負担を規定することが公平と考えるが、規定の修正の余地はあるでしょうか。	基本協定書(案)に記載のとおりとします。
A209	①基本協定書(案)	違約金について	7	第9条	1 (2)	“国は、優先交渉権者構成員に対して、違約金として金1億円を請求することができる。”とありますが、この違約金1億円は、同項第1号の負担金とは別に支払わなければならないのでしょうか。	ご理解のとおりです。
A210	①基本協定書(案)	違約金の請求要件について	7	第9条	1 (2)	“国は、優先交渉権者構成員に対して、違約金として金1億円を請求することができる。”とありますが、損害が1億円に満たない場合などでも1億円請求されるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
A211	①基本協定書(案)	実施契約の不成立について	8	第9条	2項	国の責めに帰すべき事由による場合ですので、第1項と平仄を取り、準備に関して支出した費用は国が負担して頂けないでしょうか。	基本協定書(案)に記載のとおりとします。
A212	①基本協定書(案)	実施契約の不成立	8	第9条	2項	「公正な契約」であるために、国の事由による契約不成立の場合も、優先交渉権者構成員による契約不成立を定めた本条第1項と同条件とし、国は優先交渉権者に対して、本事業の準備に関して支出した費用、違約金、そしてそれを超える場合の損害額の支払いをお願いします。	基本協定書(案)に記載のとおりとします。
A213	①基本協定書(案)	運営権設定手続の定義について	7	第7条	6 (3)	“本事業が、当該期間に運営権設定手続が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。”とありますが、ここでいう運営権設定手続とは、いつからいつまでのどの行為を指すのでしょうか。	ご指摘の箇所は、「運営権設定手続」ではなく、「運営権者選定手続」です。運営権者の選定開始時から、選定終了時までをいいます。
A214	①基本協定書(案)	秘密保持について	8	第10条		秘密保持義務が解除される場合として、実施契約案第90第2項各号に定める場合や、優先交渉権者構成員の子会社・関連会社等のグループ会社、優先交渉権者構成員等のアドバイザーに開示する場合を追加することは可能でしょうか。	ご指摘を踏まえ、弁護士、会計士等の専門家であるアドバイザー又はグループ会社として特定された法人については、秘密保持義務の例外とする余地を認め、必要な修正を行い、修正版を追加開示資料として開示します。

仙台空港特定空港運営事業等募集要項等に関する質問及び回答(平成26年9月12日)

(注:回答欄で記載の「現時点」又は「現在」とは、平成26年9月12日をいう。)

No.	資料名	タイトル	頁	項目			質問	回答
A215	①基本協定書(案)	本議決権株式の処分に関する規定の有効期間について	9	第11条	2		空港運営期間中でも第5条第3項に記載の条件がすべて充足された場合は、国は関係行政機関と協議した上で原則として当該株式処分を承認するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
A216	①基本協定書(案)	秘密保持について	12	別紙2	9項		本誓約書に関する事項に関して、運営権者から委託を受けた業務受託者、弁護士その他のアドバイザーに対する開示は認めて頂けないでしょうか。	ご指摘を踏まえ、弁護士、会計士等の専門家であるアドバイザー又はグループ会社として特定された法人については、秘密保持義務の例外とする余地を認め、必要な修正を行い、修正版を追加開示資料として開示します。
A217	②実施契約書(案)	許認可等及び届出	6	第6条	1		なお書で「国は別紙2に定める許認可等について、空港運営事業期間中これを維持するものとし」とあるが、別紙2記載の許認可等はいずれも空港運営事業との関係でのみ必要な許認可等であり、ビル施設等事業との関係で必要となる許認可等を含むものではないとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
A218	②実施契約書(案)	許認可等について	7	第6条	3項		国は、ビル施設事業者による空港機能施設事業者の指定の取得・維持に協力して頂けるという理解で宜しいでしょうか。	実施契約書(案)に記載のとおり、国はビル施設等事業の引継に協力するものとします。その他については、県が実施するビル施設事業者株式譲渡にかかる手続に従ってください。
A219	②実施契約書(案)	ビル施設事業者株式の取得及び事業引継ぎ	9	第9条	1	(4)	定借への切り替え通知も含め、必要なテナントへの通知等については、運営権者のビル事業開始以前に現ビル会社が実施するという理解でよろしいでしょうか。	実施契約書(案)に記載のとおり、国はビル施設等事業の引継に協力するものとします。その他については、県が実施するビル施設事業者株式譲渡にかかる手続に従ってください。
A220	②実施契約書(案)	ビル施設事業者株式の取得及び事業引継	9	第9条	2		ビル施設等事業の引継等に関する事業承継計画書の作成につき、実施契約締結後10日以内とされているが、競争的対話によりこの期限を長くすることはあり得ますでしょうか。	協議の対象とすることは可能です。
A221	②実施契約書(案)	ビル施設事業者株式の取得及び事業引継ぎ	9	第9条	3		県より開示された資料から合理的に予測できない事実が存在した場合は株式取得対価の調整(減額)の余地を設けていただくことは可能でしょうか。	県の定める手続にてご確認ください。
A222	②実施契約書(案)	瑕疵について	9	第9条	3項		ビル施設の瑕疵、ビル施設等事業に関する偶発債務については県が責任を持つように県に働きかけて頂けないでしょうか。	県の定める手続にてご確認ください。
A223	②実施契約書(案)	ビル施設の売買取約契約	9	第11条	1項		売買取約契約書ドラフトは、今般、宮城県等が使用するものと基本的に同じと考えて宜しいでしょうか。具体的には、売り手は一切の瑕疵担保責任を負わないなどの内容にならうかと考えております。整合性と公平性の確保をお願い致します。	実施契約書(案)に記載のビル施設の売買の一方予約契約の内容は、県が実施するビル施設事業者株式譲渡にかかる手続において示される契約書の内容と必ずしも一致するものではなく、売手となる運営権者においては必要な瑕疵担保責任を負っていただくことを想定しています。
A224	②実施契約書(案)	ビル施設の売買の一方の予約について	9	第11条	1		「国との間で、ビル施設につき国を予約完結権者とする売買の一方の予約契約を締結させるものとする。」とありますが、当該契約は国の権利に係る契約になりますので、他の条項に規定される同様の売買の一方の予約契約を含め、国より契約案をお示し頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	第二次審査にて開示予定です。
A225	②実施契約書(案)	ビル施設の売買の一方の予約	9	第11条	1		運営権者と国との間で締結することが予定されるビル施設の売買の一方の予約契約について、様式(契約書ドラフト)の公表時期・方法等をご教示いただけますでしょうか。	第二次審査にて開示予定です。
A226	②実施契約書(案)	ビル施設売買の一方の予約	9	2章	11条	1項	予約契約におけるビル施設の売買価格は時価とする、との記載がございます。時価の算定方法、算定の考え方についてご教示下さい。	時価の算定方法は、国又は国の指定する第三者が指名する評価専門家(事業期間終了後に本事業を実施する実施者を新たに公募する場合は、国が指名する評価専門家とする。)及び運営権者が指名する評価専門家並びにこの両名が同意する第三の評価専門家の協議により合意した時価算定方法をもとに決定する等、公正な手続によることとし、運営権設定対象施設と運営権者及び運営権者子会社等が所有権を有する施設の相互依存関係に鑑み、事業全体の価額が適切に配分されるよう算定することを想定しています。

仙台空港特定空港運営事業等募集要項等に関する質問及び回答(平成26年9月12日)

(注:回答欄で記載の「現時点」又は「現在」とは、平成26年9月12日をいう。)

No.	資料名	タイトル	頁	項目		質問	回答
A227	②実施契約書(案)	使用許可について	10	第12条		「自らで定める期限まで」を、「実際の空港運営事業開始日まで」として頂けないでしょうか。	実施契約書(案)に記載のとおりとします。
A228	②実施契約書(案) (株主誓約書)	株主誓約書の有効期間について	11	別紙2		基本協定書(案)第5条第2項により優先交渉権者構成員に提出が義務付けられた株主誓約書の有効期間は実施契約の終了の日までと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
A229	②実施契約書(案)	ビル施設事業者が任意で行うことのできる業務実施に先立つ空港用地使用許可等申請及びビル施設の拡張について	11	第13条	2	ビル施設事業者が「第13条1項に記載記載されているビル施設事業者が任意に行うことのできる業務」以外の任意事業を空港運営事業開始日の前日までに実施する場合は「第20条第1項に定める国有財産無償貸付契約に先んじて空港用地の使用許可等を受けさせ」必要があるとのことですが、第13条1項に記載されている「ビル施設事業者が任意に行うことのできる業務」そのものを行う場合にはその必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	既存のビル施設において任意事業を行う場合には、実施契約書(案)第12条に定める使用許可によって実施可能ですが、空港用地内のこれ以外の場所において行う場合には別途使用許可等を受ける必要がある、との趣旨です。実施契約書(案)第13条第2項については、明確化のために必要な修正を行い、修正版を追加開示資料として開示します。
A230	②実施契約書(案)	ビル施設貸付条件について	11	第14条	1	「ビル施設の全部を第三者に貸し付けてはならない」とは、第三者へのマスターリース等の一括賃貸は認めないということでしょうか。	ご理解のとおりです。
A231	②実施契約書(案)	既存契約の更新・再締結について	11	第14条	2	既存契約に関しては運営権者の責任の範囲外で締結済みの契約であり、更新・再締結時の条件の変更等は運営権者には必ずしもコントロール可能ではない事柄のため、当該条件の変更は国が行う、又は運営権者の義務を免除する、のいずれかとして頂けないでしょうか。	実施契約書(案)に記載の通り、ビル施設事業開始時点で締結済みの契約について実施契約書(案)に記載の各条件を入れるための変更を行う必要はありませんが、当該契約を更新・再締結する場合には当該各条件を入れる必要があります。
A232	②実施契約書(案)	ビル施設貸付条件	11	第14条	2	ビル施設事業者が有する既存の契約については本条文は適用外という理解でよいか	実施契約書(案)に記載の通り、ビル施設事業開始時点で締結済みの契約について実施契約書(案)に記載の各条件を入れるための変更を行う必要はありませんが、当該契約を更新・再締結する場合には当該各条件を入れる必要があります。
A233	②実施契約書(案)	契約の承継について	12	第15条	1	前述の通り、既存契約に関しては運営権者の責任の範囲外で締結済みの契約であるため、契約の承継に関する相手方の承認の取得は国で行って頂けないでしょうか。	実施契約書(案)に記載のとおり、国は空港運営事業の承継等に必要かつ可能な範囲で協力するものとします。
A234	②実施契約書(案)	空港運営事業の承継等	12	第15条	2	空港運営事業の引継等に関する事業承継計画書の作成につき、実施契約締結後10日以内とされているが、競争的対話によりこの期限を長くすることはあり得ますでしょうか。	競争的対話において、協議の対象とすることは可能です。
A235	②実施契約書(案)	空港運営事業の承継等	12	第15条	3	「運営権者は、運営事業開始予定日までに自己の責任の範囲において必要な準備を行わなければならない、国は必要かつ可能な範囲で協力する」、とあるが、国の協力範囲を明確にしていけないでしょうか。	優先交渉権者が選定手続の中で提出した事業承継にかかる計画書における提案を踏まえ、具体的な準備内容に応じて決定されることになります。
A236	②実施契約書(案)	運営権設定対象施設の瑕疵担保責任等	12	第16条	1	国が瑕疵担保責任を負う瑕疵の対象は「物理的な瑕疵」に限定されているが、運営権設定対象施設には、運営権者による空港運営事業の実施に支障を及ぼし又は及ぼすおそれのある第三者の権利の設定その他の法的負担は存在しないとの理解でよいか。	実施契約書(案)に記載のとおりとします。
A237	②実施契約書(案)	運営権設定対象施設の瑕疵担保責任等について	12	第16条	1項	「瑕疵」が「…合理的に予測することのできないものに限る。」とされていますが、これでは実際に瑕疵担保責任を追及できる場面が狭すぎます。「瑕疵」の定義を「…物理的な瑕疵をいう。但し、…情報から容易に予測できるものを除く。」として頂けないでしょうか。	実施契約書(案)に記載のとおりとします。

仙台空港特定空港運営事業等募集要項等に関する質問及び回答(平成26年9月12日)

(注:回答欄で記載の「現時点」又は「現在」とは、平成26年9月12日をいう。)

No.	資料名	タイトル	頁	項目		質問	回答
A238	②実施契約書(案)	瑕疵について	13	第16条	1	本規定で具体的に瑕疵の対象とすべきでは無いと想定している事柄はどのようなものでしょうか。「本契約締結前に優先交渉権者又は運営権者が知り得た情報から合理的に予測することのできないものに限る」との記載では、瑕疵の対象の範囲が相当に狭くなり得ると考えられます。	実施契約書(案)に記載のとおりとします。
A239	②実施契約書(案)	運営権設定対象施設の瑕疵担保責任等について	12	第16条	1項	瑕疵担保期間は春夏秋冬を1回ずつ含むよう1年として頂けないでしょうか。これに加えて、第65条に定める運営権者の瑕疵担保責任との均衡から、国が悪意である場合又は国に故意若しくは重大な過失がある場合には瑕疵担保責任期間を2年に延長して頂けないでしょうか。	実施契約書(案)に記載のとおりとします。
A240	②実施契約書(案)	運営権設定対象施設の瑕疵担保責任等について	12	第16条	1項	合意延長する場合は幾ら分の損害を1日とするのかご教示下さい。	合意延長の期間は国が諸般の事情を勘案して決定するものであり、損害額から一義的に合意延長の期間が決定されることは想定しておりません。
A241	②実施契約書(案)	運営権設定対象施設の瑕疵担保責任等について	13	第16条	2項	「国が引き渡しを受ける」とありますが、ここは「運営権者が引渡しを受ける」とすべきではないでしょうか。	原案のとおりとします。なお、本条項の適用を受けるのは、空港運営事業開始日前に国が発注し、国への引渡しが空港運営事業開始日後となる更新投資(運営権施設)です。第42条に基づく国の更新投資(運営権施設)については、国が発注する契約に基づく瑕疵担保責任の範囲で、国は運営権者に対して責任を負担します。
A242	②実施契約書(案)	瑕疵担保責任について	13	第16条	2	前項の規定にかかわらず、空港運営開始日以降に国が引き渡しを受ける国が行う更新投資(運営権施設)部分とは、国が公益上の理由で必要であると判断して行う更新投資を指すのか。また、国が更新投資(運営権施設)に関して締結した契約とは、上記国が行う更新投資について運営権者と別途契約を締結するという意味か。	本条項の適用を受けるのは、空港運営事業開始日前に国が発注し、国への引渡しが空港運営事業開始日後となる更新投資(運営権施設)です。第42条に基づく国の更新投資(運営権施設)については、国が発注する契約に基づく瑕疵担保責任の範囲で、国は運営権者に対して責任を負担します。
A243	②実施契約書(案)	運営権設定対象施設の瑕疵担保責任等	14	第16条	2	1行目「～空港運営事業開始日以降に国が引き渡しを受ける国が行う更新投資(運営権施設)部分については～」について、下線の「国」は誤植で「運営権者」との理解でよろしいでしょうか。	本条項の適用を受けるのは、空港運営事業開始日前に国が発注し、国への引渡しが空港運営事業開始日後となる更新投資(運営権施設)です。第42条に基づく国の更新投資(運営権施設)については、国が発注する契約に基づく瑕疵担保責任の範囲で、国は運営権者に対して責任を負担します。
A244	②実施契約書(案)	瑕疵について	13	第16条	4,5	通常のPFI案件同様、国が開示した情報・資料等の瑕疵についても、瑕疵担保責任を負担して頂けないでしょうか。	実施契約書(案)に記載のとおりとします。
A245	②実施契約書(案)	瑕疵担保について	13	第16条	4	譲渡対象資産、国から継承した権利・契約等、国から優先交渉権者へ開示された情報等に瑕疵が発見された場合、国はこれらの瑕疵については一切責任を負わないとございますが、瑕疵の内容によって、優先交渉権者の本事業の実施に大きな影響を及ぼす場合など、一定の条件によっては、何かしらの補償(金銭や空港運営期間の延長等)をして頂けないでしょうか。	実施契約書(案)に記載のとおりとします。
A246	②実施契約書(案)	瑕疵担保責任	13	第16条	4項	譲渡対象資産なども国が「予定価格」として最低価格を設定しているため、運営権設定対象施設同様、一定の瑕疵担保責任は負って頂くべきだと考えます。また、方が一、開示される情報等に対して瑕疵担保責任を負わないのであれば、買い手が望む十分な時間及び内容での調査(DD)を与えるべきではないかと考えます。16条1項と差をつける理由はないと思います。	実施契約書(案)に記載のとおりとします。
A247	②実施契約書(案)	運営権設定対象施設の瑕疵担保責任等について	13	第16条	5項	国において一定の責任は負担して頂けないでしょうか。運営権設定対象リストが不完全であると運営事業の対象が不明確となり、運営自体に支障が生じます。	実施契約書(案)に記載のとおりとします。

仙台空港特定空港運営事業等募集要項等に関する質問及び回答(平成26年9月12日)

(注:回答欄で記載の「現時点」又は「現在」とは、平成26年9月12日をいう。)

No.	資料名	タイトル	頁	項目		質問	回答
A248	②実施契約書(案)	運営権者譲渡対象資産の瑕疵について	13	第16条	4	“国は、前条第1項の規定により譲渡を受けた運営権者譲渡対象資産、…に瑕疵が発見された場合、瑕疵担保期間の前後を問わず、国はこれらの瑕疵については一切責任を負わない。”とあります。当該資産の譲渡に当たって運営権者が当該瑕疵を発見した場合は、当該瑕疵が治癒されるか、又は、当該瑕疵を考慮した予定価格が設定されると理解してよろしいでしょうか。また、運営権者に提供された情報等並びに募集要項等の情報等に瑕疵が発見された場合、質問回答や競争的対話等により治癒・修正等が行われると思いますが、当該治癒後の情報等について国は瑕疵担保責任を負わないという理解でよろしいでしょうか。	瑕疵担保責任の範囲については、実施契約書(案)に記載のとおりとします。現時点において、実施契約書(案)に記載されている以外の措置を国がとることは想定していません。
A249	②実施契約書(案)	運営権設定対象施設の瑕疵担保責任	13	第16条	1、4	実施契約第16条第1項と第4項との関係について、例えば、募集要項等に記載のない物理的瑕疵(同条第1項の要件を満たすもの)があった場合、国は同条第1項に基づき瑕疵担保責任を負い、第4項に基づき免責されるわけではないとの理解でよろしいでしょうか。	実施契約書(案)に記載のとおり、空港運営事業の承継等に当たって運営権者に提供された情報等並びに募集要項等国が優先交渉権者に開示した資料の情報等に瑕疵が発見された場合には、国は瑕疵担保責任を負うものではありません。
A250	②実施契約書(案)	運営権設定対象施設の瑕疵担保責任等	13	第5章	第16条	・当該施設が法令上又は要求水準上求められる基準を満たした状態で、運営権者に引き渡すとの理解で宜しいでしょうか。 ・土木、建築、電気、機械施設等について、東日本大震災後の点検調査、構造照査、機能回復に関する設計図書等を開示頂けますでしょうか。	前段については、募集要項公表時点において国が認識している不備は、募集要項等に記載のとおりです。後段については、第二次審査にて開示予定です。
A251	②実施契約書(案)	協定書の締結等について	13	第18条	1項 2項	別紙5-1に定める協定等及び別紙5-2に定める協定書は、今後開示される理解でよろしいでしょうか。	別紙5-1は承継される協定書を、別紙5-2は現在国が締結している協定書を、第二次審査にて開示予定です。
A252	②実施契約書(案)	国派遣職員の通知について	13	第19条	1	“当該国職員の【 】を運営権者に通知する。”とありますが、当該【 】には何が記載されるのでしょうか。	派遣対象となる職員を特定する情報(役職等)を想定しています。
A253	②実施契約書(案)	国職員の派遣について	14	第19条	1項	3つ目の【 】に入る言葉は何でしょうか。	派遣対象となる職員を特定する情報(役職等)を想定しています。
A254	②実施契約書(案)	国派遣職員の雇用条件について	13	第19条	3	別紙6が開示されていないため詳細は不明ですが、当該国の派遣職員の給与等件費は、全額運営権者が負担することになるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
A255	②実施契約書(案)	国有財産無償貸付契約	14	第20条	1	国有財産無償貸付契約の様式を別紙7-1と別紙7-2に分けた理由(言い換えれば、どのような基準で、各対象物件がいずれかの様式に振り分けられているか)をご教示下さい。	別紙7-1に記載の契約は、「国土交通省航空局」が主体であり、現時点においては航空保安大学校岩沼研修センター敷地が対象に該当します(参考資料中のインフォメーションパッケージ「2.2.6」をご確認ください。)。別紙7-2に記載の契約は、「国土交通省東京航空局」が主体であり、現時点においては岩沼研修センター敷地以外の土地がこれに該当します。
A256	②実施契約書(案)	空港用地等の貸付	14	第20条	1	実施契約書(案)第20条に基づく貸付の対象となる「空港用地等」(別紙1第(48)号)には、第12条における「ビル施設の用地等」が含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
A257	②実施契約書(案)	公共施設等運営権の効力発生	15	第21条	1	実施契約書(案)第21条第1項第二文は、本契約で別途定める場合は除かれるとの理解でよろしいでしょうか。具体的には、瑕疵担保責任その他に関し、国に部分的に責任が残る部分はあるものと存じます。	ご理解のとおりです。
A258	②実施契約書(案)	運営権対価の支払遅延	15	第23条		遅延利息の支払いは、運営権対価の支払遅延が、運営権者の責めに帰す事由でない場合にも適用されるのでしょうか。	ご理解のとおりです。

仙台空港特定空港運営事業等募集要項等に関する質問及び回答(平成26年9月12日)

(注:回答欄で記載の「現時点」又は「現在」とは、平成26年9月12日をいう。)

No.	資料名	タイトル	頁	項目			質問	回答
A259	②実施契約書(案)	契約書の提出について	15	第24条	1	(2)	融資に関する契約の写しを提出させる理由をご教示頂けますでしょうか。通常のPFI案件では当該契約の写しの提出までは行われていないかと存じます。	必要な資金調達が確保されているか、及び実施契約書(案)に定める内容が遵守されているかを確認するためです。
A260	②実施契約書(案)	融資及び担保関連契約書の取扱	15	第24条	1	(2)(3)	金融機関と運営権者及び運営権者子会社が締結する「融資に関する契約書」「担保設定にかかる契約書」は金融機関によるノウハウ等が含まれております。金融機関からの円滑な資金調達の観点より、第90条(秘密保持義務)の対象となっていると思料しますが、当該契約の対外的な開示は契約内容の一部に留める等の慎重な取扱いがなされるとの理解でよろしいでしょうか。	守秘義務の定めについては、実施契約書(案)に記載のとおりです。
A261	②実施契約書(案)	事業の開始条件	15	第24条	1項	(2)	事業開始時において金融機関等からの融資契約が無い場合は、当該項目は適用されないということよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。但し、運営権等に担保設定を行う場合には、その根拠となる被担保債権を示す契約をお示しいただくことはなお必要です。
A262	②実施契約書(案)	空港運営事業の開始条件について	16	第24条	2項		本項に定める国の開始条件の充足期限は、空港運営事業開始予定日の数営業日前として頂けないでしょうか。24条1項5号では、売買の一方の予約の仮登記の完了が開始条件とされていますので、登記手続に要する期間を考慮すると、当該仮登記の前提となる売買の一方の予約契約の締結(24条2項1号)は、空港運営事業開始予定日の数営業日前には完了している必要があります。	実施契約書(案)に記載のとおりとします。予約契約の締結時期については、仮登記のタイミングも踏まえてできる限り柔軟に対応する予定です。
A263	②実施契約書(案)	空港運営事業の開始条件	17	第25条	4ないし6		県による契約不履行など、運営権者及び国のいずれの責めにも帰すことのできない事情により空港運営事業開始日が空港運営事業開始予定日より遅延した場合、1か月未満の遅延であれば国と運営権者に生じた増加費用又は損害については各自が負担し、一か月以上の遅延であれば第69条による解除の対象となる、という理解でよいでしょうか。	実施契約書(案)に記載のとおりです。
A264	②実施契約書(案)	空港運営事業等の内容	18	第26条	3		航空機給油サービス事業について、給油サービス事業者の選定に際し、実績や資格など特定の制約があるか明示いただけないでしょうか。	関係法令等及び募集要項等に記載する他に特定の制約はありません。
A265	②実施契約書(案)	空港運営事業等の内容	19	第26条	4		1項ないし3項で規定されている事業のほか、国と事前協議のうえ空港用地外で認められる事業の範囲について特段の制約はないとの理解でよろしいでしょうか。	空港用地外の事業については国が承認する場合には実施可能ですが、関係する法令等を遵守することが前提になります。
A266	②実施契約書(案)	空港用地等貸付条件について	18	第27条	1	(1)	「空港用地等の全部を第三者に転貸してはならない」とは、第三者へのマスターリース等の一括転貸は認めないということでしょうか。	ご理解のとおりです。
A267	②実施契約書(案)	委託禁止業務について	19	第28条	1		募集要項で提示されている想定される根拠法令等については数が多く、また限定列举とはなっておらず、委託が禁止される業務の個別・具体的な検証を正確に行う事が困難なため、禁止される業務を可能な範囲で具体的に明示して頂けないでしょうか。	適宜法令をご確認ください。
A268	②実施契約書(案)	委託禁止業務	19	第28条	1		委託禁止業務について、一律に禁止するのではなく、個別の事情や委託にあたって講じられる措置に応じて、国の承諾等を得た場合には、委託を許容するものとする余地があるか、ご教示下さい。	実施契約書(案)に記載のとおりとします。

仙台空港特定空港運営事業等募集要項等に関する質問及び回答(平成26年9月12日)

(注:回答欄で記載の「現時点」又は「現在」とは、平成26年9月12日をいう。)

No.	資料名	タイトル	頁	項目		質問	回答	
A269	②実施契約書(案)	第三者への委託	19	第28条		例え、事後報告だったとしても、運営権者又はビル施設事業者の全ての第三者委託業務、及びその再委託の内容を把握して報告するのは、実務的に困難だと考えます。例えば、ビル施設における清掃業務やテナント入れ替えに伴う内装工事等で、委託した企業が下請けや派遣会社を用いた場合などは容易に想定できます。更に瑣末なものであれば、各種の報告業務において、その手段としてバイク便や配送サービスを利用(外部委託)した場合で、そこがグループ内等で再委託している場合など。これらを全て調査し、報告するのは、実務的に不要な手間とコスト増となると考えます。本条の規制をかける対象事業は、限定列举して頂くようお願いします。第4項についても、主要な業務に限定しない限り、現実的ではないと考えます。	実施契約書(案)に記載のとおりとします。	
A270	②実施契約書(案)	第三者等へ委託等する場合の国への通知等範囲について	19	第28条	2	受託者又は請負者が再委託又は下請負する場合の国への事前通知あるいは事後報告の義務が規定されていますが、当該通知あるいは報告の再委託者あるいは下請負人の範囲は、どこまでを求められるのでしょうか(1次再委託者まで、2次再委託者までなど)。	実施契約書(案)に記載のとおりとします。	
A271	②実施契約書(案)	第三者への委託	19	第28条	1、2	本条に記載されている契約金額1,000万円には消費税や当該契約に付随して支払われる手数料等の諸費用は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
A272	②実施契約書(案)	新規委託契約締結の要件	20	第28条	4	実施契約第28条第4項各号の要件は、国の事前承認等による例外も認められる余地はないでしょうか。実施契約第28条第4項第(1)号の要件との関係で、運営期間終盤においては、新規の委託契約が締結しにくいと、例えば、国の事前承認を前提に、国又は国の指定する第三者への承継を前提として、新たに委託契約を締結することを可能とするような枠組みが用意されていることが望ましいように思われます。	実施契約書(案)に記載のとおりとします。	
A273	②実施契約書(案)	保険について	20	第29条	1	保険について、免責金額の設定も含めて自由にご提案できると考えてよろしいでしょうか。	優先交渉権者選定基準の策定理由に記載のとおりです。	
A274	②実施契約書(案)	保険について	20	第9章	第29条 第3項	当該項において、土木構造物保険・地震危険担保特約について、保険市場全体においてその保険料率が大きく変動するような改訂が行われる場合には、付保範囲を変更することができるが規定されている。土木構造物保険・地震危険担保特約を除く、その他の保険について、この規定を適用していない理由如何。	民間事業者がとることができるリスクと考えています。	
A275	②実施契約書(案)	保険	20	第29条	3	「保険市場全体においてその保険料率が大きく変動するような改訂」と規定されていますが、具体的に想定されている指標となるものはございますでしょうか。また、当該改訂とは当該指標がどの程度変動することを想定されておりますでしょうか。	指標としては、地震保険における保険料率を指標として想定しています。どれほど変動するかは現状想定はありませんが、大規模な地震等が起きた場合に、再保険市場での評価替えに伴う保険料率の変動等を踏まえて、判断します。	
A276	②実施契約書(案)	保険について	20	第29条		「保険市場全体においてその保険料率が大きく変動するような～」における「大きく」の具体的判断基準をご明示ください。	大規模な地震等が起きた場合に、再保険市場での評価替えに伴う保険料率の変動等を踏まえて、判断します。	
A277	②実施契約書(案)	第三者への委託	20	9	28	4-(3)	業務に関する各種財務情報とは具体的に何を指すでしょうか。ご教示下さい。	受託者又は請負者の財務諸表等を想定しています。
A278	②実施契約書(案)	保険について	20	第29条		現状、事業中断保険の契約はございますでしょうか。もしあれば、過去に保険料の請求実績はありますか?また請求額、内容はどのようなものでしょうか。	国は保険に加入していません。なお、ビル施設事業者に関する内容は、県の定める手続にてご確認ください。	
A279	②実施契約書(案)	保険について	20	第29条		現状加入している保険契約、また過去の保険金請求実績を開示ください。	国は保険に加入していません。なお、ビル施設事業者に関する内容は、県の定める手続にてご確認ください。	

仙台空港特定空港運営事業等募集要項等に関する質問及び回答(平成26年9月12日)

(注:回答欄で記載の「現時点」又は「現在」とは、平成26年9月12日をいう。)

No.	資料名	タイトル	頁	項目			質問	回答
A280	②実施契約書(案)	保険条項注釈記載の資料番号について	20	第29条	注釈5		「～別紙9の」とありますが、「別紙10」でよろしいでしょうか。	ご指摘を踏まえ、実施契約書(案)を修正し、修正版を追加開示資料として開示します。
A281	②実施契約書(案)	保険	20	第29条	欄外		「別紙9」は「別紙10」の間違いでしょうか？	ご指摘を踏まえ、実施契約書(案)を修正し、修正版を追加開示資料として開示します。
A282	②実施契約書(案)	脚注に示された別紙番号について	20	第29条			脚注にある「別紙9」は、「別紙10」の誤りであると思料します。	ご指摘を踏まえ、実施契約書(案)を修正し、修正版を追加開示資料として開示します。
A283	②実施契約書(案)	保険	20	第29条			実施契約第29条第2項の場合以外、保険金の取扱いについて、特に制約はないという理解でよろしいでしょうか。(少なくとも国との関係では、保険金の使途として、関連する事象(保険事故)に係る支出に充当するか、或いは、レンダーへの弁済に充当するかは、運営権者の裁量によるとの理解でよろしいでしょうか。)	ご理解のとおりです。
A284	②実施契約書(案)	保険	20,92	9章	29条	別紙10	別紙10の1(土木構築物保険・主契約:10億円、土木構築物保険・地震危険担保特約:10億円)以外の2(企業財産包括保険、動産保険、火災保険、運送保険、レジャーサービス施設費用保険)及び3(空港管理責任者賠償責任保険)についても、付保することを義務付けられております。これらについて支払限度額については特に制約条件等はないとの理解で宜しいでしょうか。	運営権者が、運営期間中に必要と考えるものに加入してください。
A285	②実施契約書(案)	保険	20	9章	29条	補足5	保険に代替する措置を選択することも認める、とございますが、具体的にはどのような措置を想定されておりますでしょうか。	原則付保義務とさせていただきますが、代替する措置は民間事業者からの提案事項としており、現時点では想定はありません。
A286	②実施契約書(案)	要求水準の変更	21	第30条	2		「要求水準の内容変更が、運営権者に著しい増加費用又は損害を生じさせる内容」と判断される基準を明確にしていただけにでしょうか。	個別事情によって当該要件の有無を判断します。
A287	②実施契約書(案)	要求水準の変更について	21	第30条	2項		「著しい」、「不相当」では基準として曖昧です。500万円を基準として頂けないでしょうか。	実施契約書(案)に記載のとおりとします。
A288	②実施契約書(案)	マスタープラン	21	第31条	2		マスタープランは、社会経済情勢の変化その他運営権者の責めに帰することができない理由によって変更せざるをえない場合もあることに鑑みて、実施契約書(案)第31条第2項に基づく国の承認は、合理的理由なく留保されることはないとの理解でよろしいでしょうか。また、国の承認は不合理に留保されない旨を実施契約書(案)第31条第2項に明記することは可能でしょうか。	原案のとおりとしますが、当該承認は、合理的理由なく留保されることはありません。
A289	②実施契約書(案)	更新投資(運営権施設)について	24	第39条	2		「～更新投資(運営権施設)の対象部分は、投資対象の施設完成後、当然に国の所有対象となり～」と記載されていますが、運営権者が自らの費用負担により行う更新投資について、その対象部分の所有権が、更新投資完了と同時に国の所有となる仕組みは、他に事例のない仕組みとの理解です。つきましては、運営権者における、当該更新投資費用に係る会計・税務処理方法について、指針をお示しいただけますでしょうか。また、お示しいただける場合には時期もお知らせください。	会計処理方法については、専門家にご相談ください。 税務処理方法については、照会手続完了後、開示します。
A290	②実施契約書(案)	更新投資	24	第39条	1項		「(当該更新投資が3月中に完了した場合には同年4月第1週まで)」の記載の意味は、その前の「投資完了から1ヶ月以内」に対する「例示」でしょうか、それとも3月のみ、期日が異なるという「但し書き」でしょうか？	()内の記載は、当該更新投資が3月中に完了した場合における例外を定める趣旨です。

仙台空港特定空港運営事業等募集要項等に関する質問及び回答(平成26年9月12日)

(注:回答欄で記載の「現時点」又は「現在」とは、平成26年9月12日をいう。)

No.	資料名	タイトル	頁	項目			質問	回答
A291	②実施契約書(案)	整備(非運営権施設)	25	第41条	1		「整備を行った場合、整備の対象部分が既存の非運営権施設から独立した所有権の対象となる場合」とは、具体的にどういった場合を想定しているのかご教示いただけますでしょうか。例えば、既存の旅客ターミナルから独立した新ターミナルなどが想定されるのでしょうか。	例えば、既存施設に附合(民法第242条)しないような投資を行った場合を想定していますが、これに限られません。
A292	②実施契約書(案)	整備(非運営権施設)	25	11	41	1	独立した所有権とはどのような状態を指すのでしょうか。ご教示下さい。	例えば、既存施設に附合(民法第242条)しないような投資を行った場合を想定していますが、これに限られません。
A293	②実施契約書(案)	国による施設投資について	25	第42条	1		“国は、公益上の理由を検討した上で必要と判断した場合には、国が実施主体となり、空港法の規定に基づく費用負担により更新投資(運営権施設)を行うことができ、”とありますが、基本的には新規投資や改修は行われないと理解してよろしいでしょうか。	現時点において具体的な想定は行っていませんが、国が新規投資や回収を行うこともあります。
A294	②実施契約書(案)	国による更新投資(運営権施設)について	25	第42条			国が必要と判断して実施する更新投資実施の影響により事業の一部中断やその他の損害等が発生した場合、損失の補償を求めることが可能であるよう修正ください。	実施契約書(案)に記載のとおりとします。
A295	②実施契約書(案)	国による更新投資(運営権施設)について	25	第42条	1項		国による更新投資(運営権設定施設)の費用につき「空港法の規定に基づく費用負担」とありますが、その具体的な内容が不明確です。国による更新投資の費用負担の主体及びその割合をご教示ください。	空港法をご確認ください。なお、実施契約書(案)第42条第1項に基づいて、運営権者の同意なく費用負担を求めることはありませんが、当該更新投資によって増加した施設・空港用地は、運営権設定対象施設として、運営権者に維持管理の責任が生じることになります。
A296	②実施契約書(案)	国による更新投資(運営権施設)について	25	第42条	1項		国の一方的な判断によりなされた更新投資について、運営権者はその工事実行などについて「最大限協力」するのみであり、その分の運営権対価の増額分は支払わなくて良いという理解でよろしいでしょうか。	空港法をご確認ください。なお、実施契約書(案)第42条第1項に基づいて、運営権者の同意なく費用負担を求めることはありませんが、当該更新投資によって増加した施設・空港用地は、運営権設定対象施設として、運営権者に維持管理の責任が生じることになります。
A297	②実施契約書(案)	国による更新投資(運営権施設)	25	第42条	1		実施契約書(案)第42条第1項にいう空港法の規定に基づく費用負担とは、空港法第6条及び第7条に定める費用負担(都道府県又は市町村との分担)を意味すると解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
A298	②実施契約書(案)	国による更新投資(運営権施設)	25	第42条	1		実施契約書(案)第42条第1項に定められる運営権者の協力義務は、国が当該更新投資を実施するにあたっての実務上のものに限られ、財政上の協力には及ばないとの理解でよろしいでしょうか。	空港法をご確認ください。なお、実施契約書(案)第42条第1項に基づいて、運営権者の同意なく費用負担を求めることはありませんが、当該更新投資によって増加した施設・空港用地は、運営権設定対象施設として、運営権者に維持管理の責任が生じることになります。
A299	②実施契約書(案)	国による更新投資(運営権施設)について	25	第42条	2項		国による更新投資については、日常の空港運営業務への支障も懸念されることから、同3項に限らず、「通知」ではなく運営権者との「合意」上、もしくは、少なくとも「協議」の上で行って頂きたい。	実施契約書(案)に記載のとおりとします。
A300	②実施契約書(案)	利用料金の設定および收受等	26	第43条	1	(1)ア	航空大学校等の公用のための空港の利用と公用以外のための空港の利用の優先順位付けはどのようにされるのでしょうか？運営権者の裁量によるのでしょうか？	定期便の運航に支障のない範囲内で優先的に対応することを求めています。なお、スポットの容量が飽和した場合の訓練等への協力については、運営権者及び訓練等を行う者の間で対応について協議することを想定しています。
A301	②実施契約書(案)	利用料金の設定及び收受等について	26	第43条	1項	6号	「その他本事業に係る料金であって、法令等上、料金を設定し收受することが禁止されていないもの」にはどのようなものが該当するかご教示ください。	カウンター使用料、広告掲出料、自動販売機設置料等が想定されます。

仙台空港特定空港運営事業等募集要項等に関する質問及び回答(平成26年9月12日)

(注:回答欄で記載の「現時点」又は「現在」とは、平成26年9月12日をいう。)

No.	資料名	タイトル	頁	項目		質問	回答	
A302	②実施契約書(案)	利用料金の設定及び收受等について	26	第43条	5項	テナント等の施設利用に関する料金及び駐車場施設の利用料金の設定について、「適用ある法令等…に従い」とありますが、具体的な法令名をご教示頂けますでしょうか。あるいは現時点では法令上の制限はなく、自由に設定できるという理解でよろしいでしょうか。	適用法令等に鑑み、適切にご判断ください。	
A303	②実施契約書(案)	利用料金の設定及び收受	26	12章	43条	ア	外交上の目的又は公用のために使用される航空機が使用する場合、着陸料を收受できないとあります。これら着陸料を收受できない使用の回数について、何らかの上限の設定を検討頂きたくお願い致します。	募集要項において、着陸料等を收受することができない場合として記載したものについては、予め使用に係る制限を設定することはありません。なお、スポットの容量が飽和した場合の運航への協力については、運営権者及び運航者との間で対応について協議することを想定しています。
A304	②実施契約書(案)	リスク分担の原則について	27	第44条	3項		「重大な過失」は「過失」として頂けないでしょうか。「各々対等な立場における合意」のはずです。失火責任のように過失に限定しなければならない理由はないと考えます。	実施契約書(案)に記載のとおりとします。
A305	②実施契約書(案)	法令等の変更	27	第45条	1		現段階、実施契約締結日及び空港運営事業開始日の各時点において、本事業に適用ある法令等で、変更・改正が予定されているものがあれば、リストにして開示頂くことは可能でしょうか。	現時点において、ご指摘のようなリストの開示予定はありません。適用法令等に鑑み、適切にご判断ください。
A306	②実施契約書(案)	法令等の変更について	27	第45条	1		本項に記載のある「運営権者又はビル施設事業者の責めに帰すべき事由により当該特定法令等変更が行われた場合」とは、具体的にはどのような状況を想定されていますでしょうか。	個別事情によって当該要件の有無を判断しますが、現時点において具体的な想定はありません。
A307	②実施契約書(案)	法令等の変更について	27	第45条	1項		「特定法令等変更」の定義には、空港一般に典型的に適用される法令等の変更も含めて頂けないでしょうか。	実施契約書(案)に記載のとおりとします。
A308	②実施契約書(案)	法令等の変更について	27	第45条	2項		「その内容の詳細を記載した書面をもって、直ちに国に対し通知」とありますが、「詳細」とは具体的にどのような情報のことを指していますでしょうか？一般に、「詳細」と「直ちに」は相反しますので、具体的内容をお示ください。	実務上可能な限り詳細な内容であることを想定しています。具体的内容は個別事情によって判断します。
A309	②実施契約書(案)	不可抗力に伴うその他の措置について	27	第46条	1項		「その内容の詳細を記載した書面をもって、直ちに国に対し通知」とありますが、「詳細」とは具体的にどのような情報のことを指していますでしょうか？一般に、「詳細」と「直ちに」は相反しますので、具体的内容をお示ください。	実務上可能な限り詳細な内容であることを想定しています。具体的内容は個別事情によって判断します。
A310	②実施契約書(案)	不可抗力の発生	27	第46条	2		「国が自ら不可抗力が発生していると認識した場合」は、どれぐらいの規模の事象を想定されているのでしょうか。例えば、東日本大震災は不可抗力事象として認識されるのでしょうか。	個別事情によって当該要件の有無を判断します。
A311	②実施契約書(案)	事業継続措置について	27,28	第46条	2,3		事業継続措置の必要性の判断の根拠となる、空港の機能を回復させる必要性の有無や時期の判断の根拠や考え方を提示して頂けますでしょうか。	個別事情によって当該要件の有無を判断します。
A312	②実施契約書(案)	不可抗力による措置一国による事業継続措置について	28	第47条	1		「～運営権者が付保した保険契約に係る保険金等を、国が受領することができるよう必要な措置を取らなければならない。」とされていますが、ここでいう「必要な措置」とは、具体的にはどのような措置を想定されていますでしょうか。	保険契約の具体的内容等によるため、現時点で想定を示すことはできません。
A313	②実施契約書(案)	不可抗力に伴うその他の処置	28	第47条	1		不可抗力によって運営施設の毀損等が生じたために事業継続措置が必要となったとき、事業継続措置期間に応じて運営権対価等の返還や事業期間の延長はされないのでしょうか。	事業継続措置の有無・内容と、不可抗力により生じた増加費用又は損害についての合意延長等是对応関係にはなく、各々個別に判断されることとなります。

仙台空港特定空港運営事業等募集要項等に関する質問及び回答(平成26年9月12日)

(注:回答欄で記載の「現時点」又は「現在」とは、平成26年9月12日をいう。)

No.	資料名	タイトル	頁	項目		質問	回答
A314	②実施契約書(案)	不可抗力に伴うその他の措置について	28	第47条	1項	一般に損害保険は、銀行融資などファイナンスの保全として用いられることが考えられ、不可抗力が発生した場合、まずはそれらの資金返済に当たられる仕組みになっていることが予想されます。また、海外の類似案件では、不可抗力発生時に、それら外部調達資金への返済は、国が肩代わり負担をすることが一般的です。円滑な民間ファイナンスを実行するためにも、国が保険金を獲得できるのは、少なくとも外部資金の後の優先順位にして頂きたいと考えます。	実施契約書(案)に記載のとおりとします。なお、ご指摘の事項が一般的であるという認識はありません。
A315	②実施契約書(案)	不可抗力に伴うその他の処置	28	第48条	1	不可抗力によって運営施設の毀損等が生じたために増加費用や損害が生じたとき、第46条及び第47条以外の場合であっても、毀損の対象が国の所有施設であれば、国において一定の負担をされてしかるべきではないでしょうか。	実施契約書(案)に記載のとおりとします。
A316	②実施契約書(案)	不可抗力に伴うその他の措置について	28	第48条	2項	「国は必要な範囲でこれを認めることができる。」ではなく「国はこれを認める」として頂けないでしょうか。「回復するために必要がある場合」という要件をクリアすれば後は支払うだけだと思います。	実施契約書(案)に記載のとおりとします。
A317	②実施契約書(案)	国によるモニタリング	29	第50条	1	同条項に従った国によるモニタリングは国の費用負担により実施されると理解してよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
A318	②実施契約書(案)	第三者に及ぼした損害について	29	第50条	1	航空交通管制業務を行っている国が当該空港内で第三者に損害を与える可能性もゼロではないので、相互適用条文に変更して頂けないでしょうか。	実施契約書(案)に記載のとおりとします。
A319	②実施契約書(案)	適正な業務確保に関する要求水準について	29	第51条 第52条		運営権者が資産状況など財務的に求められている要求水準(健全性の数値等)が有りましたらご教示ください。	現時点において具体的な想定はありません。
A320	②実施契約書(案)	国によるモニタリングについて	30	第52条	5	「～ビル施設等事業開始予定日までに国が定める」とございますが、別紙13の「<モニタリング方法>」には「空港運営事業開始日までに国が定める」とありますので、どちらになりますでしょうか。	ご指摘を踏まえ、実施契約書(案)別紙13について必要な修正を行い、修正版を追加開示資料として開示します。
A321	②実施契約書(案)	緊急事態等対応について	30	第53条	3	本項の規定に従い、国が運営権者に補償する「通常生ずべき損失」には、本事業が継続していたならば得られたであろう、運営権者の逸失利益を含むとの理解でよろしいでしょうか。	PFI法上の「通常生ずべき損失」に該当する限りにおいて、損失補償の対象に含まれます。
A322	②実施契約書(案)	その他必要な措置について	31	第55条	3	「～国が認めた場合には、国と運営権者は協議の上、必要な範囲で本契約の見直しを行うことができる。」とありますが、「本契約の見直し」には、業務範囲の縮小や運営権対価の金額変更が含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	現時点において具体的な想定はありません。
A323	②実施契約書(案)	ビル施設貸付条件	31	第56条	1	「新規株式発行その他これに反する行為」とあるが、この場合の「これ」は何を指しているのか もしくは「これに類する行為」の間違ひではないか	「運営権者は、事業期間中、国の事前の承諾がない限り、運営権者子会社等の発行済株式の総数(又は国が予め認めた株式割合)を直接又は間接に保有して」いるという義務に違反することになる行為、という意味です。
A324	②実施契約書(案)	子会社、関連会社について	31	第56条	1項	「国が予め認めた株式割合」は何%を想定していますか。	現時点において具体的な想定はありません。
A325	②実施契約書(案)	子会社、関連会社について	32	第56条	1項	要項3.(17)B)b)及び基本協定書(案)第5条第2項(1)では、「他の本議決権株主」に対する「処分」や「新規発行」は「国の事前承諾」無く認められており、本条と齟齬があります。修正をお願い致します。	ご指摘の箇所は運営権者株式の譲渡についての規定であり、運営権者子会社等株式についての本項には妥当しません。

仙台空港特定空港運営事業等募集要項等に関する質問及び回答(平成26年9月12日)

(注:回答欄で記載の「現時点」又は「現在」とは、平成26年9月12日をいう。)

No.	資料名	タイトル	頁	項目		質問	回答
A326	②実施契約書(案)	子会社、関連会社について	31	第56条	4項	経営の立て直しや事業環境に応じた機動的な運営のためには、組織変更は「国の事前承諾」なく、運営権者の判断のみで柔軟に行えるようにお願い致します。合併や会社分割など列記されている他の事象に比べての重要度も異なると考えます。	実施契約書(案)に記載のとおりとします。なお、本項における「組織変更」は会社法第2条第26号に定める組織変更のことをいいます。
A327	②実施契約書(案)	誓約事項	31	第57条	1 (2)	商業登記簿記載事項としては、いわゆる平取締役の交代の場合にも、常に変更後の書類の提出が必要でしょうか。	ご理解のとおりです。
A328	②実施契約書(案)	新株交付について	32	第57条	2 (2)	募集要項に鑑み、既存株主への新株交付は承認対象外という理解でよろしいでしょうか。よろしければその旨を実施契約書上で明確化して頂けますでしょうか。	ご指摘を踏まえ、実施契約書(案)を修正し、修正版を追加開示資料として開示します。
A329	②実施契約書(案)	資産の処分	33	第59条		・運営権者が本事業の実施に要する資金を調達するために金融機関等から借入を行う場合であって、当該借入のために運営権者子会社等の株式に対して担保権を設定する場合、国は合理的な理由なくこれに対する承認を拒否しないと理解してよいか。 ・ビル施設や、その他売買一方予約の対象不動産について、国の予約完結権の登記の後であれば担保権設定を行うことが許容されるという理解でよいか。	・(1点目について)金融機関等との協定書(締結される場合)の内容を踏まえ、当該承認を行うかは個別判断に委ねられます。 ・(2点目について)実施契約書(案)に定める内容に反しない限りにおいて、可能です。
A330	②実施契約書(案)	本議決権株主の欠格事由について	34	第60条	3 (1)	予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定は、国による一般競争入札の参加資格を定めたものですが、本事業の履行に関係ない他の事象(売買、貸借、請負その他の契約)において当該規定に該当することとなった場合にも本項の規定が適用されるのでしょうか。	実施契約書(案)第60条第3項第1号については削除する修正を行い、修正版を追加開示資料として開示します。
A331	②実施契約書(案)	本議決権株主の倒産等	34	第60条	3 (3)	実施契約書(案)第60条第3項第(3)号の事由は、運営権者にとっても、更生管財人や再生債務者に株式の処分を強制することはできないため、自らかかる事態を解消することは難しいことに鑑み、かかる事由が生じた場合に運営権者に課す義務としては、通知義務等に留め、株式処分等により解消する義務はご容赦頂くことはできないでしょうか。	実施契約書(案)に記載のとおりとします。
A332	②実施契約書(案)	延長期間について	35	第62条	2 (2)	事業の予見可能性を高めるため、延長期間の算定の考え方を提示して頂けますでしょうか。	個別事情によって判断します。
A333	②実施契約書(案)	事業引継	35	第63条		第63条に定める事業引継に要する費用については、国から運営権者への空港運営事業の承継等に要する費用に関する第15条第4項に定めると同様、各当事者が負担するとの理解でよいでしょうか。	双方が義務を負う範囲において、各自負担することになります。
A334	②実施契約書(案)	転籍希望従業員の転籍条件について	35	第63条	1 (1)	国又は国の指定する第三者の希望により、本人の意向確認の上で転籍が実施されるものと思料しますが、国又は国の指定する第三者が希望しない従業員については、本人に転籍意向がある場合でも転籍はできないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
A335	②実施契約書(案)	事業引継について	35	第63条		期間満了による従業員の引継ぎは、(i)国が事業を引き継ぐ場合には国が必ず従業員を引き継ぐこととし、(ii)国が本事業の実施者を新たに公募により選定する場合は当該実施者をして従業員を引き継ぐことを公募の条件として頂けないでしょうか。	実施契約書(案)に記載のとおりとします。公募条件を策定する際には、運営権者の意見も聴取したうえで、国の判断により策定するものとします。

仙台空港特定空港運営事業等募集要項等に関する質問及び回答(平成26年9月12日)

(注:回答欄で記載の「現時点」又は「現在」とは、平成26年9月12日をいう。)

No.	資料名	タイトル	頁	項目		質問	回答
A336	②実施契約書(案)	事業引継について	35	第63条		円滑で計画的な事業引継のために、国は、引継先の確保を確約し、万が一、確保できなかった場合は、国が引継ぐことを確約して頂くよう、お願い致します。また、合わせて、「遅くとも事業期間終了日の1年前。」など、国が引継先を確定させる期日の明示もお願い致します。引継先が確定し、その第三者が必要・不要資産を指定し、その後、不要資産や不要会社の従業員を処分する時間を考慮すると、数カ月単位では難しいことをご理解ください。	実施契約書(案)に記載のとおりとします。
A337	②実施契約書(案)	国の指定する第三者への引継ぎ	35	第63条	1	次の運営権者が公募により募集される場合は、十分な引継期間が必要です。かかる場合には、今回の国から運営権者への引継期間と同等かそれより長い期間の引継期間が与えられると想定してよろしいでしょうか。	具体的な期間の長さの想定はありません。個別事情によって、引継期間を判断します。
A338	②実施契約書(案)	事業引継	36	第63条	(4)	国に対して譲渡する資産の中に、運営権者の知的財産も含まれていますが、特許権や商標権等を取得している場合、それらを無償で承継させることを想定されていますでしょうか。	実施契約書(案)第63条第(5)号、第64条第2項第(3)号に定めるとおりです。
A339	②実施契約書(案)	資産の取扱いについて	36	第64条	2 (1),(2)	本件運営権設定時と同様に、ビル施設事業者が所有する資産又は株式の買取は義務として頂けないでしょうか。また、ビル施設事業者が所有する資産又は株式を含め買取を権利とする場合は、事業の予見可能性を高めるため、契約終了の一定期間前には買い取る旨の通知を行うこととして頂けますでしょうか。	実施契約書(案)に記載のとおりです。
A340	②実施契約書(案)	本契約終了による資産の取扱いについて	36	第64条	2項	本契約終了時には国が引き継ぐ場合にも、国が第64条2項各号に定める資産を必ず買い取るようにして頂けないでしょうか。本契約終了間際の更新投資が難しくなります。	実施契約書(案)に記載のとおりです。
A341	②実施契約書(案)	運営権者所有の不動産について	36	第64条	2 (1)	「時価にて不動産の一部または全部を買い取ることができ」とありますが、買い取らないケースも想定されるのでしょうか。またその際は、更地変換義務が発生するのでしょうか。	募集要項等に記載のとおりです。
A342	②実施契約書(案)	資産の取扱いについて	36	第64条	2 (2)	会社単位では発行済株式の全部という理解でよろしいでしょうか。よろしければその旨を実施契約上で明確化して頂けますでしょうか。	「発行済株式の全部又は一部」とあるように、必ずしも会社が発行する発行済株式の全部に限りません。
A343	②実施契約書(案)	本契約終了による資産の取扱いについて	36	第64条	4	「第2項各号に基づき～6か月を経過した日以降速やかに行う」とありますが、引渡しよりも前もしくは同時履行に変更して頂けないでしょうか。	実施契約書(案)に記載のとおりとします。
A344	②実施契約書(案)	国等による資産買取対価の支払い	36	第64条	4	運営権者が実施契約書(案)に定める瑕疵担保責任を負うことを前提に、(少なくとも資産買取の相手方が国の指定する第三者である場合には、)資産の引渡しと対価の支払いが同時履行とすることはできないでしょうか。	実施契約書(案)に記載のとおりとします。
A345	②実施契約書(案)	本契約終了による資産の取扱いについて	37	第64条	4	64条2項に基づき、国又は国の指定する第三者へ運営権者が所有する各資産を譲渡する場合、その対価の支払いは運営権設定施設を引渡した日又は当該資産の引渡しを受けた日のいずれか遅い日から6か月を経過した日以降としておりますが、通常、引渡した日当日に資金決済されるべきと考えますので、内容の修正をご検討いただきたく存じます。	実施契約書(案)に記載のとおりとします。
A346	②実施契約書(案)	本契約終了による資産の取扱いについて	36	第64条	4項	買取対価の支払いは資産買取と同時履行にして頂けないでしょうか。新たな第三者のクレジットリスクは取れません。	実施契約書(案)に記載のとおりとします。
A347	②実施契約書(案)	瑕疵担保責任について	37	第65条	1	もともと国より引き渡された運営権設定対象施設についても、改めて国に対して瑕疵担保責任を負うということでしょうか。	ご理解のとおりです。

仙台空港特定空港運営事業等募集要項等に関する質問及び回答(平成26年9月12日)

(注:回答欄で記載の「現時点」又は「現在」とは、平成26年9月12日をいう。)

No.	資料名	タイトル	頁	項目		質問	回答	
A348	②実施契約書(案)	瑕疵担保責任	37	第65条	2	64条2項各号の規定により国又は国の指定する第三者が運営権者から買い取った資産について、運営権者が瑕疵担保責任を負う前提となっておりますが、当該資産に旅客・貨物ビル施設が含まれます。一方、旅客・貨物ビル施設について、県は瑕疵担保責任を負わないため、運営権者がビル施設を国又は国の指定する第三者へ譲渡する際にも同様に、運営権者が瑕疵担保責任を負わない建付けとしていただきたく存じます。	実施契約書(案)に記載のとおりです。	
A349	②実施契約書(案)	事業期間終了後の運営権者の瑕疵担保責任について	37	第65条		空港運営事業及びビル施設等事業開始時における国の瑕疵担保責任と実施契約期間満了時における運営権者の瑕疵担保責任の範囲が一部異なりますが、同等の瑕疵担保責任に揃えて頂けないでしょうか。	実施契約書(案)に記載のとおりです。	
A350	②実施契約書(案)	瑕疵担保責任	37	第65条		整合性と公平性の観点から、本件の取得時と同条件(ビル施設等事業に関しては瑕疵担保責任は一切なし、その他の運営権対象部分は、その部分に対して旧事業者が受け取る譲渡対価を上限とする。)をお願い致します。	実施契約書(案)に記載のとおりです。	
A351	②実施契約書(案)	運営権者の国等に対する瑕疵担保責任	37	第65条	1	公平性の観点から、第65条第1項の瑕疵担保責任の対象は、物理的瑕疵に限定することは可能でしょうか。	実施契約書(案)に記載のとおりです。	
A352	②実施契約書(案)	運営権者の国等に対する瑕疵担保責任	37	第65条	2	公平性の観点から、運営権者が取得する際に国等が瑕疵担保責任を負わなかった資産については、運営権者に第65条第2項に基づく瑕疵担保責任を負担しないことは可能でしょうか。	実施契約書(案)に記載のとおりです。	
A353	②実施契約書(案)	原状回復義務について	37	第66条	1	不可抗力により事業の再開が不可能若しくは著しく困難である場合でも、原状回復義務の適用対象外としない理由をご教示頂けますでしょうか。	「事業の再開が不可能又は著しく困難である」場合でもあっても、必ずしも空港用地等の原状回復が不可能又は著しく困難であることにはならないためです。	
A354	②実施契約書(案)	本契約終了による空港用地等の取扱い	37	第66条	1	3	第1項第3号に定める不動産又は動産として具体的にどのような資産が想定されるのか、現時点で考えられる具体例をご教示いただけますでしょうか。	現状であれば、給油施設等が想定されます。
A355	②実施契約書(案)	本契約終了による空港用地等の取扱いについて	37	第66条	1項		ビル施設も運営権設定対象施設と同様に現状有姿で必ず買い取って頂けないでしょうか。	実施契約書(案)に記載のとおりです。
A356	②実施契約書(案)	契約終了時の空港用地の処分	37	第66条			第63条と同じく、スムーズな資産譲渡と原状回復義務を実施するためには、国は相応の期間を取った期日(「事業期間満了日から1年以上前」等)を明示して、それまでに次の運営権者を決定することを確約して頂くことが必要かと考えます。また、同時に、その期日を過ぎて次の運営権者が見つからない場合は、国が事業を引継ぐことを確約頂き、実現できない場合は、旧運営権者は国に求償できるようにして頂きたく存じます。	実施契約書(案)に記載のとおりです。
A357	②実施契約書(案)	時価の算定方法	37	第67条	別紙14		これらの「評価専門家」の作業に伴う費用は、全て国が負担すると言う理解でよろしいでしょうか。	それぞれが指名する評価専門家にかかる費用はそれぞれが負担し、両名が同意する評価専門家にかかる費用は折半することを想定しています。
A358	②実施契約書(案)	「時価」の決定方法	38	第67条	1		「時価の算定時点と評価時点との間で資産の時価について差額が生じたときの調整方法」は国および運営権者が協議の上、定められるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
A359	②実施契約書(案)	運営権者又はビル施設事業者の事由による本契約の解除について	38	第68条			(4)(5)は71条1項と平仄を取り、60日として頂けないでしょうか。(7)は、「重大な虚偽の記載を行ったとき」として頂けないでしょうか。軽微な記載ミス等が解除事由に該当しないようにするためです。	実施契約書(案)に記載のとおりとします。

仙台空港特定空港運営事業等募集要項等に関する質問及び回答(平成26年9月12日)

(注:回答欄で記載の「現時点」又は「現在」とは、平成26年9月12日をいう。)

No.	資料名	タイトル	頁	項目		質問	回答
A360	②実施契約書(案)	運営権者等事由による契約解除	38	第68条	1項	(1)、(4)、(5)、(6)、(7)は、客観的判断に疑義が生じる可能性が相応にあると考えられるため、「催告することなく」ではなく、本条2項での対応をお願いします。	実施契約書(案)に記載のとおりとします。
A361	②実施契約書(案)	ビル施設等事業開始日前のその他事由による解除について	39	第69条		いずれにも責めに帰すべき事由がない場合であるので6ヶ月として頂けないでしょうか。	実施契約書(案)に記載のとおりとします。
A362	②実施契約書(案)	国の任意による解除について	40	第70条	1	本項に基づき、国が本契約を任意解除するのは、PFI法29条1項2号に基づき、本事業に係る運営権が取り消される場合に限られる、との理解でよろしいでしょうか。	実施契約書(案)に記載のとおりであって、ご指摘のような場合に限られるものではありません。
A363	②実施契約書(案)	国の任意解除について	40	第70条	1	本契約を解除し、新たに本事業の実施者の選定を行うのは具体的にどのような場合でしょうか。	運営権者による本事業の継続が困難となった場合等が想定されますが、この場合に限りません。
A364	②実施契約書(案)	国の任意による解除	40	第70条		「国が必要と認める場合には、6ヵ月前通知により国からの解除可能」とされていますが、そのような判断が国が下すのは、非常に限定的な事態と認識しております。どういった場合に解除を必要と認められるのか、基準を明らかにしていただけないでしょうか。	実施契約書(案)に記載のとおりとします。
A365	②実施契約書(案)	国による任意解除	40	第70条		30年から60年以上に渡って取り組もうと考えている事業において、不可抗力事由でもない国による任意解除権は大きな事業リスクと認識されます。従いまして、払込済み運営権対価の残額返済は無論のこと、全事業期間で想定されていた期待リターン全額を含む全ての損失補償を国が行う等の条件の付与をお願い致します。また、不可抗力事由で無いため、事前通知は6か月ではなく、終了時と同じ4年間などとすべきと考えます。	実施契約書(案)に記載のとおりとします。
A366	②実施契約書(案)	不可抗力による解除について	40	第72条	2	事業の予見性を高め合理的なストラクチャーを提案するため、復旧スケジュールを決定することができない場合や本事業の再開が著しく困難であることが判明した場合には、運営権者にも実施契約を解除することができる建付、又は一定期間が経過した後は自動的に契約が終了する建付として頂けないでしょうか。	実施契約書(案)に記載のとおりとします。
A367	②実施契約書(案)	不可抗力による解除について	40	第72条	2	本項が規定する事態とは、国が事業継続措置の必要性があると判断したものの、復旧スケジュールが決定できない場合とのことですが、具体的にはどのような事態を想定しておられますでしょうか。現状、保険金は国が受領したものの、事業継続がなされない場合があることになりませんが、保険金が効果的に使われる枠組みが望ましいと考えております。	例えば、国による事業継続措置が行われる場合でありつつ、本事業について今後の復旧の見込みが立たないような場合を想定しております。保険金の仕組みについては、保険契約の具体的内容等によるため、現時点で想定を示すことはできません。
A368	②実施契約書(案)	不可抗力による実施契約の解除	40	第72条	2	実施契約書(案)第72条第2項に定める解除事由に該当すること(復旧スケジュールを決定できないこと又は復旧スケジュールによる復旧が不可能又は著しく困難であることが判明したこと)を認定するにあたっては、運営権者に国と協議する機会が付与されるとの理解で宜しいでしょうか。また、その旨を実施契約書(案)第72条第2項に明記することは可能でしょうか。	国が実施契約書(案)第72条第2項に基づき契約を解除する場合には、運営権者との協議を経ない場合もあります。
A369	②実施契約書(案)	特定法令等変更による本契約の解除	40	第73条		特定法令等以外の法令等の変更により国の義務の履行が不可能となる場合は、その対応につき直接定める規定はないように思われますが、いかなる対応を想定しているかご教示いただけますでしょうか。	特定法令等変更以外の法令等の変更については、実施契約書(案)第45条に定めるとおりとします。
A370	②実施契約書(案)	ビル施設等事業開始日前の解除又は終了の効果について	41	第75条	2項	ビル施設事業者株式は必ず買い取るようにして頂けないでしょうか。運営権者は一旦取得した株式を旧株主に返還できないおそれがあります。	実施契約書(案)に記載のとおりとします。

仙台空港特定空港運営事業等募集要項等に関する質問及び回答(平成26年9月12日)

(注:回答欄で記載の「現時点」又は「現在」とは、平成26年9月12日をいう。)

No.	資料名	タイトル	頁	項目		質問	回答
A371	②実施契約書(案)	空港運営事業開始前に判明した事由による解除の場合の原状復帰	41	第75条	2	実施契約締結(H27.11頃)から空港運営事業開始(H28.3)までの間に営業者が空港運営事業開始を開始できないような事象が発生・判明した場合(かつ、運営権者がビル施設事業者株式等を保有し続けることを希望しない場合)、(実施契約書(案)においては、第75条第2項に国がビル施設事業者株式を買い取る旨の規定があるのみであるが、)実際には、各種の権利・資産は、実施契約締結前の状態に復帰させる方向で検討がなされるとの理解でよろしいでしょうか。	実施契約書(案)に記載のとおりとします。具体的な判断については個別事情を判断の上で決定します。
A372	②実施契約書(案)	空ビル取得後、運営権開始前の解除	41	第76条		「ビル施設等事業開始日後、空港運営事業開始日前に、第68条ないし第74条に基づき本契約が解除または終了した場合、...運営権者は、ビル施設事業者株式を当該解除を又は終了後も保有することができる」とされていますが、この場合は、運営権者がビル施設事業のみを継続できると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
A373	②実施契約書(案)	ビル施設等事業開始日後、空港運営事業開始日前の解除又は終了の効果について	41	第76条	2項	運営権者が希望すればビル施設事業者株式は必ず買い取るようにして頂けないでしょうか。運営権者は一旦取得した株式を旧株主に返還できないおそれがあります。	実施契約書(案)に記載のとおりとします。
A374	②実施契約書(案)	解除または終了後の協力義務期間	41	第77条	1項	「当該引き継ぎが完了したと国が認めるまでの間」というのは、引継にかかる負担上限が計り知れないため、最大期間を「事業期間終了後3ヶ月」など、具体的に設定いただきたい。特に、第69条ないし第74条など運営権者又はビル事業者の自由でない場合、その際の費用負担は国によることを明記お願いします。	実施契約書(案)に記載のとおりとします。
A375	②実施契約書(案)	本契約解除後の引継協力費用について	41	第77条	2	“本契約が解除又は終了した後で国が必要と認める期間、国又は国の指定する第三者から本事業にかかる業務の委託を受ける等の協力義務を負うものとする。”とありますが、当該業務受託等は場合によっては有償とすることも可能でしょうか。	業務委託料の支払については別途協議することになりますが、当該協議が調うか否かを問わず、運営権者は協力義務を負うこととなります。
A376	②実施契約書(案)	空港運営事業開始日後の解除又は終了の効果について	41	第77条	2項	「必要と認める期間」の上限を3ヶ月として頂けないでしょうか。また、その間は運営権者の算定した運営委託料を支払うと規定して頂けないでしょうか。	実施契約書(案)に記載のとおりとします。業務委託料の支払については別途協議することになりますが、当該協議が調うか否かを問わず、運営権者は協力義務を負うこととなります。
A377	②実施契約書(案)	違約金債務の弁済範囲について	42	第78条	2	“前項に定める違約金の額は金3億円とし、”とありますが、運営権対価を支払い済みで残余期間がある場合でも、運営権者は当該残余期間に相当する運営権対価の返還を求められないのでしょうか(特に第71条第2項のケース)。	ご理解のとおりです。
A378	②実施契約書(案)	違約金の計算	42	第78条	2項	違約金を設定するのであれば、第80条に定める払い込み済み運営権対価部分を払い戻して相殺して頂くよう、お願い致します。そうでなければ、銀行融資を始めとする外部ファイナンスの調達に極めて難しくなるものと考えます。	実施契約書(案)に記載のとおりとします。
A379	②実施契約書(案)	運営権取消等及び損失の補償一国事由及び特例法令等変更による解除又は終了について	42	第80条	2	「～国は、当該計算式により算出される金額以上の増加費用又は損害が運営権者に発生していると認められる場合には、超過分を支払うものとし、～」とありますが、ここでいう「増加費用又は損害」には、運営権者が行った、運営権対価支払資金やその他、本事業実施のために必要な資金の調達に関して、運営権者に発生した金融費用(運営権対価の返還に伴う借入金の期限前弁済手数料を含む。)も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	PFI法上の「通常生ずべき損失」に該当する限りにおいて、損失補償の対象に含まれます。
A380	②実施契約書(案)	損失の補償について	42	第80条	2	損失補償の対象にはブレイクファンディングコスト等の金融コストも含まれるという理解でよろしいでしょうか。よろしければその旨を実施契約書上で明確化して頂けますでしょうか。	PFI法上の「通常生ずべき損失」に該当する限りにおいて、損失補償の対象に含まれます。

仙台空港特定空港運営事業等募集要項等に関する質問及び回答(平成26年9月12日)

(注:回答欄で記載の「現時点」又は「現在」とは、平成26年9月12日をいう。)

No.	資料名	タイトル	頁	項目		質問	回答
A381	②実施契約書(案)	不可抗力解除の場合の効果について	43	第81条	1	第72条第2項(不可抗力により国による事業継続措置が行われる場合)により本契約が解除された場合は、なぜ第81条第2項(当該残余期間に相当する運営権対価分の損失補償)の定めが適用されないのでしょうか。	ご指摘は第72条第2項が第81条第2項「但書」に適用されないことについてのご質問でしょうか。いずれにしても、第81条第2項は、原則として不可抗力の場合は各自負担となること、第72条第1項の不可抗力滅失の場合には例外的に国が損失の補償を行うという趣旨です。
A382	②実施契約書(案)	運営権放棄・取消等及び損失の負担－不可抗力解除	43	第81条	2	現行の規定では、不可抗力による本契約の解除に関して、不可抗力「滅失」以外の理由により本契約が解除された場合には、運営権者は、81条2項の規定により、損失の補償として行われる前払運営権対価の返還が受けられません。不可抗力については、当事者双方に帰責のない事項ですので、各当事者に発生する増加費用を双方が相応に負担することについては、一定の理解ができますが、運営権対価については、運営権者が全事業期間分を前払いしているものですので、本契約解除後の期間に対応する運営権対価については、損失の補償としてではなく、前払運営権対価の返還として、運営権者にお返しいただくことをご検討ください。	実施契約書(案)に記載のとおりとします。
A383	②実施契約書(案)	損失の補償について	43	第81条	2	国の判断で運営権を放棄させる又は国の指定する第三者に無償で譲渡させる場合、第80条第2項本文なお書き(計算式を超過する分の損失補償支払)非適用の対象外として頂けますでしょうか。	実施契約書(案)に記載のとおりとします。
A384	②実施契約書(案)	不可抗力解除について	43	第81条	2項	72条2項の場合も損失補償して頂けないでしょうか。72条1項と状況は変わりありません。47条にて運営権者が付保した保険でカバーできないリスクは国が負担するとしたことが意味を持たなくなります。	実施契約書(案)に記載のとおりとします。
A385	②実施契約書(案)	公租公課について	45	第89条		所有権を持たない土地についても、運営権者が公租公課を負担することでしょうか。	運営権者が所有権を持たない土地に係る固定資産税については、運営権者は負担しません。
A386	②実施契約書(案)	金融機関等との協議	46	第91条	1	「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」により旅客ビル施設事業者が宮城県経由で国が貸付けている無利子貸付は、ビル施設等事業開始日以降も維持されると理解しております。金融機関からの円滑な資金調達の観点より、運営権者及び運営権者子会社等による債務の返済順位等を定める債権者間契約を国と金融機関の間で締結できるよう規定することは可能でしょうか。もしこれが難しい場合、無利子貸付の約定外の返済発生の際には金融機関は国とその取扱について協議を行うことができる旨を協定に規定可能でしょうか。	国が直接貸付を行うものではないことから、国が協定等を締結することはありません。
A387	②実施契約書(案)	金融機関等との協議	46	第91条	1	金融機関からの円滑な資金調達の観点より、第46条(不可抗力の発生)第2項に基づく「事業継続措置の必要性」および第53条(緊急事態対応)第1項等に基づく国から運営権者への重要な通知を、国から金融機関にも同様に当該通知を行う旨を協定に規定できるとの理解でよろしいでしょうか。	金融機関等との協定の内容につき、実施契約書(案)に記載以外の事項については現時点では未定です。
A388	②実施契約書(案)	金融機関等との協議	46	第91条	1	(3)(5) 金融機関からの円滑な資金調達の観点より、第68条(運営権者又はビル施設事業者の事由による本契約の解除)に基づき契約が解除される場合、本事業を安定的に継続させる観点から、金融機関によるステップインを実効的なものとするため契約解除までの一定の期間(90～100日程度)、協定にもとづき国と金融機関が協議できるよう規定できるとの理解でよろしいでしょうか。	金融機関等との協定の内容につき、実施契約書(案)に記載以外の事項については現時点では未定です。
A389	②実施契約書(案)	秘密保持について	46	第90条	2項	2号 運営事業を実施する上で必要となりますので、運営権者又はビル施設事業者から委託を受けた業務受託者、弁護士その他のアドバイザーに対する開示は認めて頂けないでしょうか。	ご指摘を踏まえ、弁護士、会計士等の専門家であるアドバイザー又はグループ会社として特定された法人については、秘密保持義務の例外とする余地を認め、必要な修正を行い、修正版を追加開示資料として開示します。

仙台空港特定空港運営事業等募集要項等に関する質問及び回答(平成26年9月12日)

(注:回答欄で記載の「現時点」又は「現在」とは、平成26年9月12日をいう。)

No.	資料名	タイトル	頁	項目		質問	回答
A390	②実施契約書(案)	国が維持する許認可等	57	別紙2		国が維持する許認可等(募集要項別紙1.(3)(49頁)、実施契約書(案)第6条第1項・別紙2)について、その目的物は運営権設定対象とし、運営権者が維持管理するとされているが、運営権の設定及び運営権者の運営は、現在の当該許認可等の条件に反しない(当該許認可等において許容される)との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
A391	②実施契約書(案)	秘密保持について	59	別紙3	4項	運営事業を実施する上で必要となりますので、本誓約書に関する事項に関して、運営権者又はビル施設事業者から委託を受けた業務受託者、弁護士その他のアドバイザーに対する開示は認めて頂けないでしょうか。	ご指摘を踏まえ、弁護士、会計士等の専門家であるアドバイザー又はグループ会社として特定された法人については、秘密保持義務の例外とする余地を認め、必要な修正を行い、修正版を追加開示資料として開示します。
A392	②実施契約書(案)	譲渡対象資産の譲渡方法	60	別表4-1	3項	「運営権者が予定価格以上で有効な見積書を提出した場合」というのは、国が「⑥関連資料集(ii)運営権者譲渡対象資産リスト」で「譲渡参考価額」として示している価額合計を「予定価格」として扱い、それ以上の価額を提示しなければならぬということでしょうか。この決められた価額で購入することによる瑕疵担保保証は、運営権対象資産と同様に、国にお願いできるという理解でよろしいでしょうか。	譲渡参考価格は参考情報であり、予定価格とは異なります。なお、譲渡参考価格に対して、その後の減価償却等(資産の入れ替え等も含む)を加味して予定価格を決定します。譲渡対象資産の瑕疵担保については、実施契約書(案)に記載のとおりです。
A393	②実施契約書(案)	物品譲渡契約書(案)	61	別紙4-2		譲渡物品の所有権は空港運営事業開始日をもって移転するとされているが(第5条)、運営権者は、空港運営事業開始日前の準備期間中においても、基本協定書第7条第5項の規定に基づき空港運営事業開始の準備に必要な限度で譲渡物品を使用することができると理解してよいでしょうか。	国の本空港運営に支障のない限りにおいて、国の認める範囲において、空港運営事業開始日前においても使用することを可能とすることを想定しています。
A394	②実施契約書(案)	物品譲渡契約書(案)	61	別表4-2	前文	「各々の対等な立場における合意に基づいて」や「公正な物品譲渡契約」というのは、「契約書の内容について、譲渡人がドラフトした本契約書案に対して、譲受人が十分に意向を反映した修正がなされた上で合意できる。」という理解でよろしいでしょうか。	そのような理解ではありません。雛形の内容に従って締結していただくことを想定しています。
A395	②実施契約書(案)	危険負担について	62	別紙4-2 第7条		引渡しまでは売主が不可抗力リスクを取るのが民間の商慣行なのでそれに合わせて頂けないでしょうか。	実施契約書(案)に記載のとおりとします。
A396	②実施契約書(案)	物品譲渡契約書(案)第6条第1項	62	別紙4-2		実施契約書(案)別紙4-2の物品譲渡契約書(案)第6条第1項において、「譲受人はこれを速やかに引き取る義務を負う」とあるが、これを特に規定した趣旨を、特に想定する譲受人の行為(もしあれば)と併せて、ご教示下さい。	物品譲渡契約書(案)に記載のとおり、譲受人はこれを速やかに(譲渡人の指定する場所において)引き取る義務を負うという趣旨です。
A397	②実施契約書(案)	物品譲渡契約書(案)第9条第2項	63	別紙4-2		物品譲渡契約書(案)第9条第2項に定める場合、譲受人から物品譲渡契約を解除することを可能とするか、同契約が自動的に終了するものとする余地はありますでしょうか。	実施契約書(案)に記載のとおりとします。
A398	②実施契約書(案)	国有財産無償貸付契約書(案)	68	別紙7-1	4、5	空港用地等の引渡日は空港運営事業開始日とされているが(第4条、第5条)、運営権者は、空港運営事業開始日前の準備期間中においても、基本協定書第7条第5項の規定に基づき空港運営事業開始の準備に必要な限度で空港用地等を使用することができると理解してよいでしょうか。	基本協定書第7条第5項及び実施契約書(案)第15条に基づいて、国の本空港運営に支障のない限りにおいて、国の認める範囲において、空港運営事業開始日前においても使用することを可能とすることを想定しています。
A399	②実施契約書(案)	国有財産無償貸付契約書(案)第2条第2項	68	別紙7-1		実施契約書(案)別紙7-1の国有財産無償貸付契約書(案)第2条第2項の「当然に本契約は終了するものとする。」とは、貸付物件たる土地の一部が告示対象外となったときには、告示対象外となった部分について本契約が終了する(本契約の貸付物件の対象外となる)との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

仙台空港特定空港運営事業等募集要項等に関する質問及び回答(平成26年9月12日)

(注:回答欄で記載の「現時点」又は「現在」とは、平成26年9月12日をいう。)

No.	資料名	タイトル	頁	項目			質問	回答
A400	②実施契約書(案)	国有財産無償貸付契約書(案)第2条第2項	68	別紙7-1			実施契約書(案)別紙7-1の国有財産無償貸付契約書(案)第2条第2項は、さしあたり、実施契約書(案)別紙9及び募集要項4.(1)⑮(31頁)記載の航空保安大学校岩沼研修センター敷地部分を想定した規定との理解でよろしいでしょうか。(あるいは、実施契約書(案)別紙7-1の国有財産無償貸付契約書(案)自体、同部分のみを対象とする契約となることが想定されているのでしょうか。)	ご理解のとおり、現時点では航空保安大学校岩沼研修センター敷地部分を想定していますが、必ずしもこれに限られるものではありません。
A401	②実施契約書(案)	担保設定について	69	第7条			金融機関による担保設定は例外として認められるという理解でよろしいでしょうか。よろしければその旨を実施契約書上で明確化して頂きますでしょうか。	(ご指摘の事項が別紙7-1の第7条に関するものであることを前提とすると、)実施契約書(案)第58条第4項をご確認ください。
A402	②実施契約書(案)	秘密保持について	70	別紙7-1第16条/別紙7-2第16条	2項	2号	本誓約書に関する事項に関して、運営権者から委託を受けた業務受託者、弁護士その他のアドバイザーに対する開示は認めて頂けないでしょうか。	ご指摘を踏まえ、弁護士、会計士等の専門家であるアドバイザー又はグループ会社として特定された法人については、秘密保持義務の例外とする余地を認め、必要な修正を行い、修正版を追加開示資料として開示します。
A403	②実施契約書(案)	秘密保持について	83	別紙8-2第15条	2項	2号	本誓約書に関する事項に関して、運営権者から委託を受けた業務受託者、弁護士その他のアドバイザーに対する開示は認めて頂けないでしょうか。	ご指摘を踏まえ、弁護士、会計士等の専門家であるアドバイザー又はグループ会社として特定された法人については、秘密保持義務の例外とする余地を認め、必要な修正を行い、修正版を追加開示資料として開示します。
A404	②実施契約書(案)(第27条第(2)号関係)	転貸義務を生じる相手方(国以外)とその内容	87～91	別紙9			運営権者が実施契約書(案)第27条第(2)号に基づき締結すべき賃貸借契約又は使用貸借契約について、実施契約書(案)別紙9の記載を遵守する限り、具体的な条項の内容については、運営権者が、相手方との交渉により、決定することができる(すなわち、別紙8-2のように具体的な様式が国から提示されることはない)との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
A405	②実施契約書(案)	保険の補償内容(テロ行為等)について	92	別紙10	保険	1.①	別紙10保険1.①の「テロ行為等(政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動その他類似の行為をいう。)」を文言削除していただけないでしょうか?	実施契約書(案)に記載のとおりです。
A406	②実施契約書(案)別紙10 保険	運送保険の対象物について	92	別紙10	2		運送保険の対象は何でしょうか。またその対象物の金額・価値はどの程度のものでしょうか。	運営権者が、事業期間中に必要と考えるものに加入してください。
A407	②実施契約書(案)別紙10 保険	付保保険の保険金額について	92	別紙10	2		構造物保険は支払限度額10億円とのことですが、その他義務付けられる①～⑤の保険の保険金額はいくらで設定したらよろしいでしょうか。	運営権者が、事業期間中に必要と考えるものに加入してください。
A408	②実施契約書(案)	国によるモニタリング	95	第52条	5	別紙13	国によるモニタリングの具体的方法、項目、頻度をご教示いただけないでしょうか。	国によるモニタリングについては、実施契約書(案)別紙13 モニタリングの方法等に従い、提案書類を踏まえビル施設等事業開始予定日までに定める予定です。
A409	②実施契約書(案)	国によるモニタリング	95	第52条	5	別紙13	運営権者の責めに帰さない事由により要求水準を満たせない場合は、国による改善命令や契約の解除について同条と異なる規定が必要ではないでしょうか。	実施契約書(案)に記載のとおりとします。
A410	②実施契約書(案)	時価の算定方法について	97				(Y)の定義に鑑み、(E)の定義は簿価ではなく、事業価値とするのが妥当ではないでしょうか。	実施契約書(案)に記載のとおりです。

仙台空港特定空港運営事業等募集要項等に関する質問及び回答(平成26年9月12日)

(注:回答欄で記載の「現時点」又は「現在」とは、平成26年9月12日をいう。)

No.	資料名	タイトル	頁	項目			質問	回答
A411	②実施契約書(案) 別紙14 時価	時価算定時の事業価値算出方法について	97	別紙 14	1		“(Y)評価時点における本事業全体の事業価値”とありますが、「事業価値」はどのような方法で算出するのでしょうか。	時価の算定方法は、国又は国の指定する第三者が指名する評価専門家(事業期間終了後に本事業を実施する実施者を新たに公募する場合は、国が指名する評価専門家とする。)及び運営権者が指名する評価専門家並びにこの両名が同意する第三の評価専門家の協議により合意した時価算定方法をもとに決定する等、公正な手続によることとし、運営権設定対象施設と運営権者及び運営権者子会社等が所有権を有する施設の相互依存関係に鑑み、事業全体の価額が適切に配分されるよう算定することを想定しています。
A412	②実施契約書(案)	ビル施設事業者に関する規定		全般			運営権者がビル施設事業者の責任を負う(例:基本協定書(案)第7条第3項、第4項)のは、「すべてのビル施設事業者株式」を取得したとき以降に限定されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
A413	③国有財産無償貸付契約書(案) 実施契約書(案) 別紙7-2	仙台空港事務所庁舎の一部専有に伴う水道光熱費・清掃費等の運営権者の負担について	79	別紙 7-2		別紙1	脚注14において、当該費用は、“実費部分を運営権者の負担とする。”とありますが、ここでいう実費部分とは、国が支出する庁舎全体の当該費用を運営権者の専有面積等で按分する等で算出されるのでしょうか。それとも、専有部分については、運営権者が独自にメーター設置・業務委託等を行い、直接、供給事業者や業務受託者に支払うことになるのでしょうか。	電気料金については国が専用メーターを設置、その他の費用については専有面積・人員割合等による分担比率による費用按分を想定していますが、詳細については第二次審査にて開示予定です。
A414	③国有財産無償貸付契約書(案)	損害賠償等について	70 76	第12 条	3		「運営権者は～、その補償を請求することができる」とありますが、「請求することができ、国はその損害を賠償するものとする」に変更して頂けませんか。	(ご指摘の事項が別紙7-1の第12条第3項に関するものであることを前提とすると、)実施契約書(案)に記載のとおりとします。
A415	③国有財産無償貸付契約書(案)	契約の費用について	70 76	第14 条			本契約締結に際して必要となる費用とは、何を想定していますでしょうか。	(ご指摘の事項が別紙7-1の第14条に関するものであることを前提とすると、)締結に必要な(民間側負担の)印紙税、弁護士費用(もし必要であれば)等を想定しています。
A416	特定事業の選定について	事業期間について	3	1	(6)	A	上から3行目「特定事業終了日」とは、空港運営事業終了日と同日という認識でよろしいでしょうか。 1か所のみ「特定事業終了日」と記載されている意図があればお教えいただけますでしょうか。	ご理解のとおりです。
A417	優先交渉権者選定基準	得点の公表について	3	第2	1		1次・2次審査の審査委員会による得点は公表されますでしょうか。また公表されない時は、自社の得点を知ることは可能でしょうか。	第一次審査の結果は、応募者本人の点数を明示して通知します。また、優先交渉権者の選定後には、第一次審査も含めた審査の結果及び審査の評価の過程を公表します。 なお、他の応募者の状況を優先交渉権者の選定前にお知らせすることはありません。
A418	優先交渉権者選定基準	第一次審査について	5	第4.	3.		第一次審査の結果は、得点及び順位も含めて公表されるのか。あるいは、第二次審査への参加の可否が示されるだけか。	第一次審査の結果は、応募者本人の点数を明示して通知します。また、優先交渉権者の選定後には、第一次審査も含めた審査の結果及び審査の評価の過程を公表します。 なお、他の応募者の状況を優先交渉権者の選定前にお知らせすることはありません。
A419	優先交渉権者選定基準	第一次審査における審査基準について	5	第4.	4.	(2)	各審査委員が行う審査はどのような採点基準か、5段階評価等共通の採点基準があるのか。あるとすれば公表して頂きたい。	選定基準及び同策定理由に示したものの以外の評価方法は公表しません。
A420	優先交渉権者選定基準	第一次審査	5	第4.			第一次審査書類と第二次審査書類の内容で相違があってもよいか	第二次審査においては、競争的対話及び現地調査の結果を踏まえた提案の見直しが行われるものと想定しています。このため、提案の見直しを行った結果、第一次審査書類と第二次審査書類との間で相違が生じた場合には、第二次審査書類の中で当該見直しに係る合理的な理由を説明いただくこととなります。

仙台空港特定空港運営事業等募集要項等に関する質問及び回答(平成26年9月12日)

(注:回答欄で記載の「現時点」又は「現在」とは、平成26年9月12日をいう。)

No.	資料名	タイトル	頁	項目		質問	回答
A421	優先交渉権者選定基準	第一次審査における提案項目(配点)について	7-9			各様式毎の配点が示されているが、評価項目毎の配分・配点があれば公表して頂きたい。	選定基準及び同策定理由に示したものの以外の評価方法は公表しません。
A422	優先交渉権者選定基準	運営権対価の審査のポイント	9	表1	6	「より高い運営権対価の予定額の提案がされているか」とありますが、どのような基準で配点されるのか明示していただけますでしょうか。例えば、絶対評価を用い、最高価額を満点としてその他については金額に基づく比例配点とする方法、又は相対評価を用い、上位から予め定められた配点とする方法等、明示していただけないでしょうか。	選定基準及び同策定理由に示したものの以外の評価方法は公表しません。
A423	優先交渉権者選定基準	職員の取扱方針について	9	第4.	4	国職員の派遣について、具体的には第二次審査参加者と国との競争的対話を通じて決定することから、第一次審査時点での提案内容と第二次審査での提案内容に相違があっても問題はないという認識でよいか	第二次審査においては、競争的対話及び現地調査の結果を踏まえた提案の見直しが行われるものと想定しています。このため、提案の見直しを行った結果、第一次審査書類と第二次審査書類との間で相違が生じた場合には、第二次審査書類の中で当該見直しに係る合理的な理由を説明いただくこととなります。
A424	優先交渉権者選定基準	要求水準書の作成	10	第5	1	提案項目のうち国が指定するものについては、優先交渉権者の選定後に要求水準書を作成するとされていますので、提案審査の際に要求水準書は考慮されないという理解でよろしいでしょうか。また、様式集及び記載要領の様式16は、応募企業等が要求水準を満たすことを誓約するものになっていますが、上記項目については当該誓約から除外されることになるのでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、提案項目【E1】地域共生事業に関する提案については、従前と同等以上の効果が得られる提案である必要があります。
A425	優先交渉権者選定基準	第二次審査について	10	第5.	1.	競争的対話によるもの等、適正あるいは合理的な理由があれば、第一次審査における提案内容の変更は認められるのか。	第二次審査においては、競争的対話及び現地調査の結果を踏まえた提案の見直しが行われるものと想定しています。このため、提案の見直しを行った結果、第一次審査書類と第二次審査書類との間で相違が生じた場合には、第二次審査書類の中で当該見直しに係る合理的な理由を説明いただくこととなります。
A426	優先交渉権者選定基準	第二次審査における審査基準について	11	第5.	3. (2)	各審査委員が行う審査はどのような採点基準か、5段階評価等共通の採点基準があるのか。あるとすれば公表して頂きたい。	選定基準及び同策定理由に示したものの以外の評価方法は公表しません。
A427	優先交渉権者選定基準	30年間に亘る提案の実現可能性について	12	第5	表2	第二次審査提案項目の審査ポイントの多くに“効果的かつ実現可能性の高い提案”とありますが、実現可能性についてはどのような評価基準となりますでしょうか。	選定基準及び同策定理由に示したものの以外の評価方法は公表しません。
A428	優先交渉権者選定基準	第二次審査における提案項目	12	表2		配点が複数の項目に跨る場合、各項目毎に点数の上限が決まっているのでしょうか。(例えば、B1全体の配点は44点の為、B1-1からB1-4まで各11点が上限となるのか、若しくはB1全体で評価するのか等、ご教示頂けますでしょうか。)	選定基準及び同策定理由に示したものの以外の評価方法は公表しません。
A429	優先交渉権者選定基準	第二次審査における提案項目(配点)について	12-16			各様式毎の配点が示されているが、評価項目毎の配分・配点があれば公表して頂きたい。	選定基準及び同策定理由に示したものの以外の評価方法は公表しません。
A430	優先交渉権者選定基準	「空港の機能維持を目的とする設備投資」と「空港活性化を目的とする設備投資」の線引きについて	13	表2	C)	C1-1 C2-1 「空港の機能維持を目的とする設備投資」と「空港活性化を目的とする設備投資」はどのような定義・基準のもと区別すればよろしいでしょうか。例えば、「エプロンの増設」に関しては、「空港活性化(航空機の発着増)を目的」として行われる一方、運営権GLでは「維持管理」に位置付けられており、「空港の機能維持」のための行為とも解釈できます。「空港の機能維持を目的とする設備投資」が対象とする施設は「運営権設定対象施設」「運営権譲渡資産」、「空港活性化を目的とする設備投資」が対象とする施設は「非運営権施設」との理解でよろしいでしょうか。	「空港の機能維持を目的とする設備投資」とは要求水準を充足するための設備投資をいい、これ以外の設備投資は「空港活性化を目的とする設備投資」とします。対象施設や運営権の範囲内外によって定めるものではないため、例示のエプロンの増設は「空港活性化を目的とする設備投資」となります。

仙台空港特定空港運営事業等募集要項等に関する質問及び回答(平成26年9月12日)

(注:回答欄で記載の「現時点」又は「現在」とは、平成26年9月12日をいう。)

No.	資料名	タイトル	頁	項目			質問	回答
A431	優先交渉権者選定基準	設備投資総額の計上基準について	13	第5	表2	C)	【C1-1】及び【C2-1】において投資総額の提案を求められていますが、当該投資総額の計算では、現在価値修正した金額を計上すべきでしょうか。	指定の期間の投資総額を積算した金額を記載してください。現在価値に修正する必要はありません。
A432	優先交渉権者選定基準	運営権対価等の審査のポイント	16	表2	H)	H1-1	「より高い運営権対価の提案がされているか」とありますが、どのような基準で配点されるのか明示していただけますでしょうか。例えば、最高価額を満点とし、その他については絶対金額に基づく比例配点とする方法や、相対的な評価として、上位から予め定められた配点とする等事前に明示していただきたく存じます。	選定基準及び同策定理由に示したものの以外の評価方法は公表しません。
A433	優先交渉権者選定基準	第二次審査における提案項目	16	表2			運営権対価等の評価項目の「運営権対価及びビル施設事業者株式の取得対価に関する資金調達の方法」に関連して、約定弁済以外の返済を行うことは、ビル施設事業者の株式価値に影響が出ることから、運営権者と十分擦り合わせの上取り進めて戴けるものと理解して宜しいでしょうか。(県から開示された「ビル施設事業者の財務情報等の概要」では、繰り上げ返済の可能性について言及されております。)	県の定める手続をご確認ください。
A434	優先交渉権者選定基準の策定理由	選定方法の概要	1	第2.	1		「応募者の名称及び名称を類推できる記載は行わないこと」とあるが、運営している空港ビル名等の記載はできないと考えてよいか	提案審査書類の副本については、ご理解のとおりです。
A435	優先交渉権者選定基準の策定理由	選定方法の概要	1	第2			第一次審査での各応募者の得点結果は各々に知らされないのでしょうか。二次審査の内容、ひいては本件事業の内容がより良い提案へと近づけるためにも、フィードバックは行って頂くべきだと考えます。また、第一次審査通過者は二次審査前に他の通過者には知らされないのでしょうか。	第一次審査の結果は、応募者本人の点数を明示して通知します。また、優先交渉権者の選定後には、第一次審査も含めた審査の結果及び審査の評価の過程を公表します。なお、他の応募者の状況を優先交渉権者の選定前にお知らせすることはありません。
A436	優先交渉権者選定基準の策定理由	他の事業者等との事前調整について	1	第2	1		“応募者の提案内容について、航空運送事業者、地方公共団体等との事前調整は不要である。”とありますが、応募者の自主判断により事前調整を行うことは可能でしょうか。	県の定める手続に係る要領に抵触しない範囲で、応募者の判断において実施することは可能です。
A437	優先交渉権者選定基準の策定理由	提案内容の減点対象について	1	第2	1		“ただし、提案内容によっては、他の事業者等との連携の実現可能性が低いものとして減点対象となることがある。”とありますが、審査における得点の計算は加点方式(最低点はゼロ点)ではなく、減点方式なのでしょうか。	選定基準及び同策定理由に示したものの以外の評価方法は公表しません。
A438	優先交渉権者選定基準の策定理由	提案審査について	2	第4.	2		「現地調査や関係者へのヒアリングの実施を認めない」ということだが、宮城県で実施される現地調査(役職員へのインタビュー含む)は認められるという理解でよろしいか	ご理解のとおりです。
A439	優先交渉権者選定基準の策定理由	提案審査	2	第4	2		第一次審査参加者は・・・、現地調査や関係者へのヒアリングの実施は認めない。関係者にはビル施設事業者及び仙台エアポートサービス株式会社の役員を含むものとし、とあります。ここで関係者の範囲ですが、募集要項P46 9.(6)⑤で接触禁止とされており、「ビル施設事業者若しくは仙台エアポート株式会社の役員又は国土交通省東京航空局仙台空港事務所職員」と同じとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、県の定める手続における役員インタビュー、質疑応答は本規定に抵触するものではありません。
A440	優先交渉権者選定基準の策定理由	現地調査について	2	第4	2		“現地調査や関係者へのヒアリングの実施は認めない。”とありますが、現地の視察(通常の利用者と同様の立ち入り可能範囲での見学等)程度は可能でしょうか。	可能です。

仙台空港特定空港運営事業等募集要項等に関する質問及び回答(平成26年9月12日)

(注:回答欄で記載の「現時点」又は「現在」とは、平成26年9月12日をいう。)

No.	資料名	タイトル	頁	項目		質問	回答	
A441	優先交渉権者選定基準の策定理由	第一次審査	2	第4	2項	ビル施設事業者及びSASの役職員に「国の許可なく接触」した場合は応募が無効となるということですが、そうすると、自動的にこれらの会社に役職員を配している会社(日本通運株式会社、株式会社七十七銀行、株式会社仙台銀行、日本航空株式会社、カメイ株式会社など)は、応募者としてまたコンソーシアム構成員として応募できないという理解で宜しいでしょうか。可能な場合、国はどのような許可を出しているのか、公正な選考のためにご開示をお願い致します。	募集要項記載の参加資格を満たしている企業は応募者となることができます。ただし、接触禁止となっている者に対し、本件に関し個別に接触したことが判明した場合は応募が無効となる場合があります。	
A442	優先交渉権者選定基準の策定理由	空港活性化方針	3	第4	表1	2.-(2)	「運営権者の収益性向上の効果を基本としつつ、他の空港関係事業者の収益性や空港周辺地域の発展に貢献」する場合も加点される可能性が書かれていますが、これらは相反する場合が想定できます。その場合、それぞれへの配点基準はどのようになるのでしょうか。「基本とする」ことから、あくまで運営権者の収益性向上が第一として評価されるという理解で宜しいでしょうか。	策定理由に記載のとおりです。
A443	優先交渉権者選定基準の策定理由	安全・保安	4	表1	1	(1)	人員確保、外部委託に際して、「十分な経験や技能を有する者を使用して業務を行うことができる仕組みとなっているかを審査」とありますが、業務委託候補先から関心表等の有無により評価されるのでしょうか。	選定基準及び同策定理由に示したものの以外の評価ポイントは公表しません。
A444	優先交渉権者選定基準の策定理由	事業継続	5	第4	表1	4.-(2)	運営権者の財務的バックアップとあります、これは事項の「実施体制」(1)⑤にある「専業義務」(他事業により本事業の実施に影響を受けることがない)と相反する意味とも考えられます。	専業義務は、運営権者自身が空港外での事業を行うことによって本事業の実施にリスクを生じさせないことを目的としており、運営権者以外の者による運営権者の財政的支援はこれと相反するものではありません。
A445	優先交渉権者選定基準の策定理由	実施体制について	6	第4	4.	(2)	コンソーシアム構成員毎の出資比率及び議決権比率は、第二次審査提出書類の段階で変更可能か。可能な場合、どの程度の変更であれば認められるか。又、議決権株式と無議決権株式の比率、株式(出資)と融資の額、比率の変更も認められるか。	第二次審査においては、競争的対話及び現地調査の結果を踏まえた提案の見直しが行われるものと想定しています。このため、提案の見直しを行った結果、第一次審査書類と第二次審査書類との間で相違が生じた場合には、第二次審査書類の中で当該見直しに係る合理的な理由を説明いただくこととなります。
A446	優先交渉権者選定基準の策定理由	国からの派遣・出向職員について	7	第4	表1	5-(2)	空港長に関してですが、引き続き国土交通省の職員が務めて頂けるのでしょうか。それとも運営権者からの職員派遣が必要でしょうか。	引き続き国職員が務めますので、運営権者からの職員派遣は不要です。
A447	優先交渉権者選定基準の策定理由	実施体制	7	第4	表1	4.-(3)	「応募企業、コンソーシアム構成員の親会社又は株主等持分権者の実績は評価の対象外である。」とありますが、昨今の企業グループ組織構造では、実質的な事業部門を子会社化していたり、投資ビークルや中間法人等を挟むような場合も多く、この判断基準は本質的ではないと考えられます。	これは、応募企業又はコンソーシアム構成員が事業遂行の実体を有する会社であることを求めるものであり、応募企業及びコンソーシアム構成員の親会社や株主は審査対象ではありませんが、子会社その他の投資ビークルによる事業は評価対象となります。
A448	優先交渉権者選定基準の策定理由	提案審査について	7	第4	6		第一次審査と第二次審査の運営権対価にはどれほど乖離があつてよいのか	運営権対価の額の乖離について具体的な基準設定は想定していませんが、原則として、第一次審査において提案した算定根拠に基づき、第二次審査の運営権対価をご提案いただくこととなります。
A449	優先交渉権者選定基準の策定理由	第一次審査における運営権対価の評価について	7	第4	6	(2)	第一次審査での予定額と第二次審査での提案額の相違はどの範囲、条件で許容されるのか。	運営権対価の額の乖離について具体的な基準設定は想定していませんが、原則として、第一次審査において提案した算定根拠に基づき、第二次審査の運営権対価をご提案いただくこととなります。
A450	優先交渉権者選定基準の策定理由	第一次審査における運営権対価の評価について	7	第4	6	(2)	「なお、第一次審査の提案時には基本施設等についてのデューデリジェンスが未了であるため、具体的に応募者を構成する提案額ではなく予定額及びその算出の考えを確認するにとどめる。」とあるが、一方で表1(優先交渉権者選定基準、P9)ではより高い運営権対価の予定額が提案されているかが審査ポイントとなっており、評価に不整合があるように思われる。整合性のあるよう修正すべきではないか。	記載は、第一次審査での運営権対価の予定額は応募者を拘束しないという趣旨です。

仙台空港特定空港運営事業等募集要項等に関する質問及び回答(平成26年9月12日)

(注:回答欄で記載の「現時点」又は「現在」とは、平成26年9月12日をいう。)

No.	資料名	タイトル	頁	項目			質問	回答
A451	優先交渉権者選定基準の策定理由	提案審査における審査基準	8	第5	3		第二次審査の提案書類は第一次審査の提案書類に一定程度拘束されますでしょうか。また、第一次審査の提案書類の全体の内容を損ねない範囲においては拘束されないとの理解でよろしいでしょうか。	第二次審査においては、競争的対話及び現地調査の結果を踏まえた提案の見直しが行われるものと想定しています。このため、提案の見直しを行った結果、第一次審査書類と第二次審査書類との間で相違が生じた場合には、第二次審査書類の中で当該見直しに係る合理的な理由を説明いただくこととなります。
A452	優先交渉権者選定基準の策定理由	旅客数・貨物量の目標値について	9	第5	表2	B)-【B1-1】-(3),(4)	“旅客数、貨物量については、その絶対数が高い目標値であるものを高評価とする。”とあり、“目標値は実施契約上の義務を構成するものではなく、…実現できなかった場合であっても、実施契約上違反とはしない。”とありますが、実現不可能と想定される過大な目標値を提案した場合はどのように評価されるのでしょうか。	着陸料等の料金提案等の提案施策による目標値の実現可能性とあわせて総合的に評価することとなります。
A453	優先交渉権者選定基準の策定理由	着陸料等の料金提案の評価方法について	10	第5	表2	B)-【B1-2】-(6)	“すなわち、全く同じ料金施策提案であっても、目標とする旅客数・貨物量が高い場合にはその効果としては不十分なこともありえるため、本提案に係る項目点は低い評価となることがある。”とありますが、本項目の評価は、他の応募者提案との相対評価となるのでしょうか。また【B1-3】-(5)・【B1-4】-(5)・【B2-2】-(4)・【B3-2】-(5)・【B3-3】-(7)も同様に相対評価となるのでしょうか。	目標値に対する実現可能性への貢献の程度によって評価することとなります。
A454	優先交渉権者選定基準の策定理由	職員の取り扱い	10	第5	表2	B)【B1-2】(7)	「利用者負担に考慮した提案となっているものについては特に加点することがある。」というの、「加点はあるが、あくまで第一評価点は旅客数・貨物量の目標値であり、利用者への負担が大きいためからいっても、加点がされないだけで減点までもがされるものではない。」という理解で宜しいでしょうか。	策定理由に記載のとおりです。
A455	優先交渉権者選定基準の策定理由	目標とする航空サービス利用者の利便性向上の水準	11	第5	3	B)【B2-1】(1)	航空利用サービス利用者に航空運送事業者は含まれていないとの理解でよろしいでしょうか。	「航空サービス利用者」に航空運送事業者は含みません。航空運送事業者に対する施策は【B1-2】【B1-3】【B1-4】において提案ください。
A456	優先交渉権者選定基準の策定理由	空港用地外の事業者との連携について	13				空港用地外の事業者(バス・タクシー等)との連携について、現在の連携状況および過去3年から5年の連携状況の詳細が分かる資料がありましたらご開示ください。(例えば、事業別連携会社ごとの取引の内容および会計上の収益・費用額)	空港用地外の事業者(バス・タクシー等)と国とが連携した事業はありません。なお、仙台空港事務所と公益社団法人宮城県バス協会、仙台空港構内タクシー協会、仙台空港レンタカー協議会等が連携する取組としては、仙台空港利用者利便向上協議会規約第11条の規定に基づく「交通部(H26.6.30設置)」があり、仙台空港ターミナル前面及び周辺道路の交通の改善を図るための議論等を行っています。また、旅客ビル施設事業者が行う連携事業については、県の定める手続においてご確認ください。
A457	優先交渉権者選定基準の策定理由	設備投資計画	14	第5	表2	C)	「空港の機能維持を目的とする設備投資」と「空港活性化を目的とする設備投資」の区分けについての具体的な基準は何かありますでしょうか。両者を明確に区分するのは難しいと考えます。配点方式が各項目で集計されるため、どちらの設備投資に配分されるのか、明確な基準を確認しておきたいと思います。	「空港の機能維持を目的とする設備投資」とは要求水準を充足するための設備投資をいい、これ以外の設備投資は「空港活性化を目的とする設備投資」とします。
A458	優先交渉権者選定基準の策定理由	優先交渉権者選定基準について	15	c)	(3)		設備投資の総額が大きいものを評価するとありますが、この投資額とは更新費用(資本的支出)の額を想定しているのでしょうか。その場合、維持管理費用としての修繕費(施設の延命化ではない)の設定金額の総額についてはどのように評価するのでしょうか。	提案する投資額は資本的支出に該当するものに限り、ただし、維持管理を目的とするもので、それによって設備投資額を抑制することができる修繕費がある場合は、【C1-2】においてその内容及び効果を具体的に記載してください。

仙台空港特定空港運営事業等募集要項等に関する質問及び回答(平成26年9月12日)

(注:回答欄で記載の「現時点」又は「現在」とは、平成26年9月12日をいう。)

No.	資料名	タイトル	頁	項目		質問	回答	
A459	優先交渉権者選定基準の策定理由	設備投資に関する計画	15	第5	表2	C1-1-(3) C1-2-(5) C2-1-(3) C2-2-(7)	設備投資の総額が大きいものを高く評価するとの記載がある一方、投資の抑制に対して加点するともあり、矛盾しているように考えられますが、これらの項目の整理の仕方についてご教示頂けますでしょうか。	【C1-1】【C2-1】では設備投資の総額が大きいものを高く評価し、【C1-2】【C2-2】では投資コスト削減に関する創意工夫を評価することとし、これらを総合的に評価することにより、設備投資額が大きく、創意工夫が認められるものをもっと高く評価するものです。
A460	優先交渉権者選定基準の策定理由	地域共生事業に関する提案	18	第5	表2	E1-(5)	「従前と同等以上の効果が得られることの疎明」につき、インフォメーション・パッケージに記載の情報だけでは、従前の地域共生事業の「効果」がどの程度であったかが不明瞭であると考えます。については、「効果」の判定基準等を、従前との比較が可能になるよう、明示頂けますでしょうか。	第二次審査提案項目【E1】の提案内容に関する質問のため、回答できません。
A461	優先交渉権者選定基準の策定理由	運営権対価	22	第5	表2	H1-1	運営権対価の金額について、その価額の大きいものを高評価するとありますが、応募者間の提案価額について、どの様な価格差に基づき評価点が変わるのか、具体的にご教示頂けますでしょうか。	選定基準及び同策定理由に示したものの以外の評価方法は公表しません。
A462	優先交渉権者選定基準の策定理由	第二次審査における提案内容と実施契約における義務の関係について		第5	表2		左記資料において第二次審査における提案の各項目の多くは実施契約上の義務となると記載されています。実施契約上「提案書類」として契約の一部を構成するとされていますが、「提案書類」の内容を事業開始後に変更する手続はどのようになりますでしょうか。実施契約上のマスタープランの変更、中期計画・単年度計画の変更等を通して「提案書類」の内容の実質的な変更が国の承認によって行うことができるという理解で宜しいでしょうか。	運営権者は、国の事前の承諾なく実施契約上の義務となる提案内容に違反して本事業を実施することはできません。また、運営権者が実施契約上の義務となる提案内容と整合しない本事業中期計画又は本事業単年度計画を提出しようとするときも、同様です。
A463	優先交渉権者選定基準の策定理由	第一次審査における提案と第二次審査における提案について					第二次審査提出時点において第一次審査における提案と第二次審査における提案の一致を求める文言は特に無いように見受けられますが、第一次審査後の開示書類等を確認した結果、第二次審査における提案の内容が第一次審査における提案の内容と必ずしも一致しないものとなることは許容されるのでしょうか。(実施契約締結時までには齟齬の無いよう調整する必要がある旨は様式集第2-1にて確認しております)	第二次審査においては、競争的対話及び現地調査の結果を踏まえた提案の見直しが行われるものと想定しています。このため、提案の見直しを行った結果、第一次審査書類と第二次審査書類との間で相違が生じた場合には、第二次審査書類の中で当該見直しに係る合理的な理由を説明いただくこととなります。
A464	様式集及び記載要領	応募アドバイザー	5	第一	4	(1)②	応募アドバイザーについては、他コンソーシアムと重複しても問題ないでしょうか。	ご理解のとおりです。
A465	様式集及び記載要領	応募アドバイザー	5	4	(1)	②	「応募アドバイザー」には、税務・会計、法務に関する税理士・公認会計士、弁護士も含まれるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
A466	様式集及び記載要領	応募アドバイザー	5	第1.	4	(1)-②	応募アドバイザーとして協働するためには、様式3-③及び様式4による情報共有手続の上、様式6-①又は②と、会社概要資料の提出を行うことで足りるという理解で宜しいでしょうか。当然、秘密保持契約は情報共有のため締結いたしますが、実際の業務委託契約は、開示されてくる情報などを見て契約内容が確定する場合があります。	ご理解のとおりです。
A467	様式集及び記載要領	様式9-③について	6	第1.	4.	(2)	応募企業又は代表企業と資本面若しくは人事面等における関連のないコンソーシアム構成員は、様式9-③の提出は不要との理解でよいのか。	ご理解のとおりです。

仙台空港特定空港運営事業等募集要項等に関する質問及び回答(平成26年9月12日)

(注:回答欄で記載の「現時点」又は「現在」とは、平成26年9月12日をいう。)

No.	資料名	タイトル	頁	項目		質問	回答
A468	様式集及び記載要領	企業名の記載	13			「第一次審査書類のうち提案審査書類(様式10-A~10-I)及び第二次審査書類のうち提案審査書類(様式18-A1~18-H1-2)では、企業名は正本のみに記載し、副本には、応募者及び応募アドバイザー、その他本公募に関し特定の応募者への支援・協力を行う者の企業名及び企業を類推できる記載(ロゴマークの使用等を含む。)は行わないこと」とありますが、コンソーシアム構成員の業務実績、SPCの役員予定者、その略歴などについては、企業名を明記しない限り、固有名称を用いてもよろしいでしょうか。また、提案書の添付書類(業務実績を示すパンフレット、金融機関の関心表明書など)に企業名が記載されることは問題ないと理解してよろしいでしょうか。	様式集及び記載要領に記載のとおりです。添付書類は正本のみに添付してください。
A469	様式集及び記載要領	記載内容	13	第2	3	補足資料の添付について枚数制限がございますでしょうか。	補足資料を含め、各様式の頁数制限の範囲内で提出してください。
A470	様式集及び記載要領	書類の内容の齟齬又は矛盾の調整方法について	13	第2.	3.	「第一次審査書類と第二次審査書類との内容について齟齬又は矛盾がある場合には、実施契約締結までに調整するものとする。」とは、具体的にどのような調整作業を予定しているのか。	仮に齟齬又は矛盾があった場合には、具体的な調整方法等については、優先交渉権者決定後に提示する予定です。
A471	様式集及び記載要領	補足資料の添付方法について	13	第2.	3.	補足資料の添付について制限はあるか。また、添付の方法(添付資料として別冊にする等)に指定はあるか。	補足資料を含め、各様式の頁数制限の範囲内で提出してください。
A472	様式集及び記載要領	様式3-②	21	第7条	2	同項に定める破棄予定日の通知は、任意の様式でよろしいでしょうか。	様式は任意とします。
A473	様式集及び記載要領	様式4	24			本書は、第二次被開示者も提出するのでしょうか。また、提出は、誓約書の提出者とまとめてよろしいでしょうか。	前段については、第二次被開示者は、守秘義務の遵守に関する誓約書の提出者とは別に提出してください。 後段については、守秘義務の遵守に関する誓約書の提出者が取り纏めて提出することも可能です。
A474	様式集及び記載要領	様式10-Cにおける設備の区分について	40			空港の機能維持を目的とする設備と空港活性化を目的とする設備はどのように区分して記載すればよいか。投資目的により区分するのか、運営権対象施設と非対象施設(旅客ビル、空港用地内提案施設等)など、施設により区分するのか。	「空港の機能維持を目的とする設備投資」とは要求水準を充足するための設備投資をいい、これ以外の設備投資は「空港活性化を目的とする設備投資」とします。
A475	様式集及び記載要領	様式9-③	41			(1)に物件名ではなく事業名を記載した場合、(2)には主な事業所の所在地を記載すればよろしいでしょうか。 本様式については、記載のサンプルをご提示いただけますと幸いです。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、様式集及び記載要領に従って記載してください。
A476	様式集及び記載要領	業務実績について	46			商業施設若しくは公共施設の建設運営、又は買収運営の実績について、PFI事業の建設運営(出資)は実績対象となるか。	業務実績の対象となります。
A477	様式集及び記載要領	様式13-①	67			募集要項には、応募アドバイザーの変更に関する定めはないものと認識しておりますが、応募アドバイザーの変更のみの場合にも、「・・・変更させていただきたく・・・」との文言のまま本様式を使用するのでしょうか。	応募アドバイザーを変更する場合には、様式13-②構成員変更内訳書を使用してください。
A478	様式集及び記載要領	様式18-C2-2	78			「30年後の施設等配置図及び各施設等の概要」はA3サイズ横長片面印刷で提出することとありますが、A3サイズも1項と数えてよろしいでしょうか。また、施設等配置図と各施設等の概要を各々A3サイズ横長片面印刷としてもよろしいでしょうか。(この場合、A3用紙2枚となります。)なお、A3とした場合の様式は、A4と同様に通し番号、提案内容、登録受付番号が記載された様式を自ら作成すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。様式18-C2-2の頁数制限の範囲内でご提案にお任せします。 「なお」以下については、ご理解のとおりです。